静岡県総合計画

富国有徳の理想郷 "ふじのくに" のグランドデザイン

基本計画

(平成22年度~25年度)

平成 23 年 2 月

静岡県

(目 次)

基本計画

1		「命」を守る危機管理	
	1	減災力の強化	1
	2	地域防災力の充実・強化	13
	3	防災力の発信	17
	4	災害に強い地域基盤の整備	18
«	" ,	ふじのくに"の徳のある人材の育成 》	
2	- 1	「有徳の人」づくり	
	1	心と体の調和した人間形成の基礎づくり	24
	2	「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	26
	3	生涯学習を支える社会づくり	37
2	-2	「憧れ」を呼ぶ"ふじのくに"づくり	
	1	多彩な文化の創出と継承	42
	2	スポーツに親しみ技量を高める環境づくり	47
	3	多文化共生と新たな地域外交の推進	50
	4	交流を支えるネットワークの充実	55
	5	誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり	62
	6	多様な交流の拡大と深化	68
«	" ;	ふじのくに"の豊かさの実現 ≫	
_			
- 3	- 1	一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	
3	- 1 1	一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造 新結合による「場力」の向上	73
3			
[3	1	新結合による「場力」の向上	77
3	1 2	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興	77 83
[3	1 2 3	新結合による「場力」の向上	77 83 88
	1 2 3 4 5	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化	77 83 88
	1 2 3 4	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現	77 83 88 95
	1 2 3 4 5	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現	77 83 88 95
	1 2 3 4 5 -2	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進	77 83 88 95 99
	1 2 3 4 5 -2 1 2	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	77 83 88 95 99 105 108
	1 2 3 4 5 -2 1 2 3	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築 自然と調和する美しい景観の創造と保全	77 83 88 95 99 105 108 113
	1 2 3 4 5 -2 1 2 3 4	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	77 83 88 95 99 105 108 113 115
3	1 2 3 4 5 -2 1 2 3 4 5 6	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築 自然と調和する美しい景観の創造と保全 自然との共生と次世代への継承 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	77 83 88 95 99 105 108 113 115
3	1 2 3 4 5 -2 1 2 3 4 5 6	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築 自然と調和する美しい景観の創造と保全 自然との共生と次世代への継承 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり 「安心」の健康福祉の実現	77 83 88 95 99 105 108 113 115
3	1 2 3 4 5 -2 1 2 3 4 5 6	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築 自然と調和する美しい景観の創造と保全 自然との共生と次世代への継承 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり 「安心」の健康福祉の実現 安心して子どもを生み育てられる環境整備	77 83 88 95 99 105 108 113 115 118
3	1 2 3 4 5 -2 1 2 3 4 5 6	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築 自然と調和する美しい景観の創造と保全 自然との共生と次世代への継承 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり 「安心」の健康福祉の実現 安心して子どもを生み育てられる環境整備 安心医療の提供と健康づくりの推進	77 83 88 95 99 105 108 113 115 118
3	1 2 3 4 5 -2 1 2 3 4 5 6 -3 1 2	新結合による「場力」の向上 次世代産業の創出 活気ある地域産業の振興 生きる力の源となる農林水産業の強化 誰もが活躍できる就業環境の実現 「和」を尊重する暮らしの形成 快適な暮らし空間の実現 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進 地球を守る低炭素・循環型社会の構築 自然と調和する美しい景観の創造と保全 自然との共生と次世代への継承 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり 「安心」の健康福祉の実現 安心して子どもを生み育てられる環境整備	77 83 88 95 99 105 108 113 115 118 126 134 144

≪ "ふじのくに"の自立の実現 ≫

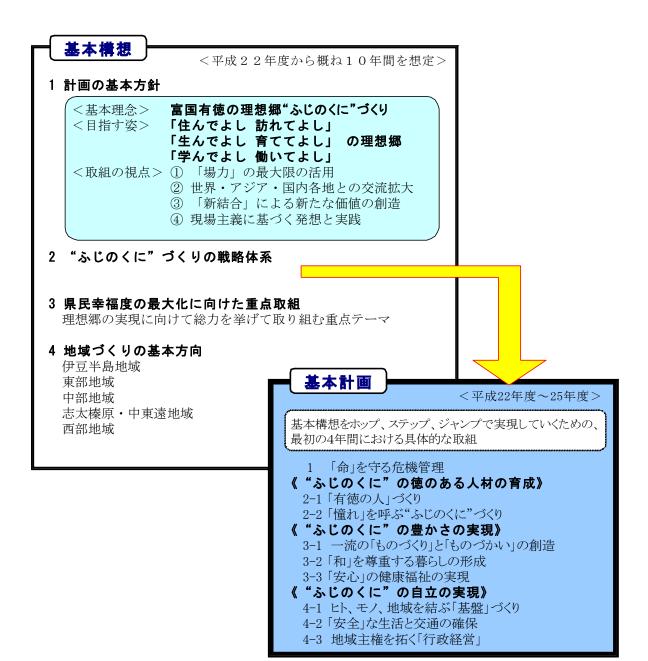
4-1	ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり
1	活力ある多自然共生地域の形成
2	賑わいと潤いを生む都市空間の創造
3	陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充
4-2	「安全」な生活と交通の確保
1	官民協働による犯罪に強い社会づくり
2	総合的な交通事故防止対策の推進
3	犯罪発生を抑える警察力の強化
4-3	地域主権を拓く「行政経営」
1	透明性の高い行政運営
2	効果的で能率的な行政運営
3	未来を見据えた戦略的な行政運営
〇基本	計画の数値目標一覧
〇分野	5 別計画一覧207

基本計画

<基本計画について>

基本計画は、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷 "ふじのくに"のグランドデザイン」の基本構想に掲げた基本理念や目指す姿などを実現するために取り組む施策を取りまとめたものであり、概ね10年先を見据えた基本構想をホップ、ステップ、ジャンプで実現するため、最初の4年間(平成22年度 ~25 年度)における具体的な取組を明らかにする。

基本構想の中で示した「"ふじのくに"づくりの戦略体系」に合わせ、9つの柱それぞれを担当部局が推進する戦略として位置付けるとともに、各施策のまとまりごとに「目標」を設定し、「主な取組」については「工程表」を盛り込んだ。



<記載内容の説明>

・【目標】は、4年間(平成22年度~25年度)の達成度を示す指標 (原則として、平成25年度の目標値) 各指標の意味については、巻末の「基本計画の数値目標一覧」内に記載 ()書きは、現状値として直近のデータ

<目標設定の考え方>

区分	内 容	目 標
基本構想	今後 10 年程度を見据え、基本理念に基づいた	アウトカム指標
	"ふじのくに"づくりの実現につながる 重要かつ代	誘導目標
	表する目標を、各領域で数値目標化	
基本計画	4年間 の、"ふじのくに"づくりに取り組む、それぞ	アウトカム指標
	れの担い手の 具体的な基本指標 を、数値目標化	~アウトプット指標
		誘導、管理目標

- ・ 「**工程表」**で示した**【主な取組】**について、施策内容(箇条書き部分)の文中 に**ゴシック体**で強調表記(該当する文言を適宜表示)
- ・ [分野別計画] は、各施策を具体化するための個別計画

1「命」を守る危機管理

1 減災力の強化

あらゆる危機事案に対して迅速・的確に対応できるよう、"ふじのくに"危機管理計画(仮称)を策定するとともに、実践的な訓練の実施により、東海地震対策で培ったノウハウやシステムを危機全般に応用し、減災力の強化、危機全般に対する備えの一層の充実を図る。

(1) 危機管理体制の強化

かけがえのない県民の生命、身体及び財産に対する直接的かつ重大な被害を防止し、又は被害を軽減するため、県及び市町の危機管理体制の強化を図る。

【目標】

危機管理全般に対する一元的な管理体制を構築している市町の割合

(平成 22 年度 43%) 100%

地震関連情報等一斉配信システムに登録している県職員の割合

(平成22年11月86%) 100%

○危機管理に関する計画の推進

- ・地震、風水害、原子力災害、国民保護事案、感染症など、県民の生命、身体及び財産に対し直接的かつ重大な影響を与え、又は与えるおそれのあるあらゆる危機への予防対策、応急対策、復旧・復興対策を定めた「"ふじのくに"危機管理計画(仮称)」を策定する。
- ・第3次地震被害想定の死者数半減(平成27年度)を目標として平成18年度から開始した「地震対策アクションプログラム2006」(2006~2015)について、各アクションの見直しを図りつつ、着実な進捗管理を行う。
- ・災害時に県の各組織において優先的に取り組むべき業務や、災害時であっても継続すべき業務、人的資源の確保・配分等を定めた静岡県業務継続計画(BCP)を策定する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
危機管理計画の策定	計画策定	公表		
「地震対策アクション			中間見直し	進捗管理
プログラム 2006」の推進				

〇市町及び関係機関等との連携

- ・発災後 72 時間以内の救出・救助と負傷者や避難者等への対応の迅速化を図るため、道路、 ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化と電子地図を用いた**総合防災** 情報システムを構築し、関係機関との情報の共有化を推進する。
- ・危機事案に対して迅速、的確に応急対策や復旧対策が実施できるよう、自衛隊やライフライン関係機関等と平常時から連絡会議や共同訓練を実施し、連携を深める。
- ・災害時応援協定が有効に活用できるよう、協定を締結している団体や事業者との意見交 換会を開催するなど、平常時からの連携強化を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
総合防災情報システムの 構築	,	リポート、救護所、 青報データベース <i>0</i>	避難所 の構築	総合防災情報シ ステムを活用し
				た情報の共有
	市町や	自衛隊、ライフラ	イン関係機関との	連携

〇大規模災害に備えた訓練の実施

- ・県や市町職員の危機対応能力の向上を図るため、危機対策にあたる要員を対象として、 年間を通じて計画的・段階的に、**各種実践的な訓練**を実施する。
- ・地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び県民の防災意識の高揚を図るため、地域 で防災を担う方等を対象として、年間を通じて計画的に**自助・共助の訓練**を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
各種実践的な訓練 (総合防災訓練、特化型		毎年、計画	前的に実施	
訓練、大規模図上訓練)		毎年、計画	 動に実施	
(地域防災訓練、DI G・HUGの実施)				•

※DIG…災害図上訓練、HUG…避難所運営ゲーム

○災害情報伝達機能の強化

- ・県庁と出先機関、市町、消防本部、防災関係行政機関等を結ぶ防災行政無線の老朽化に 伴い、デジタル方式に対応した**新たな防災通信ネットワークシステムを整備**する。
- ・発災後 72 時間以内の救出・救助と負傷者や避難者等への対応の迅速化を図るため、道 路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化や電子地図を用いた総 合防災情報システムを構築し、関係機関との共有化を推進する。
- ・緊急地震速報や国民保護事案等の緊急の情報を瞬時に県民に届ける全国瞬時警報システム (J-ALERT) や、一定量の情報を迅速・確実に送信する緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) などの情報通信・伝達システムを整備する。
- ・外国人県民向けの防災知識の普及啓発や災害通訳ボランティアを活用した緊急時サポート 体制の構築などにより、外国人県民の危機管理対策を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
静岡県次期防災通信ネットワークシステム整備	実施設計		整備工事	
防災行政無線のデジ タル化への移行	人 他以刊			
J. 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				

「分野別計画」静岡県地域防災計画

(2) 東海地震等地震災害·火山災害対策

本県にとっての最大の危機事案は東海地震であり、その切迫性や脅威は一段と高まっている。東海地震から一人でも多くの県民の命を守るため、自助、共助、公助による戦略的な地震対策を推進する。

また、富士山及び伊豆東部火山群への的確な防災・応急対策が行えるよう、火山防災対策を推進する。

【目標】

東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約5,900 人)の半減(平成27年度) (平成20年度△1.521人)

住宅の耐震化率 (平成 20 年度 79.3%) 90% (平成 27 年度)

〇生存の分岐点 72 時間の最大活用

- ・東海地震が発生した場合に国等の応援を円滑に受け入れるため、静岡県広域受援計画に 基づき、富士山静岡空港を活用した救出・救助体制の強化を図る。
- ・発災後72時間以内の救出・救助と負傷者や避難者等への対応の迅速化を図るため、道路、 ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化や電子地図を用いた総合防災 情報システムを構築し、関係機関との共有化を推進する。
- ・発災初動期に市町や消防団、自主防災組織等が迅速・的確な応急対策を実施できるよう、 市町等が行う災害対策本部の設備や防災資機材等の整備に対して、大規模地震対策等総合 支援事業費補助金による支援を行う。
- ・建物の倒壊等により大量の生き埋めや延焼火災の発生が予想される中、1人でも多くの県民の生命を救うため、医療救護計画に基づいた医療救護体制を確立・整備するとともに、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等救護班受入による治療実施体制など、災害時の医療救護体制を整備する。

○建築物等の耐震化の推進

- ・専門家による無料の耐震診断、耐震補強・建替助成、市町等と連携した周知・啓発活動等を行うプロジェクト「TOUKAI-0」事業により、**木造住宅の耐震化**を推進する。
- ・高度な専門知識・経験を有する「建築防災アシスタント」の派遣や耐震診断・耐震補強 助成等により、店舗、事務所等多数の者が利用する**特定建築物の耐震化**を推進する。
- ・ブロック塀の撤去・改善に対して助成するなど、落下物対策やブロック塀の耐震化を推 進する。
- ・平成21年8月11日に発生した駿河湾を震源とする地震では、倒れてきた家具やテレビ、飛散したガラス等により多くの県民が負傷したことから、家庭内の地震対策に関する普及啓発や市町等が行う家具の転倒防止対策等に対して支援を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
木造住宅の耐震化の推進	助成制度の見直 しの検討			
	市町、	関係団体等と連携	した意識啓発、制	度周知
				※住宅の耐震化 率 87%
特定建築物の耐震化の推進(一定規模以上の公		*築防災アシスタン	√ト等による意識啓 	発、指導・助言▶
共・民間建築物)				※特定建築物の 耐震化率 86%

[※]静岡県耐震改修促進計画では、住宅・特定建築物とも耐震化率 90% (平成 27 年度末)の数値目標を掲げている。

○空のネットワークの活用

・ヘリコプターにより県内全域を30分以内でカバーする応急対策活動の中核的な拠点に富士山静岡空港を位置付けるとともに、確実に離着陸できる市町拠点ヘリポートの整備を支援し、避難や救出・救助の支援体制を整備する。

○被災後の県民生活の支援

- ・避難所での生活によるストレスを少しでも軽減できるよう、食事、トイレ、騒音、就寝 等避難所生活に関するルールづくりやプライバシーの保護、アメニティー向上等の促進 を図るとともに、福祉避難所の設置をはじめ、災害時要援護者に配慮した避難所の確保 を促進する。
- ・水の確保は、飲料水はもちろんのこと、生活用水としても発災直後から重要な問題となることから、断水した場合に**水道代替水**として使用できる井戸に関するデータベースを 県が作成するとともに、市町が行う災害用井戸の設置事業に対して支援を行う。
- ・物資拠点においては、非被災地からの物資の受取り、仕分け、市町への配送準備、在庫 管理等に多くの時間や人員、労力が費やされることが予想されることから、ICチップ 等を活用した配送システムを検討し、**救援物資等を円滑、効率的に配送する体制の整備** を図る。
- ・富士山静岡空港を拠点とした支援物資の受入れ態勢、物資拠点との連携、空港内における備蓄体制の整備等についての検討を行う。
- ・災害発生時の協力協定を締結している団体や民間事業者と定期的に連絡会等を開催し、 課題を解決することにより協定の実効性を担保し、物資等の確実な確保を図る。
- ・電気・ガス・上下水道・通信等、県民生活に大きな影響を与えるライフラインの耐震化 を図るとともに、早期に復旧できる体制整備を図る。
- ・住宅の再建を主とした県民生活が迅速に復旧されるよう、被災者生活再建支援制度の充 実を国へ働きかけるとともに、計画的な復興が着実に進むよう、全庁的な復旧・復興体 制の整備を図る。
- ・迅速な復旧活動に必要となる正確な登記簿と公図を整備するため、地籍調査を促進する。

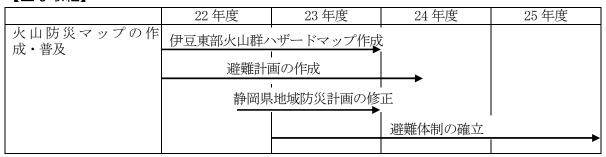
【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
水道代替水の確保	井戸に関するデー	ータベースの作成		
		市町が行う井戸の	の整備への支援	
救援物資等を円滑、効率 的に配送する体制の整			至庫管理等を支援で えながら体制を整	_
備				

〇火山災害対策

- ・富士山噴火災害への的確な防災・応急対策が行えるよう火山災害の防止も考慮した砂防 施設の整備など地域防災計画に基づく火山防災対策を推進する。
- ・伊豆東部火山群について、気象庁が平成 19 年 12 月から設定・導入を始めた噴火警戒レベルを導入するよう、火山防災マップの作成・普及や必要な火山防災対策の充実・強化を図る。
- ・国、関係県・市町と連携を図りながら、防災訓練、研修会の実施等広域的な火山防災対策を推進する。

【主な取組】



[分野別計画] 静岡県地域防災計画、静岡県耐震改修促進計画、 静岡県第6次国土調査事業十箇年計画、静岡県経済産業ビジョン、 "ふじのくに"の農山村づくり

(3) 火災予防・救急救助対策

火災の未然防止を図るとともに、火災や事故に的確に対処し、被害を最小限に抑えるため、消防救急体制の充実・強化や産業保安対策を推進する。

また、医療機関と連携して傷病者の救急搬送及び受入れをより円滑・迅速に実施できる 体制を構築する。

【目標】

住宅用火災警報器の整備率 (平成21年60%) 100% 救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間

(平成21年25.6分) 20分

○消防体制の充実・強化と火災予防対策の推進

- ・行財政上の様々なスケールメリットを活かして、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など消防力を強化するため、**消防救急の広域化**を推進するとともに、消防施設・設備の充実支援に努める。
- ・消防の広域化と歩調を合わせた消防救急無線のデジタル化への円滑な移行を進める。
- ・火災予防体制を確立するため、消防計画の作成など法令順守の徹底を図る。
- ・大規模災害などに対応するため、航空消防体制の充実を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
消防救急の広域化	市町「運営割	十画」策定	広域化の実現	

○消防団の充実・強化

- ・地域防災の要である消防団員確保対策の充実を図る。
- ・地域防災力の強化を図るため、消防団活動に対する事業所の理解促進や地域消防団活動 への事業所の参加促進に取り組む。

〇産業保安対策の推進

- ・高圧ガス、火薬類、危険物関係事業者の監視指導により、事業者の自主保安体制の整備 を推進する。
- ・高圧ガス、火薬類、危険物の適正な取扱い等に関する情報を発信し、啓発を行う。

○救急救助対策の推進

- ・消防機関と医療機関とが協議し、連携を強化することにより、傷病者の救急搬送・受入 れが円滑・迅速に実施できる体制を整備する。
- ・より高度な救急需要に応えるため、救急救命士の計画的な養成と救急業務の高度化に対 応し得る救急業務体制を整備する。
- ・防災ヘリコプターを利用した救助体制の充実を図る。

(4) 原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所の運転状況、周辺への環境放射線の影響を確認し、関係情報を県民に 広く公開、提供するとともに、万一の災害発生に備え、関係機関との連携体制、災害応急 体制等の充実・強化を図る。

【目標】

人為的ミスによる事故の発生件数 0件

事故・トラブルに関する情報公開率 100%

〇原子力災害防災体制の整備

- ・万一の原子力災害の発生に備え、国や関係市などの防災関係機関や事業者と連携し、情報伝達やオフサイトセンターの運営などをはじめとする**災害応急体制を整備**するとともに、**原子力防災訓練**により検証を行う。
- ・地域防災計画等に基づき、防災資機材の整備やその適正な維持管理を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
災害応急体制の整備、原 子力防災訓練の実施	災害応急体制	の継続的な見直し	、原子力防災訓練	による検証
防災資機材の整備・維持	地域防災計画	 画等に基づく防災資	₹機材の整備、維持	管理
管理				_

- ※オフサイトセンター…原子力災害対策特別措置法により、緊急時の対策拠点として整備することとされている施設。本県では、静岡県浜岡原子力防災センター(御前崎市池新田)。
- ※災害応急体制…情報収集及び県民への伝達活動、避難収容等の防護活動、緊急時モニタリング、 スクリーニング(放射性物質による汚染有無の検査)をはじめとする被ばく医療等の災害時の 活動。

〇原子力発電所の安全・安心対策の推進

- ・事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。
- 発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果について定期的に環境放射線安全協議 会で確認を得るとともに公表する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
発電所の安全確認、周辺 の環境放射線の監視				
				-

○原子力に関する情報提供

・防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議(原子力分科会)を開催し、適時・適切な情報提供を行う。

・事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、**原子力に関する情報を提供**し、 正しい理解の普及啓発に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
原子力に関する情報提供	防災・原子力学術会議、公開講座の開催				

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

(5) 国民保護対策

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態から被害を最小限に抑えることができる 体制整備を図るため、国民保護計画に基づく危機管理体制の整備を推進する。

【目標】

静岡県国民保護計画の認知度(平成19年度36%) 50%

○国民保護計画の普及啓発

- ・国民保護措置における住民の避難や救援の仕組みなど、住民が自らの生命、身体及び財産を守るという観点から知っておくべき知識等についての啓発を行う。
- ・県ホームページへの掲載、市町と連携した訓練の実施、各種の研修会を活用した説明など、様々な機会を捉えて認知度を高める。

○国民保護訓練の実施

・武力攻撃事態や緊急対処事態における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県対策本部の設置運営、被災情報等に関する情報収集、警報・避難指示等の通知・伝達、避難誘導訓練を中心に、事態発生時の行動及び判断を伴う実践的な訓練を、関係機関・団体等と連携しながら実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
国民保護訓練の実施		図上訓練の実施		

[分野別計画] 静岡県国民保護計画

(6)健康危機対策

感染症発生動向調査により収集した情報を基に、保健所や市町、医療機関、県民に注意を呼び掛け、感染症の予防を図るとともに、発生時における迅速な調査や防疫措置を実施するほか、感染症に対する適切な医療体制を確保する。

また、食中毒防止など食品の安全や生活衛生の確保のための監視・指導体制の充実・強化を図るとともに、依然として深刻な状況にある覚せい剤や大麻などの薬物の乱用を防止するため、総合的な対策を推進する。

【目標】

結核等の感染症の集団発生件数(平成21年度1件) 0件

人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数(平成 21 年度 20.0 人) 10 人以下 レジオネラ症等患者発生原因施設の割合(平成 21 年度 0%) 0%

薬物乱用者数(平成21年581人) 年間500人以下

〇感染症対策の推進

- ・結核、腸管出血性大腸菌感染症(O157等)、インフルエンザ等の**感染症に関する情報提供や防疫措置等**により、集団発生を防止する。
- ・感染症指定医療機関の整備、充実などにより、医療提供体制を確保する。
- ・新型インフルエンザ対策を推進する。

【主な取組】



〇食品の安全確保

- ・学校給食等大量調理施設、広域流通食品製造施設等に対する重点監視指導を行う。
- ・腸管出血性大腸菌O157や残留農薬等についての**食品検査を実施**する。
- ・食品による健康被害発生事例等を食品関係業者、消費者に対して注意喚起を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
食品衛生監視指導				-
食品の抜取り検査(4,000	監視率 100%	100%	100%	100%
検体)により違反が判明 した施設の改善指導		100%	100%	100%

〇生活衛生の安全確保

・旅館等の生活衛生関係営業施設等における健康被害を防止するため、入浴施設のレジオネラ症防止や温泉の成分の適正表示などの安全対策を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
生活衛生関係営業施設の 健康被害の防止		レジオネラ症等患	 	
	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設

○薬物乱用の防止

- ・啓発活動の推進や取締りの強化、相談体制及び医療保護対策の充実強化など、関係機関等と連携を図り、効果的な**薬物乱用防止対策を推進**する。
- ・学生、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教育、若者をはじめとする一般県民を対象と した街頭啓発、薬物乱用防止県民大会などの薬物乱用の予防啓発活動を推進する。
- ・麻薬、向精神薬、覚せい剤等の取扱者、毒物劇物の取扱者に対する監視指導を行い、適正 な使用及び管理の徹底を図ることにより、麻薬等の不正使用及び不正流通の防止を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
薬物乱用防止対策の推				
進	「静岡	県薬物乱用対策推	進計画」の策定・持	推進
	薬物乱用者数			
	581 人(H21)			500 人以下

[分野別計画] 静岡県保健医療計画、静岡県感染症・結核予防計画、静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画、しずおか食の安全推進のためのアクションプラン、静岡県薬物乱用対策推進計画

(7) その他の危機事案への対策

大気汚染や水質汚濁等の環境汚染、航空機の墜落、列車の転覆、石油コンビナート災害等の大規模事故、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病など、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な影響を与える事象で、速やかに対策を講じなければ被害が急速に拡大する可能性がある事案等に関して、予防対策や被害軽減対策、事案が発生した場合の迅速・的確な応急対策を実施するための体制整備を図る。

【目標】

各種危機事案発生に対応した行動計画等の策定率 100%

〇その他の危機事案への対策

- ・水質汚濁や大気汚染の防止を図るため、工場や事業場からの排水等に関する事業主による自主的な管理の促進や指導を行うとともに、公共用水域と地下水の水質や大気の常時 監視を実施する。
- ・航空機、鉄道など大量輸送機関における事故が発生した場合の行動計画を策定する。
- ・大規模な被害が予想される家畜伝染病に迅速に対応するための体制整備を図る。

「分野別計画」静岡県環境基本計画、静岡県石油コンビナート等防災計画

2 地域防災力の充実・強化

少子・高齢化や昼夜間の人口差の拡大が進行する中、地域防災力の維持・強化は喫緊の 課題となっている。自分では避難することが困難な高齢者や乳幼児のいる世帯など災害時 要援護者を地域住民の力で守るため、自主防災組織の活性化や消防団・事業所等との連携 強化、防災リーダー等の育成を図るとともに、救出・救助活動に資する防災資機材の整備 を促進する。

(1)組織力の強化

自主防災組織の活性化や、消防団・事業所等と自主防災組織との連携を強化し、自助、 共助の地域社会づくりを進める。

【目標】

自主防災組織の活動が「活発である」と答える県民の割合(平成21年度75.8%) 85%

〇自主防災組織・消防団の活性化

- ・防災に関する人材育成研修を実施し、自主防災組織の活性化を図るとともに、消防団・ 事業所・学校と自主防災組織との連携を強化し、災害発生直後の初期救出等は地域で行 うことができる地域社会づくりを進める。
- ・自主防災組織を主体として、地域の特性に応じた具体的な被害を想定して地域防災訓練 を実施するとともに、地域の防災体制の確立や地域住民による「自助・共助」意識の高 揚を図る。

○事業所の防災対策の充実・強化

- ・出前講座の実施や事業所内図面等に想定される被害状況を書き込む災害図上訓練「事業所DIG」の普及啓発等により、防災体制の整備、防災訓練の実施等、事業所の防災活動の活性化を図る。
- ・事業所における事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランを県のホームページに掲載するとともに、静岡県BCP普及研究会会員による普及啓発やBCPの相談、指導者の養成を図る。
- ・地域の防災訓練への参加や自主防災組織との災害時応援協定の締結等、地域の一員として被害の軽減及び災害復旧・復興に貢献する事業所の事例を収集し、その活動を情報発信する等、事業所の地域防災活動への参加を促進するための取組を推進する。

「分野別計画」静岡県地域防災計画

(2) 人材の育成

東海地震等大規模災害が発生したときに、迅速かつ的確な災害対応を行うことができる 人材を育成するとともに、地震防災センターの機能強化等により、県民の防災意識の向上 を図る。

【目標】

地域防災力強化人材育成研修修了者

(平成 21 年度 1, 295 人) 平成 22~25 年度累計 4,800 人

ふじのくに防災に関する知事認証取得者

(平成21年度までの累計965人) 平成22~25年度累計1,400人

○地域防災リーダーの育成

- ・地震防災センターを拠点とした「地域防災力強化人材育成研修」を実施し、地域防災の 担い手となる**防災リーダー等の人材を計画的に育成**する。
- ・「ふじのくに防災に関する知事認証制度」を創設し、東海地震等の大規模災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる知識、知恵及び技術を持った人材や、中学生・高校生など次世代の地域防災の担い手を育成し、地域防災力の充実・強化を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域の防災活動を支え る新たな人材の育成		地域防災力強化人	材育成研修の実施	
			受講者	「数延べ 4, 800 人
地域防災を担う人材の スキルアップ	ふじのくに防災 に関する知事認 証制度創設		こよる人材の育成	
			認証取得	者延べ 1,400 人

- ※「地域防災力強化人材育成研修」… 切迫性が強く指摘されている東海地震などの大規模災害に備えて、地域防災の中心的な担い手となる人材を計画的・継続的に育成するため、静岡県地震防災センターを拠点に、自主防災組織関係者、事務所防災担当者、女性等様々な対象者ごとに開催する総合的・体系的な研修。
- ※「ふじのくに防災に関する知事認証制度」… 地域防災力の充実・強化を図るため、災害時に役立 つと考えられる国家資格取得者や小・中・高校生等を対象とした養成講座の修了者等に知事認証を 付与する制度。知事認証は、現在、「ふじのくに防災マイスター」、「ふじのくにジュニア防災士」、「ふ じのくに地域防災指導員」、「ふじのくに災害ボランティアコーディネーター」、「ふじのくに防災士」、 「ふじのくに防災フェロー」の6つ。

〇産学官連携による防災協働事業の推進

- ・県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等16機関により組織した「しずおか防災コンソーシアム」を活用し、セミナー・研修会の開催や共同研究、人材育成など多面的な交流・協働により防災対策を推進する。
- ・大学等高等教育機関と連携して防災対策の普及啓発を行うとともに、災害発生時に自ら 行動し、地域住民に対する指導を行うことができる防災専門家を育成する。

○県民の防災意識の向上

- ・防災セミナーの開催や広報誌・ラジオ等を活用した啓発活動を実施し、県民の防災意識 の向上及び地震防災対策の推進を図る。
- ・静岡県地震防災センターにおいて、地震体験や建築物の耐震化、家具の固定等の展示の他、 体験学習や各種防災講座を開催するなど、地震対策についての普及・啓発を行うとともに、 防災関係者の交流拠点として地震防災センターを活用する。
- ・児童生徒をはじめ、県民一人ひとりの防災対応能力の向上を図るため、総合的・体系的 な防災教育を推進する。
- ・外国人県民にも防災に関する情報が十分に伝わるよう、ホームページ、パンフレット等 の多言語化や、FM放送(英語)、インターネットラジオ(ポルトガル語)の利用など情 報媒体を工夫する。
- ・外国人が地域の一員として主体的に地域防災に参加できるよう、地域や職場における防 災訓練や研修会、イベントの開催など多様な機会を提供する。

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

(3) 資機材等の整備

大規模災害時の物質的にも精神的にも極限状態の中で、地域住民が共助のために立ち上がり、連帯・協力して救出・救助や消火活動等を行うにあたっては、組織力や個人の防災知識の他、初期消火用資機材、救助用資機材、避難生活用資機材等が、安全・確実に利用できることが大切であり、市町等が予防対策として行う資機材等の整備に対して支援を行い、救助活動等の効率化を図る。

【目標】

市町等からの資機材等の整備要望に対する充足率(平成21年度100%) 100%

○資機材等の整備

- ・大規模地震対策等総合支援事業費補助金により、地域のニーズにあったきめ細かな支援 を、地域危機管理局と連携しながら実施する。
- ・特に、高齢者や女性でも扱いやすい資機材の整備や災害弱者に配慮した対策、ICT技 術を活用した先進的な対策等の情報を市町等に提供し、防災対策の促進を図る。

[分野別計画] 静岡県地域防災計画

3 防災力の発信

本県がこれまで東海地震対策で培ってきた防災力を国内外に発信し、防災交流を通じた 国際貢献や本県の防災先進性のPRを行い、防災拠点としての富士山静岡空港の機能強化 を図るとともに、県、県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等16機関により組織する「しずおか防災コンソーシアム」の事業や研究成果を全国に発信していく。

【目標】

韓国、台湾との相互応援協定の締結 平成25年度までに締結

〇アジア諸国との防災交流の推進

- ・防災に関する相互応援協定を締結し、防災に関する情報やノウハウの共有、人の交流を 実現する。
- ・アジア諸国において大規模な災害が発生した場合に、援助物資を富士山静岡空港から輸送するため、静岡空港との間に定期便を運航する航空会社と援助物資緊急輸送協定を締結する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
アジア諸国との防災交 流の推進	近隣諸国との相互応援協定締結を踏まえ防災交流の具体化推進			

〇しずおか防災コンソーシアムによる情報発信

- ・県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等16機関により組織した「しずおか防災コンソーシアム」を活用し、セミナー・研修会の開催や共同研究、人材育成など多面的な交流・協働により防災対策を推進し、その成果を広く県民、マスコミや全国に発信していく。
- ・本県の持つ防災に関する先進的なノウハウを体系化し、「**防災学」の創出**を目指す。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
「防災学」の創出に向け		調査研究(「防	災学」創出シンポシ	ジウムの開催)
た調査研究		•	•	•

〇原子力に関する情報提供

- ・防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議(原子力分科会)を開催し、原子力に関する情報提供を行う。
- ・事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、 正しい理解の普及啓発に努める。

4 災害に強い地域基盤の整備

地震災害や風水害、土砂災害等による被害を最小限に抑えるため、各種社会基盤の整備を図る。

(1) 地震に強い基盤整備

「減災」の考え方に基づき、避難所となる公共建築物や緊急輸送路等のライフラインの 耐震対策、津波対策などを推進し、安全・安心な生活基盤を確立する。

【目標】

東海地震で想定される死者数(第3次地震被害想定 約5,900人)の半減(平成27年度) (平成20年度△1,521人)

○公共建築物等の耐震化の推進

- ・多数の者が利用する県有建築物等の耐震化を推進する。
- ・市町が行う庁舎、小学校等の公共建築物の耐震化事業に対し、大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援を行う。
- ・ 地震における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を促進する。
- ・プロジェクト「TOUKAI-O」事業により、住宅等の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを実現する。
- ・緊急輸送路等沿いに面する既存建築物やブロック塀等の耐震対策を推進し、緊急輸送路 等の通行の安全を確保する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
公共建築物の耐震化の推進	県有建築	物の耐震化		
~_		(23 年度 100%)		
		市町有建築	物の耐震化	_
				(27年度100%)

○災害に強く信頼性の高い道づくり

- ・計画的で効率的な維持管理を行う道路施設の長寿命化を推進するとともに、災害時の救急・救援活動や緊急物資の輸送などを円滑に実施するため、**緊急輸送路に存在する橋梁**について、落橋の防止や架け替えを重点的に実施する。
- ・災害時や異常気象時における道路利用者の利便性の向上を図るため、道路通行規制情報 配信システム等により、通行規制に関する情報提供を充実する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
緊急輸送路の橋梁の耐震				
化(完了橋梁数 H21:104				247 橋
橋)				(100%)

〇地震に強い河川整備の推進

- ・津波による被害を防止するため、河口部への水門設置や河川堤防の嵩上げを推進する。
- ・既設の水門について、地震発生時に確実に作動するよう、適切な管理と長寿命化対策を 推進する。
- ・河川堤防が地震時の液状化による沈下を防ぐ対策を講じるなど、堤防機能を強化する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
津波対策(耐震水門)				
(堤防嵩上)	水門 15 箇所	水門 16 箇所	水門 17 箇所	水門 17 箇所
(要対策数	13.28km (8 河川)	13.52km (8 河川)	13.76km (9 河川)	13.86km(9 河川)
耐震水門:17 箇				
堤防嵩上:14.97	ĸm			
(10 河川))				

〇海岸保全施設及び岸壁の耐震化の推進

- ・海岸堤防が地震時の液状化による沈下を防ぐ対策を講じるなど、堤防機能を強化する。
- ・港湾において、災害時に海上からの物資等の受入が行えるよう、**耐震強化岸壁の整備**を 推進するとともに、これらの施設を計画的かつ適切に維持管理し、長期有効活用してい く。また、津波、高潮による被害の軽減を図るため、**海岸保全施設の耐震化**を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
海岸保全施設の耐震化				
(要対策延長 河川: 45.3km 港湾: 56.2km 漁港: 21.8km)	河川: 40.7km 港湾: 30.8km 漁港: 18.0km			河川: 45.3km 港湾: 35.7km 漁港: 21.2km
港湾における耐震強化岸 壁の整備(緊急時の物資 受入可能量)	港湾: 78, 391t/日			港湾: 86,546t/日

[分野別計画] 静岡県耐震改修促進計画、静岡県地域防災計画、 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"

(2) 風水害に強い基盤整備

大雨や水害から生活基盤を守るため、河川・海岸における治水・高潮・侵食対策、異常降雨時の道路や農地の防災対策、県民への情報提供など、ハードとソフト対策が一体となった取組を推進する。

【目標】

風水害による死者数(平成21年度0人) 0人

〇大雨や台風による災害の予防対策の推進

- ・時間 50mm 規模以上の降雨により発生する洪水に対して浸水被害を軽減させるため、過去に浸水被害を受けた地域に対して重点的に**河川改修**や洪水調整施設、多目的ダム等の整備を実施する。
- ・都市河川や床上浸水常襲地区において、流域の状況や被害形態に応じて、ハード・ソフト両面から関係機関・地域住民が一体となった総合的な治水対策を推進する。
- ・既設の治水施設(多目的ダム、放水路、遊水地、水門等)の機能が十分に発揮できるよう、適切な管理と長寿命化対策を推進する。
- ・計画的・効果的な河川工事の実施と維持管理の強化のため、河川整備の目標や実施(河川工事・維持管理)に関する事項を定めた河川整備計画を効率的に策定する。
- ・浸水想定区域図の作成推進と水害版図上訓練等の住民周知施策の強化により、非常時の避難体制確立に資する洪水ハザードマップの作成と住民への周知を支援する。
- ・市町が避難勧告等を判断するのに必要な情報を周知する河川(水位情報周知河川)の指 定を推進する。
- ・リバーフレンドシップ締結団体との連携により、河川美化活動に加え、防災に係る活動 へ展開することで、地域住民等との協働による河川の維持管理の推進とともに、地域防 災力の向上を目指す。
- ・計画的で効率的な維持管理を行う道路施設の長寿命化を推進するとともに、大雨等の通行規制による地域の孤立を防ぐため、落石防止や法面崩壊防止などの**道路防災対策を推進**する。
- ・集中豪雨等による農業災害を未然に防止し、被害を軽減するため、農地や農業用施設の 湛水を防止したり、老朽化したため池等を改築する農地防災事業を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
河川改修事業の促進	過去 10 年間で床 家屋数	上浸水被害を受け	r た戸数(2,616 戸) <i>0</i> r	Dうち解消された
	1, 468 戸	1,572 戸	1,682 戸	1, 788 戸
道路防災対策の推進	事前通行規制区	間の解消又は緩和	「 (防災対策実施箇所 「	「H21:19 区間)
	22 区間	25 区間	28 区間	30 区間

○津波、高潮の被害軽減を目指した海岸線での施設整備推進

・港湾、漁港海岸等における津波、高潮の被害軽減を目指し、**海岸保全施設整備や**既存水 閘門の電動化・自動化の一元化や堤防補強などにより防災機能強化を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
海岸保全施設の整備(要対策延長	港湾	・漁港海岸の海岸	 保全施設の整備延 	長
港湾: 59.2km 漁港: 88.1km)	港湾:47.3km 漁港:70.3km			港湾:51.4km 漁港:70.7km

〇海岸侵食対策の推進

・砂浜減少による波浪への防護効果低下に対し、離岸堤等の海岸保全施設整備や養浜により背後地の安全を確保する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
海岸侵食対策の推進(要対策延長	海岸侵到	し 食に対して対策が気	「 宅了している海岸線 「	泉延長
河川:53.3km 港湾:13.2km 漁港: 5.2km)	河川: 25.1km 港湾:12.2km 漁港: 4.6km			河川:32.4km 港湾:12.7km 漁港:5.2km

[分野別計画] 静岡県地域防災計画、静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり" 静岡県経済産業ビジョン、"ふじのくに"の農山村づくり

(3) 土砂災害に強い基盤整備

近年の集中豪雨の頻発化傾向に対応するため、土砂崩壊による災害の防止を目指し、ハード対策(施設整備)と警戒避難体制整備への支援などのソフト対策が一体となった、土砂災害対策や落石対策、治山事業等により、安全・安心な生活基盤の確保を図る。

【目標】

土砂災害による死者数(平成21年度0人) 0人

○土砂崩壊による災害の予防対策の推進<ハード対策>

- ・土石流が発生し被害をもたらす恐れがある未整備の土石流危険渓流において、砂防えん 堤などの**土石流対策施設の整備**を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と長寿 命化対策を推進する。
- ・がけ崩れが発生し被害をもたらす恐れがある未整備の急傾斜地崩壊危険箇所において、 擁壁等の**がけ崩れ防止施設の整備**を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と長 寿命化対策を推進する。
- ・地すべりが発生し被害をもたらす恐れがある地すべり危険箇所において、排水ボーリング等の**地すべり防止施設の整備**を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。
- ・計画的で効率的な維持管理を行う道路施設の長寿命化を推進するとともに、大雨等の通 行規制による地域の孤立を防ぐため、落石防止や法面崩壊防止などの道路防災対策を推 進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
〈ハード対策〉 土石流対策施設の整備				
(要対策数: 2,031 箇所 【保全人口 95,000 人】)	整備済数 435 箇所 【23, 100 人】			整備済数 456 箇所 【24, 700 人】
がけ崩れ防止施設の整備 (要対策数:3,354箇所 【保全人口 137,100人】)	整備済数 1,076 箇所 【46,700 人】			整備済数 1,126 箇所 【48,200 人】
地すべり防止施設の整備 (要対策数:368箇所 【保全人口31,400人】)	整備済数 161 箇所 【17, 200 人】			整備済数 174 箇所 【17, 700 人】

○土砂崩壊による災害の予防対策の推進<ソフト対策>

- ・土砂災害の恐れがある未指定の土砂災害危険箇所において、土砂災害防止法に基づく**土** 砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、市町が行う警戒避難体制の整備を支援する。
- ・避難勧告や自主避難の判断材料として役立つ土砂災害警戒情報を提供するとともに、土 砂災害の恐れがある範囲に暮らす住民や行政と土砂災害防止のための情報の共有に努め る。

- ・市町と連携して自主防災組織のリーダーや住民を対象とした「土砂災害防止講習会」を 開催し、土砂災害対策の現状・土砂災害危険箇所の周知とともに、防災知識を普及する。
- ・過去に土砂災害が発生した地区や土砂災害警戒区域を対象に、住民の実動避難を主体と した土砂災害防止訓練を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
〈ソフト対策〉 土砂災害警戒区域の指定				
(H21:3, 932 箇所)				9,900 箇所

〇山地災害に強い森林づくり

- ・人家等に被害をもたらすおそれのある荒廃渓流や山腹崩壊地の状況を把握し、優先度を 明確にして計画的な**治山事業を推進**することにより被害の軽減を図る。<ハード対策>
- ・山地災害危険地区情報を市町や地域住民に提供し、自主的な避難、警戒体制を支援して 減災を図る。<ソフト対策>

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
〈ハード対策〉 治山事業の推進				
(山地災害危険地区の新規着手箇所数(H21:着手済3,787地区))		17 地区	18 地区	18 地区 (計 70 地区)
〈ソフト対策〉 山地災害危険地区情報 の県民への提供	治山情報シス	ステムの整備 	 治山情報システ。 報も含めた危険地	ムによる、整備情 な区標報の提供
07条氏、07定供	危険地区の情報	吸の一部提供	秋も古めた 色 火丸	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

[分野別計画] 静岡県地域防災計画、静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"

2-1 「有徳の人」づくり

1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

人間形成の基礎がはぐくまれる、家庭や幼児期における教育環境の充実を図る。

(1) 家庭の教育力の向上

家庭における基本的な生活習慣や学習習慣、モラルやマナー、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性の育成を支援するとともに、家庭における子どもの食習慣の改善と栄養バランスの保持を進める。

【目標】

それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合 50%

○家族のふれあいの推進

・家庭の在り方を見つめ直すことや親子で触れ合うことの大切さを啓発するため、それぞれの家庭での「家庭の日」の設定や親学の推進等の中で、市町と連携し、家庭教育に対する親の意識の向上を図る。

○家庭教育の支援体制の確立

- ・各家庭等の実情に応じ、親に寄り添った支援が行われるようにするため、幼稚園・保育 所や学校とも連携を図り、親学の推進など、地域で**家庭教育支援**が行われるよう、その 基盤づくりを推進する。
- ・人づくり推進員が、小学校や幼稚園等で保護者・教職員等を対象に開催される人づくり 地域懇談会等において、しつけや子育ての助言等を行い、家庭における人づくり実践活 動の促進を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
家庭教育支援の充実		家庭教育支援に 関する調査・検討	新たな家庭教育 支援の取組	-

○父親の家庭教育参加の促進

・ホームページ等による学びの資料や情報の提供、親学の推進などの地域の力を活用した 取組等を通じて、父親の家庭教育への参加を啓発する。

〇家庭における食育の支援

- ・ホームページ等による学びの資料や情報の提供を通して、保護者の理解拡大につなげる。
- 朝食摂取実態調査を実施する。
- •「食育啓発リーフレット」を配布し、活用を推進する。
- 親子でつくる学校給食メニューコンクールを開催する。
- ・「ふじのくに食育推進計画」に基づき、子どもの頃から、生涯にわたり望ましい食生活を 実践する力を身に付ける取組を推進する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画、ふじのくに食育推進計画

(2) 幼児教育の充実

公立、私立ともに幼稚園の教員の指導力の向上を図るとともに、保育所、小学校との連携を推進し、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図る。

【目標】

学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合 公立 (平成 20 年度 28.8%) 80% 私立 (平成 21 年度 31%) 80%

○教員の指導力の向上及び幼稚園・保育所・小学校との連携の推進

・幼稚園教員を対象とした研修のほか、保育所・小学校等との教職員の合同研修を実施し、 幼稚園と保育所等との連携を推進する。

○私立幼稚園における幼児教育の支援

- ・県民の多様な教育ニーズに幅広く応えられるよう私立幼稚園が自主性、独自性を生かして行う魅力ある幼稚園づくりを支援する。
- ・教員の資質向上など私立幼稚園の園児に対する教育条件の維持・向上のための取組を支援する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画

2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

子どもの将来における可能性を培う基礎となる、徳のある人間性の育成を図り、勉強、 スポーツ、芸術の各方面での子どもの能力の向上を目指す。

(1) 徳のある人間性の育成

学校・家庭・地域の連携のもと、自然や社会の中での体験活動や、芸術や文化、読書等に親しむ機会の充実を図り、心身の調和のとれた「徳のある人」を育てる。

【目標】

「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合 小学校(平成 21 年度 80.9%)85%、中学校(同 77.9%)83%、高校(同 72.8%)80%

〇自然体験・社会体験・社会貢献活動の推進

- ・総合的な学習の時間等での**地域の歴史・文化・産業などにかかわる特色を生かした学習活動**や、高等学校の総合学科等での地域に関する学校設定科目の学習活動など、児童生徒が生活している地域への意識を高めるための地域学習を推進する。
- ・地域の自然環境を生かした環境保全活動や自然保護活動など、学校における自然体験学習や社会貢献活動を推進する。
- ・県立高等学校における保育・介護体験実習を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域の歴史・文化・産業				
など、特色を生かした地				
域学習の推進	いての現状の把	大		
	握			
環境保全活動や自然保護	地域の自然を生	地域の自然を生		
活動など、地域の自然を	-			
生かした活動の推進	状の把握	報及び実施校の		
		拡大		

〇本物の芸術・文化に触れる機会の充実

・児童生徒が本物の芸術・文化に触れ、生涯にわたって芸術や文化に親しむ態度をはぐく むため、SPAC (財団法人静岡県舞台芸術センター) や芸術鑑賞教室等の活用を促進 する。

〇「読書県しずおか」づくりの推進

- ・読み聞かせボランティアと学校や公立図書館等とのコーディネーター役を果たす「**子ど** も読書アドバイザー」を養成し、活用を促進する。
- ・現在小学校低学年向けに発行している**読書ガイドブックの有効活用を促進**するとともに、 乳幼児や中学生向けのブックリストを作成する。
- ・静岡県子ども読書活動推進計画の課題を踏まえて、新たな計画を策定し、市町へ周知するとともに、市町計画の必要に応じた見直しを働きかける。
- ・住民からの本の寄付制度の事例集を作成し、市町へ啓発することにより、それぞれの地域の実態に応じた方法での実施を働きかける。

【主な取組】

	00 FF	00 FF	이 눈물	ᅊᄹᄨ
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
子ども読書アドバイザー	2年間で4	10 人養成	2年間で	10 人養成
の養成		累計 122 人		累計 162 人
子ども読書アドバイザー		県及び市町の子と	も読書推進事業で	活用
の活用促進				
読書ガイドブックの作		中学生向けの	作成・配布	
成、活用促進	乳幼児向けの検討・作成		乳幼児向けの作成・配布	
静岡県子ども読書活動推 進計画の策定、市町への 周知	新計画策定	市町への説明会 開催、見直し呼 び掛け		
本の寄付制度	事例集作成	県内図書館への 広報・啓発		

○学校・家庭・地域の連携強化

- ・学校と地域社会との連携を図り、離職した団塊世代などの外部人材を活用するため、中学校区を基本として設置される学校支援地域本部の実施団体の拡大に向け、事業効果を 市町へ積極的に広報する。
- ・退職教員、芸術家、スポーツ指導者などの地域の人材情報のデータベース「**学びの『宝箱』」の有効活用**によりニーズに対応した人材登録情報の拡大に努めるとともに、市町や学校へ積極的に広報し、有効活用を促進する。
- ・青少年健全育成に資するため、「地域の青少年声掛け運動」の一層の普及・拡大に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
学校支援地域本部設置の 推進	1市町1本部のモ デル事業実施	1 市町 1 本部の設 置促進	本部数0	D拡大促進
	(6月現在22市町)			
	インターネット		活用の推進	
用	サイト開設			

〇人権教育の推進

- ・学校生活の管理的・指導的立場にある教職員の資質の向上と指導力強化により、学校に おける人権教育への取組を組織的・計画的に推進する。
- ・関係機関、団体等との連携の下、人権教育の推進に向けた各市町への支援と人権教育の 充実を図る。
- ・参加者の人権感覚を高めるとともに、参加体験型人権学習を積極的導入し、実践につな がる研修会を実施する。
- ・効果的な指導方法を研究し、人権教育指導資料の発行と活用推進を図る。
- ・人権教育研究指定校における指導方法の研究と充実を推進し、成果の普及を図る。

「分野別計画」静岡県教育振興基本計画、静岡県子ども読書活動推進計画

(2) 健やかで、たくましい心身の育成

生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための、「生きる力」の基礎になる健康で たくましい心身の育成を図るとともに、学校における食育を推進する。

【目標】

「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合

小学校(平成 21 年度 89.9%)93%、中学校(同 84.2%)90%、高校(同 82.2%)87% 新体力テストで全国平均を上回る種目の割合

小学校(平成21年度93.8%)100%、中学校(同94.4%)100%、高校(同94.4%)100%

〇子どもの心の健康問題やいじめ・不登校等へのきめ細かな指導の充実

・スクールカウンセラーの配置・拡充等により、子どもの心の健康問題やいじめ・不登校 等に対するきめ細かな相談体制や指導の充実を図る。

○学校体育、スポーツ・文化活動の充実

- ・学校体育、部活動等における安全対策の充実を図る。
- ・すべての小・中・高等学校において新体力テストを実施し、児童生徒の体力の向上を図 る。
- ・しずおか型部活動推進事業の実施により、外部指導者を活用した「スポーツエキスパート」や「文化の匠」、大学生のボランティア等を派遣するなど、学校教育の一環として位置付けられている部活動の充実を図る。
- ・県中学校体育連盟・文化連盟、県高等学校体育連盟・文化連盟等の活動や全国大会等への児童生徒の派遣を支援し、スポーツ・文化活動の充実を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
しずおか型部活動の推進	試行 <u></u>		実施 ———	
	1生り万快引	_		

○学校における食育の推進

- ・「食に関する指導の手引き」「学校における食育ガイドライン〜食に関する指導のために 〜」の活用により、**食に関する全体指導計画の作成**を支援する。
- ・地場産物を積極的に活用する機会としての「ふるさと給食の日」「ふるさと給食週間」「全国学校給食週間」の開催により学校給食における地場産物の活用を推進する。
- ・栄養教諭等による食に関する指導の推進、**親子でつくる学校給食メニューコンクールの 開催**等、学校給食を活用した食育を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
食に関する全体指導計画				
の作成	作成率 70%以上	作成率 80%以上	作成率 90%以上	作成率 100%
地場産物の活用				
	活用率 30%	活用率 35%	活用率 40%	活用率 45%
親子でつくる学校給食メ	111/13 00/0	111/11 1 00/0	10/13 10/0	111713 1 2070
ニューコンクールの開催	応募 100 件	応募 150 件	応募 200 件	応募 250 件
	/ L / J / T 0 0	/-L-07-100	/ L / J / L U U U U U U U U U	/-L-/57 - 10 0

「分野別計画」静岡県教育振興基本計画

(3)「確かな学力」の育成

主体的に学習に取り組む態度を育成し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

【目標】

「授業が分かる」と答える児童生徒の割合

小学校(平成 21 年度 87.7%)90%、中学校(同 69.2%)75%、高校(同 61.6%)67% 全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合(平成 21 年度 75.0%) 100%

○ 教員の授業力の向上

- ・「確かな学力」育成に向けた魅力ある授業づくりを支援するため、教師用指導資料や「静岡県の授業づくりの指針(仮称)」を作成し、活用を推進する。
- ・学習指導要領を踏まえた学校改善や授業改善を推進するため、指導主事等の学校訪問指導との関連を図りながら、教科指導における実践的な指導力を高める研修等を実施する。
- ・「分かる授業」を実現するために、教職員1人1台パソコンの配備を基盤とした情報ネットワークシステムや優れた教材・指導案等のデータベースの構築などを図るとともに、 教員研修によるICT活用指導力の向上を推進する。

○学校におけるきめ細かな指導の充実

- ・きめ細かな学習・生活指導を実現するため、静岡式35人学級編制を拡充する。
- ・外国人児童生徒への相談員等による適応指導や学習支援、指導担当者への指導、助言等を総合的に行うとともに、プレクラス検討委員会を立ち上げ、市町におけるプレクラス (初期指導教室)の導入、初期日本語指導カリキュラムの開発等について研究を進める など、外国人児童生徒への指導・支援体制の充実を図る。

【主な取組】

22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
35 人学級編制を	35 人学級編制を		
小6、中3に拡充	段階的に拡充		静岡式 35 人学級
小学校低学年支 援小2に拡充		•	編制を全学年で実施
プレクラス検討 委員会の設置	-	プレクラス連絡 協議会の開催	
カリキュラムの 開発		カリキュラムの 学校への普及・啓 発	-
	35 人学級編制を 小6、中3に拡充 小学校低学年支 援小2に拡充 プレクラス検討 委員会の設置 カリキュラムの	35 人学級編制を 小6、中3に拡充 小学校低学年支 援小2に拡充 プレクラス検討 委員会の設置 カリキュラムの	35 人学級編制を 小6、中3に拡充 35 人学級編制を 段階的に拡充 小学校低学年支援小2に拡充 プレクラス検討 委員会の設置 プレクラス検討 協議会の開催 カリキュラムの 学校への普及・啓

〇教育内容の充実

・国際的に活躍できる科学技術者や研究者を養成するため、高校生が大学の研究室で本格的な研究を体験するニュートン・チャレンジ、若手科学者との交流や先端施設の見学を行うニュートン・キャンプ、小・中学生向け科学教室などを実施するニュートン・プロジェクトを推進する。

- ・国語教育の推進と併せ、英語ノート等の教材の効果的な活用や教員研修の実施などにより、小学校における外国語活動の充実を図る。
- ・外国語指導助手の活用により、国際理解教育の深化及び外国語教育の充実を図る。
- ・社会、理科や総合的な学習の時間などを活用した環境教育・環境学習を推進する。
- ・ 高度情報社会に対応した **I C T 教育のために必要な情報教育機器を整備**し、教育の情報 化を推進する。
- ・職業講話・職場見学・職場体験・就業体験の促進、地域や産業界と連携した教育の推進などにより、キャリア教育の充実を図る。
- ・将来の地域の産業を担う専門的職業人を育成するため、専門高校等においては、学科の 特性を生かした教育を推進するとともに、産業教育施設・設備の充実を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ICT 教育推進のため			LAN 設備更新	
の情報教育機器の整		(5 校)	(8 校)	(4 校)
備	決定			
			PC 教室更新	
		(12 校)	(15 校)	(15 校)
			普通教室	PC 導入
			(139 台)	(227 台)

○家庭学習の習慣づくりや授業外学習の支援充実

- ・放課後学習支援の実施等、多様な人材の活用による学習支援を推進する。
- ・基礎・基本から発展的な内容まで盛り込んだ学習教材・学習素材を提供するインターネットラーニング「あすなろ学習室」の活用を推進する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画

(4) 特別支援教育の充実

特別支援学校の教育環境の整備等を推進するとともに、地域との連携を図りながら、すべての学校において特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導と支援の充実を図り、「共生・共育」を推進する。

【目標】

特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合 幼稚園(平成21年度71.7%)85%、小・中学校(同87.7%)93%、高校(同13.3%)50%

○個々の教育的ニーズに応じた校内支援体制の推進

- ・すべての学校において、個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成と活用を推進し、 就労等、児童生徒の社会参加を促進し、地域社会での自己実現を支援する。
- ・小・中学校において、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒をサポートするための非常勤講師を配置する。
- ・すべての学校の教職員を対象に、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害を含め、 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と支援の方法等に関する教員の研修を推 進する。
- ・県立高等学校において、教職員に対し特別な教育的支援を必要とする生徒の支援に関する指導、助言が行われるように、学校支援心理アドバイザー配置の拡大を図る。
- ・発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援・教育のあり方を検討する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
発達障害等のある生徒		発達障害等のあ		
に対する高等学校段階		る生徒の調査		
での支援・教育		モデル事業実施		

○「地域の支援システム」構築の推進

- ・中学校区を基本単位とする学校間ネットワークを構築し、情報共有を図りながら、ケース検討やコーディネーターの専門性を高めるための研修等を実施するとともに、外部の支援機関との連携強化を図る。
- ・中学校区における特別支援教育の推進、充実を図るため、核となる特別支援教育コーディネーターの育成を推進する。
- ・市町保健福祉行政による早期支援体制との連携を図ることで、早期から支援内容を共有 し、幼稚園等から小学校へ就学する際の切れ目のない支援環境の整備に努める。
- ・相談支援の状況を一元的に把握できるように、相談支援ファイルの導入と活用を図る。
- ・卒業後の進路実現を図るため、地域自立支援協議会との連携を図る。
- ・特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努める。

○特別支援学校の受入れ体制の整備

- ・知的障害者を対象とする特別支援学校については、大規模化・施設狭隘化の解消や通学 負担の軽減などが必要な学校や地域について、**教育環境の整備**を推進する。
- ・肢体不自由者を対象とする特別支援学校については、障害の重度・重複化及び多様化に 対応できる教育環境の整備を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
特別支援学校の整備	本校1校(清水) 分校1校(磐田) 掛川、志大榛原 地域での学校新 設の検討 基本計画(H18)に 続く新たな施 整備計画策定	alone). Victorial	設整備計画に基づ	く学校整備 →

〇「共生・共育」の推進

- ・障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習を計画的、組織的に推進する。
- ・共生社会の基盤づくりのため、高等学校等への特別支援学校分校設置を推進する。
- ・県庁内職場実習の受入れの充実を図り、障害者の就労に関する理解・啓発を推進すると ともに、生徒の雇用への可能性を拡大する。

〇特別支援学校における職業教育と進路指導の充実

- ・小学部段階から、将来を見越したキャリア教育を推進する。
- ・職場実習や就労の受入れ態勢の拡大を図るため、地区別就業促進協議会において、地域 の事業所等との連携を強化する。
- ・福祉と産業界をつなぐ機関である「障害者働く幸せ創出センター」との連携を図り、企業や地域との結び付きを強化する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画

(5) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒をはじめ保護者や地域から信頼される魅力ある学校づくりとともに、教員の教 科指導力・生徒指導力等の向上を図り、頼もしい教職員を養成する。

【目標】

「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合

公立小学校(平成21年度末85.8%)90%、公立中学校(同72.6%)80%、公立高校(同63.9%)70%、私立高校(平成21年度56.2%)70%

「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合

公立小学校(平成 21 年度末 84.7%)90%、公立中学校(同 67.2%)90%、公立高校 (同 57.6%)90%

【魅力ある学校づくり】

○教育委員会の活性化

- ・教育行政に対する県民のニーズや課題等を把握するため、教育委員との様々な意見交換 の場や、教育委員による広聴事業の充実を図る。
- ・教育現場における様々な教育活動や研究成果などについての情報を発信するなど、様々 な媒体を通して、広く教育に関する情報を提供する。

○学校評価システムの充実

・保護者、地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会等が、学校が行う自己評価の結果について評価することを基本として行う学校関係者評価の実施及び結果の公表を促進する。

○特色ある県立学校づくりの推進

- ・新構想高等学校の設置など、生徒や地域のニーズを踏まえた県立高等学校等の 5 地区 12 校の再編整備を推進する。
- ・ 高等学校における、特別な教育的支援を必要とする生徒の受入れ及び支援の体制について充実を図る。
- ・高等学校における総合学科については、生徒が通学できる範囲に1校程度設置する基本 方向の下、今後、新構想高等学校2校に総合学科を設置する。
- ・公立中高一貫教育の成果を検証し、中高6年間を見通した教育の一層の充実を図る。
- ・生徒及び社会のニーズを踏まえ、新たな学科の設置や学科改善等に努め、地域の期待に 応える、特色ある県立学校づくりを推進する。

○私立学校における魅力ある学校づくりの支援

- ・県民の多様な教育ニーズに幅広く応えられるよう私立学校が自主性、独自性を生かして 行う魅力ある学校づくりを支援する。
- ・教員の資質向上、国際化教育の推進など私立学校の児童生徒に対する教育条件の維持・ 向上のための取組を支援する。

○公立学校と私立学校の連携等の一層の推進

- ・子どもに対する教育を総合的に行う観点から、教科指導や生徒指導などの実践成果の共 有や研修会の合同実施などを推進するとともに、静岡県公私立高等学校協議会等におい て、公立学校と私立学校の連携の一層の推進を図る。
- ・公立学校と私立学校の所管について、私立学校の自主性、独自性に配慮した検討を行う。

【頼もしい教職員の養成】

○教員の国際体験等の拡充

- ・青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア派遣人数の拡大を図る。
- ・他県との教職員の人事交流を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
教員の青年海外協力隊・ 日系社会青年ボランティ		青年海外協力	隊へ教員派遣	
アへの参加奨励	5 人派遣 (うち新規 3 人)	10 人派遣予定 (うち新規 7 人)	30 人派遣予定 (うち新規 20 人)	50 人派遣予定 (うち新規 30 人)
	帰国報告会の開 催	参加支援策の充 実		
他県との教職員の人事交 流の推進	推進体制の検討	人事交流の開始	人事交流	流の拡大
1/10 ~ 4 parce				

○教員の授業力の向上

- ・「確かな学力」育成に向けた魅力ある授業づくりを支援するため、教師用指導資料や「静岡県の授業づくりの指針(仮称)」を作成し、活用を推進する。
- ・学習指導要領を踏まえた学校改善や授業改善を推進するため、指導主事等の学校訪問指導との関連を図りながら、教科指導における実践的な指導力を高める研修等を実施する。
- ・「分かる授業」を実現するために、教職員1人1台パソコンの配備を基盤とした情報ネットワークシステムや優れた教材・指導案等のデータベースの構築などを図るとともに、 教員研修によるICT活用指導力の向上を推進する。

〇子どもの心の健康問題への教職員の対応能力の向上

・スクールカウンセラーの配置・拡充による相談体制の充実を図る。

○教職員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保

・「学校業務の適正化」、「教職員のメンタルヘルスの増進」、「学校情報化の推進」の3つの視点について、研究モデル校の実践事例や調査等で報告された事例を紹介することで、学校運営の改善を促進することをねらいとした「学校マネジメント向上プロジェクト―学校運営改善事例集―」を踏まえ、各学校における学校運営の改善を促進し、教員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保を推進する。

○教職員の評価制度の運用と改善

- ・教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化を図るために、全教職員を対象にした教職員人事評価制度を継続実施するとともに、改善を図る。
- ・教職員の公正な人事行政(管理)に資するため、評価結果の活用について検討を進める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
評価結果の活用について の検討	評価結果を人事 管理の基礎資料 の一部として活 用			•
	給与への反映に ついて研究			-

○教員の人材の確保

- ・多様な人材を確保するために、受験者のこれまでの経験等を踏まえるなど、**選考試験の 改善**を図る。
- ・養成段階における大学との組織的・継続的な連携・協力を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
選考試験の改善	国際貢献活動経験者を対象とし		選考区分の改善	
大学との連携・協力	映有を対象とした選考 に選考			
八十〇》万座155。 励刀	職ガイダンスの実施	県外大学でのガイダンス参加 (東海地区)	県外大学でのガイダンス参加 (東海地区)	県外大学でのガ イダンス参加 (東海地区、関 東地区)

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画

(6) 安全・安心な教育環境の確保

家庭、学校、地域等の連携のもと、危機管理のための教育を推進し、災害や事故、犯罪等から子どもを守る安全・安心な教育環境を確保する。

【目標】

学校施設の耐震化率

(平成 21 年度 市町立小中学校 94.2% 県立高校 94.2% 私立高校 82.4%) 100%児童生徒の年間交通事故死傷者数 (平成 21 年 3,803 人) 3,400 人以下

○危機管理のための教育の推進

・これまでの防災教育の実践を踏まえるとともに、"ふじのくに"危機管理計画(仮称)との整合を図りながら、「"ふじのくに"危機管理」教育基本方針(仮称)を策定し、推進する。

○学校における防災対策の推進

- ・学校防災推進協力校の指定や「防災教育推進のための連絡会議」の開催促進等により、 地域や学校に応じた防災教育の推進を図る。
- ・地域の防災組織との連携を図りながら、幼稚園から高校まで全幼児児童生徒の地域防災 訓練への参加を推進する。特に、中学生、高校生への地域防災訓練参加の重点的な働き かけを行う。

○学校の耐震化の推進

- ・県立学校について、効果的かつ効率的な耐震化を進めるとともに、市町立学校について は、設置者である市や町に耐震化の早期の実施を働きかけていく。
- ・私立学校が行う学校施設の耐震化の早期完了を支援する。

○学校における防犯、事故対策の推進

- ・教職員への研修の実施や地域安全ボランティアとの連携などにより安全体制の構築を図り、学校における防犯体制の整備を推進する。
- ・安全管理及び安全教育推進のための教職員研修の実施など、学校における危機管理体制 の充実に努めるとともに、学校施設の管理等、安全な就学環境を整備する。
- ・家庭や地域・警察と連携し、自転車乗車マナーの向上等の交通事故防止対策を推進する。
- ・「静岡県のケータイルール」の啓発等を行い、携帯電話の利用によるトラブルから子ど もたちを守るための取組を推進する。

「分野別計画」静岡県教育振興基本計画

3 生涯学習を支える社会づくり

子どもから大人まで生涯にわたり学び続けられる環境づくりに努め、県内に学びの意欲 が満ち溢れた「学びの王国しずおか」を現出する。

(1) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

「生涯学習社会」の実現に向け、生涯学習を支える教育施設や拠点機能の整備・充実を 推進するとともに、生涯にわたる学習機会の充実を図る。

【目標】

余暇時間に学習した人の割合(平成21年46.9%) 50%

○多様な学習機会の充実

- ・静岡県生涯学習情報検索ホームページ「マナビット21」による生涯学習情報の提供や、 市町、NPO、大学、民間教育事業者などが実施する成年向けのしずおか県民カレッジ 連携講座の充実に努める。
- ・子ども向けの授業外の学習機会情報の提供を行う「ふじのくにゆうゆう net」において、 体験活動や講座情報の充実及び授業外ポイント制度への参加促進に努める。

○社会教育施設の充実・学校施設の開放

- ・社会教育施設、青少年教育施設、スポーツ施設の利用を促進するとともに、指定管理者制度の成果と課題を検証し、サービスの向上と、安全・安心で効率的な管理・運営に努める。
- ・地域社会における生涯学習の拠点として、学校の教室、体育施設等、公立学校施設の開放を推進する。

○図書館の整備・充実

- ・県立中央図書館における資料及びオンラインデータベースの充実、レファレンス機能の 強化、静岡県図書館ネットワークシステム(おうだんくんシステム)の活用、相互貸借 サービスの提供等を通して、県内図書館活動の充実を図る。
- ・施設・設備の老朽化や資料の増加による狭隘化に対応するため、県立図書館の再整備に ついて検討する。
- ・公立図書館職員研修や一般向け子ども読書活動の講演会などを開催する。

〇生涯学習を支える新たな拠点機能の整備

- ・自然史資料を活用した新たな活動拠点の整備について検討する。
- ・歴史的文書、文化財など、県内の貴重な文化資料の散逸を防ぎ、良好に保管するととも に、県民の生涯学習に役立てるため、新たな機能の整備を検討する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
自然史資料を活用した新 たな拠点機能の検討	(自然史資料に関す 関係機関との調整。	 る活動拠点の検言 拠点機能の整備 	

「分野別計画」静岡県教育振興基本計画

(2) 地域の教育力の向上

「地域の子どもは地域で育てる」という県民の意識を醸成し、家庭、学校、地域など、 関係者が一体となって地域における教育活動を推進し、地域の教育力の向上を図る。

【目標】

地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合(平成21年度12.7%) 20%

○地域の教育力の向上のための支援の充実

- ・家庭、学校、公民館、自治会、NPO等が協力して子どもを育てるシステムづくりを支援するため、学校支援地域本部などで活動する地域コーディネーターの養成講座の実施、 受講者の拡大を図る。
- ・地域において、人づくり推進員が人づくりへの助言等を行い、県民自らが行う人づくり 実践活動の促進を図る。

〇授業外学習の支援の充実

- ・子どもの生活体験を拡大し、責任感・協調性・規範意識・忍耐力などを育成するため、 自治会、子ども会、老人会、PTAなどの地域の教育力を結集して、異年齢集団による 宿泊を伴う共同生活を行う「通学合宿」の実施団体の拡大に向け、事業効果などを市町 へ積極的に広報していく。
- ・地域人材を活用し自然体験、世代間交流などの青少年健全育成活動を実施する団体の活動を支援し、活動を活発化させる。

〇地域における子どもの読書活動の推進

- ・読み聞かせボランティアと学校や公立図書館等とのコーディネーター役を果たす「**子ど** も読書アドバイザー」を養成し、活用を促進する。
- ・住民からの本の寄付を受ける制度の事例集を作成し、市町へ啓発することにより、それ ぞれの地域の実態に応じた方法での実施を働きかける。

「分野別計画」静岡県教育振興基本計画

(3) 青少年の健全育成

豊かな人間性と高い規範意識を持つ青少年の育成を図り、その活動を支援するとともに、 青少年の健全育成に向けた環境づくりに努める。

【目標】

「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合 (平成 21 年度 9.7%) 10%

〇青少年を取り巻く諸問題への対応

・「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「子ども・若者育成支援についての計画」を 策定し、社会生活を円滑に営むことができるよう、総合的に取り組んでいく。

○青年リーダーの養成

- ・中国の青年との相互交流を通じて、信頼と絆を深め、静岡県との友好関係を強固なもの とし、経済・文化・教育・行政等の分野において積極的に関わり、関連する事業を企画 できる青年を養成する。
- ・地域で活躍する中核的な**青少年リーダーを養成**するため、一定の基準を設けて級位認定することにより励みを与え、養成数の拡大を図っていく。
- ・地域のリーダー的存在となる人材を養成するため、高校生の「日本の次世代リーダー養成塾」への参加促進に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
青少年リーダーの養成	III	青少年指導者中級・上級級位認定				
	50 人	50 人 (累計 100 人)	50 人 (累計 150 人)	50 人 (累計 200 人)		

○青少年活動の促進

・青少年教育施設の利用を促進するとともに、指定管理者制度の成果と課題を検証し、サービスの向上と、安全・安心で効率的な管理・運営に努める。

○青少年への声掛け運動の推進

・リーフレットの配布等により県民や関係機関へ啓発活動を行い、運動の拡大を図る。

○青少年のひきこもりへの対応と相談体制づくり

- ・野外体験活動を通じて、不登校やひきこもりがちな児童生徒の学校復帰へのきっかけづくりを行う。
- ・高校生相当年齢から概ね30歳までの「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の社会復帰を支援するため、カウンセリング機能と交流スペースを確保する。

「分野別計画」静岡県教育振興基本計画、ふじのくに子ども・若者プラン

(4) 高等教育機能の充実と学術の振興

大学間の連携を推進し強化することにより高等教育機関の教育・研究機能の充実を図る とともに、地域との連携を進め、優れた教育・研究成果の地域への還元を図り、高等教育 機関が持つ学術資源を県民が身近に感じ、学ぶことができる環境づくりを進める。

【目標】

「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合 70%

県内大学院収容率(平成21年8.5%) 10%

県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数と金額

(平成 21 年度 675 件、27 億円) 720 件、30 億円

県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの参加人数

(平成 21 年度 19,478 人) 22,000 人

〇大学間連携の推進による高等教育機能の充実

・"ふじのくに"にふさわしい**大学コンソーシアムの設立を支援**するとともに、設立後の運営、単位互換や共同研究、地域学等の取組を支援するなど、コンソーシアムを活用した事業の展開を図る。

※大学コンソーシアム(大学連合、大学連携組織)とは、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を 行う大学等の高等教育機関間(地域を含む)の連携組織のこと。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
大学コンソーシアムの設		割さいとは	設立	Ĺ
立の支援	機能・あり方の検討、関係機関との調整等	設立に向け た支援	コンソーシアム運 コンソーシアムを 事業の実施	

○教育・研究機能の充実

- ・大学コンソーシアムの運営等を支援し、大学間連携による共同講義等の充実を図る。
- ・ 県内の大学等との協働による国際的な学術フォーラムの開催を通じ、優れた研究成果を 発表する機会を創出する。
- ・県が設立した公立大学法人の教育・研究目標の達成を支援する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
公立大学法人の教育・研究目標の達成支援 静岡県公立大学法人		 期中期目標の実現		第2期中期目標 の実現
公立大学法人静岡文化		第1期中期	明目標の実現	
芸術大学				·

○学から産・官・民への研究成果の還元

・県内の大学等の知的資源を有効に活用して、産学官の共同研究等を支援し、静岡TTO (静岡技術移転合同会社)等を活用した大学からの技術の移転や研究成果の地域への還 元を図る。

○学術資源を身近に感じることのできる環境づくり

・県内の大学等が連携した公開講座やシンポジウムの開催、県立大学等の社会人専門講座等を支援するとともに、大学と県営文化施設等の連携を促進するなど、学術資源を身近に感じることのできる環境づくりを進める。

〇高等教育機関の国際化の推進

- ・留学フェアの開催、地域社会との交流支援、就職支援等により、留学生のリクルートから滞在中のサポート、就職時・帰国後のフォローまでの一貫した支援を実施する。
- ・大学間協定や学生・教職員の交流等を促進することにより、県内の大学と海外の大学等 との交流を推進する。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画

2-2 「憧れ」を呼ぶ"ふじのくに"づくり

1 多彩な文化の創出と継承

"ふじのくに"の文化力をより高めていくことは、地域社会の創造的な発展につながる。 このため、伝統と歴史に培われた文化力を再認識し、個性豊かで多様な文化の資源の新た な価値の発見と継承に努めるとともに、魅力ある創造活動が継続して展開できる仕組みづ くりを進める。

(1)地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

恵まれた地域の文化資源に加え、本物の文化の創造活動は新たな文化資源となり、これらの文化との出会いは、県民の文化活動を活発化し、新たな価値を生み出す。

県内で、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、県内外から憧れられる"ふじのくに芸術回廊"の実現に取り組む。

【目標】

1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合(平成21年61.8%) 90%

1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合(平成21年19.6%) 50%

県内で活動するアートNPOの団体数(平成21年度219団体) 現状よりも向上

〇 "ふじのくに"の文化を創造する環境づくり

- ・静岡県舞台芸術センター (SPAC) による新たな舞台芸術の創造や静岡国際オペラコンクール開催支援、伊豆文学フェスティバルの実施などにより、本物の文化を創造する活動を推進する。
- ・県民誰もが様々な分野の文化活動に身近に参加・参画することを目指し、静岡県芸術祭 などの文化活動の発表と鑑賞の場、創作講座などの体験の場、文化活動ができる創作の 場を充実するほか、異文化に触れる機会の充実や国際的な文化交流を促進する。
- ・地域の人々にとって郷土愛や誇りの源泉となる文化資源の発掘、保護、保全を図るとと もに、新たな視点で捉えなおし、価値を生み出す取組を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
文化を創造する活動の		SPACの舞台芸	術の創作活動支援	
推進		伊豆文学フェス	ティバルの開催 _	
文化活動の場の充実		県芸術祭など発	表の場の充実	
文化資源の発掘と活用	文化資源と文化的 景観の募集、PR 等活用 → 多様な資源と組み			
	多様な質原と組み合わせた情報発信			

※SPAC:静岡県舞台芸術センター

〇文化に触れる機会の充実

- ・子どもたちに向けた県立美術館の展示や移動美術展、グランシップの自主企画、静岡県 舞台芸術センター (SPAC) の鑑賞事業などを充実する。
- ・県民に向けた文化施設、文化活動や文化資源など、文化団体に向けた活動資金や人材、 活動場所など、文化に関係する様々な情報を収集し発信する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
文化に触れる機会の充実				
		も芸術大学の発		
	の提供	足		
	県立美術館の常			
	設展及び自主企 画展で大学生以			
	下を無料			

○文化活動をささえる人の育成と仕組みづくり

- ・静岡県芸術祭などの文化活動の発表と鑑賞の場、創作講座などの体験の場や、県民誰も が身近で文化活動ができる創作の場を充実するとともに、異文化に触れる機会や国際的 な文化交流を促進する。
- ・文化団体が継続して活動できるよう、文化活動全般を適切にマネジメントできる専門的な人材の配置に努め、専門的な人材や地域の文化活動団体の活動を支援するための情報 提供・相談機能の充実とともに、大学等との連携の促進などの環境づくりを進める。
- ・フォーラムやセミナー等の開催、情報の提供・共有、活動支援などを通じて、文化に関係する様々な関係者が連携し、文化活動が継続的に発展する仕組みづくりを進める。
- ・県立美術館などにおけるボランティア活動や募金活動など県民や地域等の協力を得なが ら、子どもたちが文化に触れる機会の充実や人材育成の仕組みづくりを促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
さらんも人と似語が元子	ャーの養成(東		開、第2期の養成 ジャー活動の支援、	連絡会の開催	
	部)				

「分野別計画」静岡県文化振興基本計画(ふじのくに文化振興基本計画)

(2) 富士山の後世への継承

富士山の世界文化遺産登録の早期実現を図りながら、「富士山の日」を契機として、富士山世界文化遺産登録に向けた県民運動をより一層促進するなど、世界に誇るべき国民の財産である富士山を後世に継承する。

【目標】

富士山世界文化遺産登録の早期実現 早期 富士山に関心のある人の割合 100%

○富士山の世界文化遺産への登録の実現

- ・文化庁や山梨県などと連携し、富士山の顕著な普遍的価値を証明するとともに、適切に 保護する措置について示した登録推薦書を作成し、ユネスコ世界遺産委員会に提出する。
- ・**富士山の世界文化遺産登録の早期実現**に向けて、地元理解の醸成と幅広い気運の盛り上げを図る。

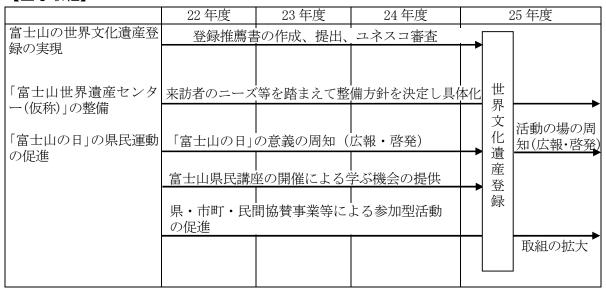
○富士山世界文化遺産の適正な保護管理と活用

- ・富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠な構成資産の保護と活用を図るため、 文化財に指定した上で、具体的な保存管理計画を策定し、地域の住民や関係市町が行う 施設整備を支援する。
- ・富士山を一体的に保存管理するとともに、適切な整備活用を図るため、行政機関、学識 経験者、関係団体などから成る包括的保存管理体制を整備する。
- ・富士山に係る包括的な保存管理や自然、歴史・文化、周辺観光等の情報提供を行うなど、 訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点として「富士山世界遺産センター(仮称)」の 整備を推進する。

○富士山の日運動の推進

- ・県民が、富士山に関する文学や芸術に親しむ機会、自然観察会や環境活動への参加など を通じ、それぞれの立場で富士山について「想い」、「考え」、「学び」そして「行動」す る「富士山の日」県民運動を促進する。
- ・世界文化遺産登録を踏まえ、「富士山憲章」の理念に基づき、富士山を国民の財産として 後世に引き継ぐための国民的運動への展開を図るとともに、来訪者の増加等による自然 環境への負荷を低減し、富士山の保護と適正な利用の調和を図るため、利用者負担など の「新たな仕組みの導入」について検討を行う。

【主な取組】



(3) 伝統・歴史に培われた文化の継承

県民の歴史的、文化的資産である文化財を守り、積極的に公開・展示に努めることで、 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を育て、文化創造の源泉である文化財の価値を未来へ 確実につなげていく。

【目標】

遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財 に関心のある人の割合(平成21年度70%) 75%

○県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

- ・文化財の調査体制を充実し、指定、登録等により適切な保護を図り、県民が文化財に親しむ環境を整備する。
- ・予想される東海地震等の発生に備え、全国に先駆けて作成した文化財建造物に対する本県独 自の耐震診断指針の普及を図るなど、文化財の防災対策を促進する。

○文化財に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

- ・文化財の展示、公開を通じて情報発信に努めるとともに、講演会や体験学習の開催等により、地域の歴史・文化に関する県民の学びの場を提供する。
- ・「しずおか文化財ウィーク」を通じ、市町や文化財所有者の協力を得ながら、県民が身近 に文化財に触れられる機会を提供し、県民の文化財への関心を高める。

○文化財の価値の未来への継承

- ・文化財を活用し、地域の歴史、文化に関する教育活動の充実を図る。
- ・県内各地に連綿と引き継がれる民俗芸能を公開し、その担い手の育成を支援する。
- ・文化財建造物監理士等専門性の高い人材を育成し、本県の貴重な文化財の価値を将来へ つなげる。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
文化財建造物監理士等文	講習会の実施			•
化財保護に関する専門性		累計 40 人	累計 60 人	累計 80 人
を持った人材の育成				

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画、静岡県文化振興基本計画(ふじのくに文化振興基本計画)

2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

「「ふじのくに」生涯スポーツ社会の実現」を目指し、県民それぞれがライフステージに 応じて、様々なスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを進め、競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じた交流を拡大する。

(1) スポーツに親しむ環境づくり

県民の多様化するスポーツニーズに応え、「するスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」を柱として、県民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる、健康で豊かな、スポーツが身近にある環境を実現する。

【目標】

成人の週1回以上のスポーツ実施率 (平成21年44.5%) 50% 市町における地域スポーツクラブの設置数

(平成21年19市町44クラブ) 全市町に1つ以上設置スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数)

(平成 21 年水泳場 265, 671 人、武道館 263, 395 人) 年間 27 万人

○ライフステージに応じたスポーツの振興

・乳幼児期における「親子運動遊びプログラム」の普及啓発や成人期におけるスポーツ実態を踏まえたスポーツ振興施策を検討・展開し、生涯を通じたスポーツの振興を図るとともに、関係機関との連携による障害のある人のスポーツを振興する。

〇生涯スポーツを支える環境づくり

・スポーツ施設の充実、スポーツイベント・スポーツ施設・スポーツ団体に関する情報の 発信、スポーツ指導者の養成、スポーツボランティアの育成等、スポーツに多様な形で 関わることができる環境づくりを推進する。

〇生涯スポーツ拠点の形成

- ・誰もが、身近に、それぞれのニーズ・目的に応じスポーツと関わることができるよう、 市町と連携し、地域の人たちが主体的に運営する**地域スポーツクラブの整備を促進**する。
- ・生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を創出するため、県営都市公園やスポーツ施設 の適切な管理運営を行い利用拡大に努めるとともに、市町による都市公園等の整備を促 進する。
- ・県民スポーツの中心地であり、スポーツを愛好する県民誰もが親しめる県内随一の生涯 スポーツの拠点として、草薙総合運動場において、硬式野球場の改修、体育館の建替え 等を推進し、総合運動公園としての機能を向上させる。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
市町における地域スポーツ拠点の整備促進		地域スポーツク	ラブの整備促進	
一ノ拠点の登開促進	地域スポーツク ラブ設置20市町	地域スポーツク ラブ設置25市町	地域スポーツク ラブ設置30市町	地域スポーツク ラブ設置35市町

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画、静岡県スポーツ振興基本計画、 県営都市公園経営基本計画

(2) 競技力の向上

国内外での活躍が県民に夢と希望と感動を与えるとともに、人々のスポーツへの関心を 高め、明るく豊かな活力に満ちた社会生活の形成にも寄与するトップアスリートを育成す る。

【目標】

国民体育大会における総合成績(平成 21 年 21 位) 8 位 オリンピック出場本県関係選手数(平成 20 年夏季 14 人、平成 22 年冬季 2 人) 20 人

〇選手の育成・強化

・ジュニア選手の育成・強化、全国トップを目指す運動部活動への支援、県内トップレベルにある選手の強化など、選手の成長を見据え一貫した指導が行われる体制づくりを進め、高い競技力を持つ選手層を形成し、それを長期的に維持することにより、国内外で活躍する選手を輩出する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
選手の育成・強化(ジュ		中学校·高等学校		
ニアスポーツの育成)		の運動部活動の		
		活性化		

〇競技力を支える人材の養成

・中学校と高等学校の指導者に対する技術指導をはじめ、一流のコーチの招聘や研修会へ の派遣など、トップレベルの指導法を学ぶ機会の創出などにより、優れたスポーツ指導 者の養成、活用を図る。

○競技力向上のための環境整備

・医科学データを活用したトレーニングなど、科学的理論に基づきながら競技力向上を図ることができる環境整備を進める。

[分野別計画]静岡県教育振興基本計画、静岡県スポーツ振興基本計画

(3) スポーツを活用した交流促進

スポーツ活動やスポーツイベントを活用し、様々な人や文化、国や地域、産業等との出会いや交流・連携の機会をつくり、心身の健康の増進、地域の一体感や活力の向上、産業の振興などを図る。

【目標】

「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合(平成22年37.7%) 50%

〇スポーツを通じた交流

- ・本県と台湾の高校間の交流親善試合の相互開催など、青少年のスポーツ交流をはじめ、 国内外におけるスポーツ交流を促進する。
- ・県内の様々な世代、グループによるスポーツ大会の開催を促進する。

〇スポーツ観戦機会の充実

- ・国際的・全国的なスポーツイベントの開催を誘致し、魅力的なスポーツ競技の観戦機会 を提供するとともに、県内スポーツ施設の活用や大会を契機とした交流を促進する。
- ・国際レベルの競技に対応できる小笠山総合運動公園の適切な管理運営を行い、利用拡大に努める。

〇スポーツを活用した産業振興

・プロスポーツチームや大学、民間研究機関、自治体等の産学官が連携して、地域資源を 活用した新サービス、新商品の開発などの検討を行い、事業化を図る。

[分野別計画] 静岡県教育振興基本計画、静岡県スポーツ振興基本計画、 県営都市公園経営基本計画

3 多文化共生と新たな地域外交の推進

国や地域による文化の違いを相互に理解し、誰もが安心して活躍できるような多文化共生社会の形成を推進するとともに、国際的な協力や貢献に積極的に関わり、海外との交流において、政府間外交によらない自治体や民間による交流を促進するなど、地域主権の時代にふさわしい新しい地域外交を推進していく。

(1) 多文化共生社会の形成

外国人県民の地域社会への参画や日本人県民と外国人県民との交流、相互理解を図り、 安心して快適に暮らせる多文化共生の地域づくりを進める。

【目標】

外国語ボランティアバンク登録者数(平成21年876人) 1,000人

○誰もが理解しあえる地域づくりの推進

- ・意見交換会の開催や国際交流員の活動などにより、**外国人県民と日本人県民双方に**、相 互の文化や生活習慣を理解し多文化共生の地域づくりを進めるための**意識啓発**を図る。
- ・多言語で情報を提供する体制を充実するとともに、日本語教室の開催などにより、**外国 人県民のコミュニケーション支援**を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
外国人県民と日本人県民 双方に対する意識啓発	国際交流員出前	講座の開催	広報啓発、交流活 動等の充実	
外国人県民のコミュニケ ーション支援	ドバイザー相談外国語ボランティ	ィア登録の推進	多言語情報体制 の充実、日本語 学習支援等	
	日本語教室、外国 指導等	国人字仪日本語		

○誰もが快適に暮らせる地域づくりの推進

- ・外国人の子ども等の社会的自立に向けて、教育相談や支援などを行う体制整備を図る。
- ・外国人労働者の雇用の適正化や医療通訳制度の検討など、外国人県民の生活環境全般の 充実を図る。
- 多文化共生や国際交流、国際協力活動の推進において、地域の核となる、静岡県国際交流協会など民間国際交流推進団体の育成·支援を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
民間国際交流団体育成· 支援		研修会等団体ネットワーク化推	団体ネット	ワーク化推進
	進	進		

○誰もが安全・安心を実感できる地域づくりの推進

- ・多言語による広報啓発や講習会の開催などにより、外国人県民の防犯・交通安全対策を推進する。
- ・外国人県民向けの防災知識の普及啓発や災害通訳ボランティアを活用した緊急時サポート体制の構築などにより、外国人県民の危機管理対策を推進する。

○国際化に対応したサービスの提供

・市町との連携により住民に身近なところで、適正かつ円滑な旅券発給を行う。

[分野別計画] ふじのくに多文化共生推進基本計画

(2) 留学生支援の推進

産・学・官・地域が連携・協働した留学生を支援する体制を構築し、留学前から滞在中、 卒業後までのいわゆる「入り口から出口まで」の支援を行い、留学生が憧れを持つ地域と なるよう環境づくりを進める。

【目標】

外国人留学生数(平成 21 年 5 月 1,601 人) 2,500 人

〇「入り口(留学前)から出口(就職時、帰国後)まで」の体系的な支援の実施

- ・留学フェアの開催、地域社会との交流支援、就職支援等により、留学生のリクルートから滞在中のサポート、就職時・帰国後のフォローまでの一貫した支援を実施する。
- ・産・学・官・地域によるネットワークを形成し、「入り口から出口まで」の支援を総合的・ 効果的に行うことができる**留学生支援体制を構築**し、留学生サポート窓口の設置など、 留学生にとって利用しやすい支援を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
留学生支援体制の構築	関係機関による 連絡会等の開催	留学生支援連携 組織の設立		
	留学生サポート	サポート窓口の開設・		運営
窓口開設準備		大学·企	「 業等への参画呼び	かけ

○学と住を一体化した賑わいのあるまちづくり

・大学と地域社会や学生相互をつなぎ、大学や学生と地域社会・地域住民の多様な交流を 促進するためのネットワークづくりを進め、学生をはじめとする若者が集い賑わうまち づくりを進める。

(3) 国際協力の推進

国際協力ボランティアへの参加促進や開発途上国の人材育成に対する支援など、国際協力、国際貢献を地域レベルで実施することにより、新しい地域外交を展開する。

【目標】

青年海外協力隊累積派遣者数(平成21年度1,172人) 1,350人

○県民による国際協力ボランティアへの参加促進

- ・国際協力ボランティア制度の周知と参加を促進し、県民の持つ多様な能力を国際的に発揮し、経験を"ふじのくに"づくりに生かすことのできる環境整備を行う。
- ・国際貢献を担うリーダーを養成する**JICAグローバル大学院設立に向け、国等に対し、 設立及び本県への誘致に関する働きかけ**を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等国際協力ボランティアへの会が出来る。		現職参加制度導 募集説明会の開 帰国者報告会の	催	
の参加促進と経験者の 活用	経験者活用方策 の検討	地域人材バンクへの登録・活用		-
JICA グローバル大学院	関係情報の収		 係機関への働きか	ンけ
設立に向けた取組	集・国等関係機 関への働きかけ			

〇開発途上国の人材育成の支援

・ JICAとも連携しながら本県への海外技術研修員などの受入を積極的に進め、開発途 上国の農業、医療など様々な分野における人材育成を支援する。

(4) 国際交流の促進

富士山静岡空港の国際便就航先である中国と韓国、チャーター便就航先の台湾等をはじめとする東アジアを中心とした海外と友好的互恵を基本姿勢とする地域間交流を行うなど、新しい地域外交を展開する。

【目標】

県及び県内市町の国際交流協定提携数(平成21年度63件) 68件

〇中国との交流

- ・友好提携を結ぶ浙江省について、地方自治体交流のモデルとしての評価やこれまで築いてきた相互協力関係を基礎に、防災や医療など、具体的な分野における**交流の深化**を図る。
- ・浙江省のほか、上海市や泰安市等と富士山静岡空港を利用した地域間交流を推進する。
- ・県内市町と中国の自治体との地域間交流の促進を支援する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
浙江省との相互協力関係 の強化	交流の推進	農業、教育、医療、 防災分野等交流	友好提携 30 周年	
上海市等との将来を見据 えた地域間交流	3776 訪中事業 上海万博出展 泰安市への友好 訪問	泰安市からの友 好訪問	泰安市への友好 訪問	泰安市からの友 好訪問

〇韓国との交流

- ・韓国内の各自治体の特徴等を踏まえ、多様な分野における交流を推進する。
- ・県内市町と韓国の自治体との地域間交流の促進を支援する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
韓国との交流	仁川市、忠清南			
(韓国内の道またはそれ に相当する広域市との交				
流)	Ħ.1			

○その他国・地域との交流

- ・アメリカとの州レベルにおける地域間交流を推進する。
- ・富士山静岡空港からのチャーター便就航先の台湾、モンゴル等との交流を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
アメリカとの交流	州と県における 地域間交流	教育、医療、 防災分野等交流		
台湾、モンゴル等との交流	スポーツ交流等 の促進			*

4 交流を支えるネットワークの充実

ヒトやモノが円滑に行き交い、多様な交流を実現させるため、陸・海・空が一体となった交通体系の整備、活用とともに、情報通信技術を生かしたネットワークの充実を進める。

(1) 広域交通ネットワークの充実

ヒトやモノの交流や活発な経済活動を支えるため、本県と海外や国内遠隔地を結ぶ航空ネットワークや鉄道、道路、海上交通ネットワークなど、広域交通ネットワークの充実を図る。

【目標】

国内旅客輸送人員(平成20年度26億7,900万人) 27億人

富士山静岡空港の就航地域数等(平成 21 年度定期便 8 地域、チャーター便 16 地域・158 便、小型機 402 機) 定期便 10 地域、チャーター便 20 地域・200 便、小型機 500 機

富士山静岡空港の利用者数(平成21年度53万人) 70万人

富士山静岡空港の貨物取扱量(平成21年度86t) 3.000t

輸出・輸入コンテナ取扱個数 (平成 21 年 34.1 万 TEU) 78.7 万 TEU

〇ヒトの交流を促す交通ネットワークの充実

- ・リニア中央新幹線の整備計画など、県域を越えた将来の交通ネットワークを考慮しながら、 整備が進む新東名高速道路などの高規格幹線道路や、富士山静岡空港、港湾、高速鉄道 の連携強化により、広域交通のネットワーク化を推進する。
- ・県内外を短時間で結ぶ、新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆 縦貫自動車道の早期整備を促進する。
- ・整備新幹線などの国内高速鉄道ネットワーク充実の効果を県内に取り込めるよう、**新幹線ひかり号等の県内駅への停車本数の増加**について、地元市町、経済団体等と協力して働きかける。
- ・富士山静岡空港と新東名高速道路、御前崎港を連結する金谷御前崎連絡道路をはじめ、 空港アクセス道路や空港周辺道路の整備を進める。
- ・空港と鉄道駅等とを結ぶバス、タクシー等によるアクセスについて、新たな手法の研究・ 開発に取り組みながら、充実を図る。
- ・リニア中央新幹線の整備計画を考慮し、県内における南北軸の強化に向けた取組を進めると ともに、**富士山静岡空港への新幹線新駅設置の実現に向けた検討や働きかけ**を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
空港と鉄道駅等とのアク	バス、タクシーによ			—
セスの充実	るアクセスの充実	(常	に取組内容を見直	L)
		新たなアクセス		
		手法の研究・開発		
ひかり号の停車本数の増加等の働きかけ	地元市町、経済団体等と協力して			
加守の割らかり	の働きかけ			
富士山静岡空港への新幹				
線空港新駅の働きかけ	計画を考慮した新			-
	駅設置の働きかけ			

〇産業を興す物流ネットワークの充実

- ・整備が進む高規格幹線道路や富士山静岡空港、港湾、高速鉄道を生かし、本県産業の競争力向上に寄与する、陸・海・空の物流ネットワーク化を推進する。
- ・県内産業の国際競争力向上を目指し、清水港、田子の浦港、御前崎港を「**駿河湾港**」と して相互補完、機能分担を図りつつ、一体的な整備・運営を推進するとともに、多様な 国際物流ルートの形成を促進する。
- ・富士山静岡空港に就航中の小型機のベリー部(荷物室)を活用した航空貨物の実績を着 実に積み上げ、将来的な航空機材の中型・大型化による本格的な**航空貨物輸送に向けた** 取組を進める。
- ・新東名高速道路は、中山間地域から県内外へのアクセスを飛躍的に高めることから、市町の土地利用計画を踏まえ、大規模物流センターや市場など、物流ハブ機能の集積を図る。

【主な取組】

体的利活用明確何	象や目標の ヒ		从份到工用	
			一体的利活用	
具体	兼の検討			
航空	貨物利活用的	 一部を利用した実 足進協議会での検 後疫等 との連携		(就航機材の 大型化)

○富士山静岡空港の路線の充実

- ・航空会社等への積極的なトップセールスを展開し、国際線の誘致を図る。
- ・定期便の就航可能性の高い台湾路線について、チャーター便の積み重ねにより、定期路 線化を図る。
- ・富士山静岡空港を拠点とした国際航空ネットワークの充実に向けて、中国各地、タイ、 スイス等の多様なチャーター便の誘致を図る。
- ・国内の新たな定期路線やチャーター便の就航に向けて、国内就航予定先にふじのくに交 流団等を派遣する。
- ・海外就航先への県民交流団の派遣や国内就航先への産業交流団の派遣により、就航先と 様々な分野での交流を促進する。
- ・イベントへの出展やCM放送、広告の掲出等により、県内及び就航先での静岡路線の認知度の拡大を図るとともに、利用者ニーズに対応した旅行商品の造成・販売への支援をはじめ、旅行閑散期対策、団体や教育旅行、ビジネスでの利用喚起を戦略的に展開する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
路線の充実				
国際線充実	台湾チャータ	一便の定期路線化	,プセールスの展開 (2 とがる多様なチャー	
国内線充実	沖縄、北海道	や新規就航予定先	等へのふじのくに	交流団等の派遣
空港利用推進	3776 訪中団 上海万博等での			
	就	民交流団、産業タ 航先でのイベント 種利用支援策の単	ト出展による路線認	紀知度の拡大

[分野別計画] ふじのくに総合交通計画、静岡県の"みちづくり"

(2)地域交通ネットワークの充実

地域住民の生活を支える鉄道・バス等の公共交通機関の維持・活性化や幹線道路整備など、地域の交流のための交通ネットワークの充実を図る。

【目標】

国内旅客輸送人員(平成 20 年度 26 億 7,900 万人) 27 億人 中心都市等への 30 分行動圏人口カバー率(平成 21 年度 87.2%) 92.8%

○鉄道交通の利便性向上

- ・異なる鉄道路線間の相互乗り入れや乗り換えの改善など、鉄道利用者の利便性向上に向けた働きかけを行うとともに、県内中小鉄道の経営強化や**沿線地域の連携による利用者 増への取組を促進**する。
- ・トンネル改修、レールや枕木の交換などの鉄道施設の安全対策を支援する。
- ・鉄道駅への障害者対応型エレベーター、多機能トイレ等の設置を支援し、**ユニバーサル** デザイン化を促進する。
- ・LRTやDMV等の新たな交通システムについて、市町や事業者とともに研究を進める。 ※LRT:低床型車両を用いるなどした次世代型路面電車システムのこと(Light Rail Transit)。 ※DMV:道路とレールの両方を走行可能な車両のこと(Dual Mode Vehicle)。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
沿線地域の連携による利用者増への取組を促進		地域資源を	活用した鉄道利用抗	広大支援
川石垣 砂塊配包促進				
鉄道施設の安全対策への 支援	トンネル	改修、レール・枕	木交換等施設設備	整備支援
×1友				
鉄道駅のユニバーサルデ	障害者対	応型エレベーター、	、多機能トイレ等の	り整備支援
ザイン化の促進				

〇バス交通等の生活交通の維持と活性化

- ・地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を維持できるよう、民間事業者 や市町への支援を通じ、**バス路線の維持・確保**を図る。
- ・デマンド運行や乗合タクシーなど、地域のニーズに応じた利便性と効率性を確保した**新たな生活交通の導入を支援**する。
- ・超低床ノンステップバス等の導入など、バスのユニバーサルデザイン化を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
バス路線維持・確保	民	間バス路線、市町	運行バスへの支援	
地域に適した新たな生活交通導入支援	新たな生活交通導入検討	デマンド運行、乗 合タクシー等の 導入支援		取組手法、効果等の検証・改善

○海上交通ネットワークの維持と活性化

・地元市町等と協働し、**駿河湾内を結ぶ海上交通ネットワークや**伊豆半島、浜名湖における航路の維持、充実を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
駿河湾内を結ぶ海上交 通ネットワークの維持		I ×港と伊豆半島を結 I	I ぶ海上ルートの充 I	 実
と活性化				

〇県内を結ぶ道路ネットワークの構築

- ・地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに 30 分以内で到達できる道路網 (静岡 30「サーティー」構想)の実現に向けて、中心都市と周辺地域を結ぶ国道や県道 などの幹線道路の整備を推進する。
- ・ 救急医療機関へ迅速かつ安全に搬送できる道路網の整備や農山漁村地域の利便性向上につながる道路の整備を推進する。

「分野別計画」ふじのくに総合交通計画、静岡県の"みちづくり"

(3)情報通信ネットワークの充実

時間や距離の制約を越えた多様な交流や迅速な対応が行えるよう、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進し、県内の情報格差を是正するとともに、防災・医療・教育などの暮らしや産業、行政における情報通信技術の利活用を推進し、豊かな県民生活の実現を図る。

【目標】

光ファイバ網世帯カバー率 (平成21年度末83.4%) 86%

○ⅠCT利活用による安心・安全・快適社会の実現

- ・インターネット等による防災情報の提供や携帯電話による被災情報の収集など、災害対策における新しい情報通信技術の活用を推進する。
- ・病院間での診療情報の共有や遠隔医療への取組など医療の情報化を推進し、医師不足地 域等における患者の利便性の向上や医療提供体制の充実を図る。
- ・情報化社会に対応できる教育の提供や教育に係る事務の効率化を図るため、校内、校外 のネットワークやデジタル教材の活用など、学校における情報化を推進する。
- ・農林水産物や伝統工芸品、観光情報など、ICTを活用した情報発信を行い、産業や地域の活性化を図る。
- ・地域課題へのアドバイスを行う地域情報化コーディネータの派遣を活用し、地域の特性 に応じた情報化を促進する。

〇ICT利活用による電子自治体化の推進

- ・インターネットによる各種申請や届出、税の申告など、安全性の高い利用環境を確保し ながら、行政手続きに伴う負担の軽減や利便性の向上を図る。
- ・行政情報を分かりやすく提供するため、動画や電子地図を用いた情報提供を推進する。
- ・行政コストの削減や業務の効率化を図るため、クラウド・コンピューティング等の利活 用を検討する。

〇光ファイバ網等の整備促進による情報格差の是正

- ・ 県内の情報過疎地域を解消するため、市町等と連携し、**光ファイバ網**などブロードバンド網の整備を促進する。
- ・県民に身近な携帯電話の不通話地域を解消するため、市町等と連携し、情報通信基盤の 整備を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
光ファイバ網の整備促		市町、事業者	等への支援	
進	世帯カバー率			誘導目標
	83.4%			86%
	(H21 年度末)			

○地上デジタル放送への円滑な移行と利活用の促進

- ・地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、難視聴地域解消の促進や市町と連携した 広報を実施する。
- ・データ放送を利用した行政情報の提供や市場調査など、デジタル化に伴い提供される双 方向機能の利活用を促進する。

[分野別計画] 静岡県高度情報化基本計画

5 誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり

富士山をはじめとする世界に誇れる自然や文化、芸術、産業といった地域資源を磨き、新たな視点でふじのくにの魅力を創造し、もてなしのこころがあふれる体制を整え、国内外の人々誰もを惹きつけ、何度でも訪れたくなる観光ブランドを構築する。

(1) おもてなし日本一の基盤づくり

人材の育成、案内所や情報提供手法の充実を図ることなどにより、旅行者の満足度を高める静岡ならではのおもてなしを提供できる観光地づくりを行う。

【目標】

静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合(平成21年度56%) 60%

〇人材の育成と観光施設の充実

- ・商品企画や広報など各種研修会等の実施により、観光産業の担い手や観光を地域で支える人材の育成を行う。
- ・旅行者や旅行業者、マスコミ等に対する観光情報の発信拠点となる観光案内所や、インターネット・情報誌等の情報提供手法の充実を図る。
- ・アドバイザーによる意識啓発や施設等での受入体制整備などを進めながら、観光事業者だけでなく県民全体で旅行者を温かく迎え、おもてなしを実践できる体制を確立する。
- ・観光施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが旅行を楽しむことができる環境を創出する。
- ・観光地の主要な駅前やバスターミナルなどにおける観光案内看板のユニバーサルデザイン化 や多言語標識の整備などにより、来訪者が円滑に移動できる観光地づくりを推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
観光人材の育成	各種研修会等の	成果を検証	検証結果を見	反映し実施
(商品企画・広報研修)	実施			
		担い手のネット	地域コーテ゛ィネーター	
		ワーク化	の発掘	

「分野別計画」ふじのくに観光アクションプラン

(2) 空港を活かした地域の魅力づくり

奥大井地域等の森林景観、大井川流域等の田園景観、牧之原台地等の茶園景観など、広 大な魅力溢れる自然空間と空港等の都市機能や都市空間が調和する「ガーデンシティ」と して一体感のある地域づくりを促進する。

【目標】

富士山静岡空港の見学者等(開港初年度約105万人) 100万人以上

○静岡空港を活かした地域の魅力づくりの推進

- ・富士山静岡空港の魅力を最大限に高めるため、空港周辺整備等を図る**空港ティーガーデ** ンシティ構想を策定し、その具体化を図る。
- ・ 奥大井地域等の森林景観、大井川流域等の田園景観、牧之原台地等の茶園景観を活かした地域の魅力づくりを促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
「空港ティーガーデンシ ティ構想の策定と具体 化	構想策定		者の状況、社会経済 果の高いものから順	
16				

○ターミナルビルと連結したエアポート楽座等の整備

・富士山静岡空港の利活用促進を図るため、地場産品の展示・販売等を行う**エアポート楽 座を整備**し、空港周辺のにぎわい空間を創出する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
エアポート楽座の整備	有識者会議の開催 基本方針の策定		・ 首の状況や社会経済 対組を進める	情勢等を
	本件の可り水ル			

(3)世界に誇れる観光ブランドの創出

静岡県の様々な魅力の創出と発信などにより、静岡県のブランド化を進め、多くの人が憧れを持って訪れる観光地づくりを行う。

【目標】

観光交流客数(平成 21 年度 1 億 4,075 万人) 1 億 5 千万人 宿泊客数(平成 21 年度 1,723 万人) 1,900 万人

○魅力ある観光地づくりの推進

(伊豆半島地域)

- ・国際競争力の高い魅力ある滞在型の観光地の形成を目指す**伊豆観光圏**の整備を推進するとともに、豊かな自然、温泉、多彩な農林水産業を活用した新しいツーリズムの振興やジオパーク構想の推進による圏域の一体化などを通じて**伊豆ブランドの再生**を図る。
- (東部地域)
- ・富士山世界文化遺産登録の早期実現や富士山の豊かな恵みを活用した食などの観光魅力の充実やヘルスツーリズム、産業観光などの新しい観光を振興するとともに、神奈川県や山梨県との広域連携などを通じて、世界に誇る**富士山ブランドの創出**を図る。
- (中部地域)
- ・駿河湾から南アルプスまでの多様な自然や豊富な歴史文化の集積に加え、おでん、桜海 老などの食材やホビー関連産業の集積を生かした観光の魅力づくりを進め、中部地域に おける新たな観光ブランドの創出を図る。

(志太榛原・中東遠地域)

- ・我が国有数の茶園など始めとする豊かな景観や多彩な農林水産物を活用した空港ティーガーデンシティ構想や新しいツーリズムの振興を図り、志太榛原・中東遠地域に富士山静岡空港を核とした、新たな観光ブランドの創出を図る。
- (西部地域)
- ・浜名湖の観光資源を活用した**浜名湖観光圏**や我が国有数の製造業の集積などを活用した 産業観光の振興など多彩な地域資源を活用した魅力づくりを進め、**新たな浜名湖ブラン ドの創出**を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
観光圏整備の支援	各観光圏における取組の支援と圏域の拡大促進			

○ブランド創出のための商品化、販路拡大

- ・旅行商品造成の経験やノウハウ、人的ネットワークを有するしずおかツーリズムコーディネーターにより、着地型観光商品の造成を行う地域の団体に対する支援を行う。
- ・国内遠隔地から本県に訪れる旅行商品の造成・販売に対して支援を行う。

○観光魅力の発信

- ・富士山静岡空港の就航先の旅行社や県民への観光説明会、観光商談会等を実施する。
- ・国内外からの観光誘客を戦略的に行うため、全県統一テーマによる大型観光キャンペーンを実施する。

[分野別計画] ふじのくに観光アクションプラン

(4) 国際観光地の形成

富士山静岡空港の就航先等、東アジア等を主要マーケットとして、「ふじのくにしずおか」の魅力を発信し、誘客を促進するとともに、外国人観光客を積極的に受け入れる意識の醸成と態勢強化を図る。

【目標】

外国人延べ宿泊者数(平成21年37万2千人)55万8千人

○東アジア等重点セールス

- ・対象地域の市場の成熟度により、官と民がそれぞれの役割に応じて、海外で開催される観光展等へ出展し、PR を行うとともに、現地エージェント等への訪問セールスや観光説明会、商談会等を実施し、本県への誘客を図る。
- ・現地エージェントを招聘したモデルコースの視察や海外メディアによる取材旅行を実施 し、旅行商品の造成と販売促進を図る。
- ・就航先等における現地でのセールス活動や情報発信体制を整備し、本県への誘客促進を 図る。
- ・海外教育関係者を招聘した視察や交流受入校に対する支援により、**訪日教育旅行を誘致** する。
- ・県観光ホームページにおける多言語情報の充実や海外ポータルサイトなどの活用、海外 メディアの取材受入などにより、本県が海外で注目される環境を創出する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
海外プロモーション	海外観光展出展	就航先に加え、	東南アジア市場へも	市場広大充実
	セールス活動	台湾・香港等	拡大	
現地エージェント等招聘	ファムトリップ等			
		にあわせ実施		
訪日教育旅行の誘致	誘致活動・受入	韓国・中国重点誘	東南アジア等広大	受入の充実
		致		
海外に向けた情報発信	インターネット、	テーマ、ターゲッ	テーマ別構発信	メディアミックスで
	メディア取材等	トの絞込み		の発言

○外国人客へのおもてなし意識の醸成と受入態勢整備

- ・外国語で的確な案内ができる人材の充実を図るため、県内に登録する通訳案内士等に対し、対応能力の向上に向けた研修会を実施する。
- ・主要駅や交通結節点等における外国語に対応できる案内所を拡充し、それぞれの特色を 出しながら相互連携を図るなど、きめ細やかな案内体制を構築する。
- ・研修会の開催などにより、地域全体でおもてなしの向上を図りながら、観光施設、宿泊 施設等における外国人の受入態勢の整備を促進する。

○近隣県等との広域連携による情報発信の充実と新たなルート開発

・富士箱根伊豆国際観光テーマ地区と東海地区外国人観光客誘致促進協議会の2つのテーマ地区と中部広域観光推進協議会等の広域協議会を通じて、海外観光展への出展や招聘 事業、広告掲出などの情報発信を行うなど、近隣県と連携してテーマやターゲット別の 旅行商品開発や情報提供を行うとともに、教育旅行やインセンティブ旅行誘致を実施する。

・富士山静岡空港と他の地方空港(小松、富山、千歳、福岡等)との間を結ぶ観光ルート を関係自治体と連携して提案し、海外旅行会社などに商品造成の働きかけを行う。

[分野別計画] ふじのくに観光アクションプラン

(5) 新しいツーリズムの推進

個人やグループによる多様な価値観に基づいた体験型・目的指向型に大きく変化した旅行者のニーズに対応するため、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、産業観光など、健康、歴史、環境、産業といったテーマ性を備えた多彩な地域資源の新結合による新しいツーリズムを推進する。

【目標】

ニューツーリズム旅行商品を造成した事業主体数(平成22年3月現在255社) 300社

○多彩な地域資源の結合によるニューツーリズムの推進

- ・実践的な研修などにより、地域を訪れた人たちに地域内の魅力を楽しめる旅行を主体的に提案し、商品化できる人材の育成を行う。
- ・旅行者や観光関係者、地域へのニューツーリズムの普及を図るため、ニューツーリズムの推 進に携わる様々な関係者の情報共有や意見交換の場となるネットワークの構築を支援する。
- ・体験型・目的指向型の旅行者のニーズに対応し、地域資源を有効活用した滞在型観光商品の 造成とともに、商談会の開催等を通じた販売経路の拡大による誘客を促進する。

○伊豆半島全域のジオパーク構想の推進

- ・世界的にも特異な地質的特性を持つ伊豆半島全域のジオパーク構想に関する意識啓発活動等 を推進する。
- ・市町や観光関係団体などをメンバーとする地域協議会の設立など、地域が連携してジオパー ク構想を推進できる体制整備を促進する。
- ・日本ジオパークネットワークへの加盟等、世界ジオパーク認定に向けた取組を進める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ジオパーク構想の推進	気運の醸成	日本ジオパーク 準会員	日本ジオパーク へ加盟	世界ジオパークへ加盟準備
	協議会設立	- 12. Luyマ - 187世		
		ジオツアー開催		
		ガイド養成		
		ビジターセンタ		
		ー等整備		

〇フィルムコミッションの推進

- ・地域イメージのアピールや観光の振興、地域の活性化を図るため、市町やロケ支援団体 と連携し、地域の観光資源を活用した映画撮影等の誘致を促進する。
- ・県内各地のロケ支援団体の組織化とともに、各団体が相互に連携できるネットワーク化 の促進など、ロケ支援体制を強化する。

「分野別計画」ふじのくに観光アクションプラン

6 多様な交流の拡大と深化

コンベンションや展示会、見本市の誘致拡大や農山村における都市との交流促進により、 交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るとともに、学生や留学生が集い賑うまちづくり や生活と自然を融合した家・庭一体の住まいづくりの考え方に基づく移住・定住戦略を推 進するなど、"ふじのくに"の魅力を活かした多様な交流の拡大と深化に取り組む。

(1) MICEの誘致促進

国際会議、企業の行う会議や報奨・研修旅行、イベント、展示会等を含むMICE(マイス)の誘致を促進し、本県の交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。

※MICE:企業等の会議 (Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Insentive Travel)、国際会議 (Convention)、イベント、展示会・見本市 (Event/Exhibition) の頭文字。

【目標】

県が支援した国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数(平成21年度3件)年間20件

OMICEの誘致、開催促進

- ・計画的な研修会の開催により、MICEの誘致、開催に関する専門的知識、ノウハウを 備えた人材を育成する。
- ・国内外の見本市への出展やキーパーソンの招請等を行い、MICE開催適地としての本 県をPRするとともに、MICEの誘致活動に取り組む市町や団体等を支援する。
- ・県海外事務所や日本政府観光局等の関係機関と連携して、MICEの開催情報の収集・ 提供を行うなど、誘致機会の拡大を図る。

[分野別計画] ふじのくに観光アクションプラン

(2) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進

農林水産物、景観、伝統文化等、農山漁村地域の資源を最大限に活用し、都市との交流を促進する。

【目標】

都市農村交流人口(平成 20 年度 15,433 千人) 22,000 千人 農山村交流ビジネスによる販売額(平成 20 年度 137 億円) 165 億円

〇滞在型グリーン・ツーリズムの促進等

- ・農林漁業体験民宿認定基準の創設、農家レストランと農林漁業体験民宿のネットワーク 化など、**グリーン・ツーリズム促進のための環境整備**を行う。
- ・農山漁村での暮らし体験機会の提供等に取り組む市町や地域協議会等推進団体の受入体 制整備等に対する支援を行う。
- ・農山漁村での小学生の長期宿泊体験活動に取り組む「**子ども農山漁村交流プロジェクト」 を推進**するため、地域協議会が実施する誘致活動への支援を行う。
- ・農山漁村地域での新しいビジネスプランの作成とプラン実現を支援することで、新たな ビジネスを育成する。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
グリーン・ツーリズム促 進のための環境整備等	農林漁業体験民宿認定基準創設	農家レストラン、 農林漁業体験民 宿のネットワー ク化促進		-
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進	市町・地域協議会等の体制整備・受入実践への支援モニターツアー等	(滞在期間、態	 推進手法、体制等	上 ・段階的に実施)
	への支援 旅行商品化への 助言、マッチング 支援	-	の検証、改善	*

(3) 広域交流と連携の促進

県境を越えた自治体間の連携・協力等により、南北軸の結びつきを強めるなど、地域間の交流、連携を促進することにより、観光戦略の展開や防災協力など、広域的課題の解決に向けた取組を進め、地域の魅力を高める。

【目標】

外国人延べ宿泊者数(平成21年37万2千人) 55万8千人

富士山静岡空港の利用者数(平成21年度53万人) 70万人

富士山静岡空港の就航地域数等(平成 21 年度定期便 8 地域、チャーター便 16 地域・158 便、小型機 402 機) 定期便 10 地域、チャーター便 20 地域・200 便、小型機 500 機

〇県域を超えた交流と連携の促進

- ・富士山静岡空港と他の地方空港(小松、富山、千歳、福岡等)との間を結ぶ観光ルート を関係自治体と連携して提案し、海外旅行会社などに商品造成の働きかけを行う。
- ・国内の就航先や就航先候補地へふじのくに交流団等を派遣し、**就航先等との様々な分野** での交流を促進する。
- ・日本海と太平洋を結ぶ縦の結びつきを強めるため、自治体間の連携・協力等を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
国内就航先との交流の促進		内就航先、新規就 じのくに交流団、	- 航予定先への 産業交流団の派遣	

○県際交流と連携の促進

- ・山梨県、神奈川県との三県知事サミットの開催による、富士箱根伊豆地域の広域課題の解決への取組、三県の交流圏の目指すべき将来像とその実現に向けた連携施策を示した「富士箱根伊豆交流圏構想」の推進、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」への支援などにより、山梨県、神奈川県との連携を進める。
- ・域内の市町村や経済団体等で構成する「三遠南信ビジョン推進会議」への支援などにより、三遠南信地域の交流を促進する。

(4) 学住一体のまちづくり

大学相互の連携強化や大学と文化芸術施設、地域社会等との連携を強化し、地域で学ぶ環境の充実、学生の社会活動への参画促進、若者が集うまちづくりなど、学と住を一体化した賑わいのあるまちづくりを進める。

【目標】

まちづくりのための活動をした若者の割合(平成18年6.3%) 15%

○「学生をはじめとして若者が集い賑わうまち」づくり

- ・大学と地域社会をつなぎ、大学や学生と地域社会・地域住民の多様な交流を促進するためのネットワークづくりを進める。
- ・地域に立地する文化・芸術施設と大学等の連携を促進し、知性・感性・創造力のある人 を育てる環境整備を進める。
- ・大学フェスタや学生・サークルが主催する交流イベントの開催促進を行う。
- ・各種施設が集積する東静岡地区周辺において、**交流の核となる拠点施設のあり方を検討** する。
- ・"ふじのくに"にふさわしい**大学コンソーシアムの設立を支援**するとともに、設立後の運営、単位互換や共同研究、地域学等の取組を支援するなど、コンソーシアムを活用した事業の展開を図る。
- ・ 県内の大学等が連携した公開講座やシンポジウムの開催、県立大学等の社会人専門講座 等を支援し、社会人学習機会の充実を図る。

【主な取組】

ET ONINGE					
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
交流の核となる拠点施設 のあり方検討	/ · · · · · / · · · ·	地域社会をつな 若者相互をつな がくり			
		多	様な交流企画の実	施	
	交流拠点の	交流拠点の在り方検討		の具体化	
大学コンソーシアムの設 立の支援	機能・あり方の検 討 関係機関との調 整等	た支援	設 コンソーシアム コンソーシアム 種事業の実施	運営への支援	

○魅力ある学術研究の振興

・県内の大学等との協働による国際的な学術フォーラムの開催を通じ、優れた研究成果を 発表する機会を創出する。

(5) 家・庭一体の考え方を取り入れた移住・定住の促進

居住者が希望するライフスタイル、地域、住まいの形態などに対応できる多様な住まい方を前提とした、"ふじのくに"ならではの魅力を活かした県内外からの移住・定住を促進する。

【目標】

移住・定住者数(平成21年度43人) 平成21~25年度累計350人

移住・定住に取り組んでいる団体数 (平成21年度8団体) 18団体

○移住・定住促進戦略の策定と体制整備、情報発信

- ・具体的な取組、対象等を盛り込んだ**移住・定住促進戦略を策定**し、ワンストップ窓口の 設置など、**戦略に基づく体制を整備**する。
- ・他県、県内市町等の先進事例紹介や関係助成制度の活用等により、市町が行う移住・定 住受入体制の整備等を支援する。
- ・移住・定住促進のため、首都圏でのフェア・相談会等における P R など、**戦略的に情報 発信**を行う。

	22年度	23年度	24年度	25年度
移住・定住促進戦略の策 定とそれに基づく体制整 備、情報発信		移住・定住促進戦略に基づく施策展開(例:ワンストップ窓口、不動産関係団体との連携等)市町の受入協議		
	首都圏でのPR、 HP再構築、ガイ ドブック作成な ど戦略的情報発 信	会設置に対する支援		-

3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

1 新結合による「場力」の向上

自立的で豊かな"ふじのくに"を実現するために、本県の「場力」であるヒト、モノ、大地の資源を新たな視点で組み合わせて活用する「ものづかい」の考え方を基本に、新しい産業や事業を生み出し、国内外の需要に対応する新しい時代の産業構造の確立と新たな雇用を創出する。また、新たな価値を持ち、人々に感動を与える商品やサービスを生み出す「一流のものづくり・ものづかい」を振興する条例を制定し、企業や関係団体、県民の適切な役割分担の下、本県経済の発展を図る。

「ふじのくにグリーンニューディール」の推進として、1次産業と2次産業又は3次産業との融合を図る6次産業化の促進や、豊かな食材を活かして新しい食文化を創出する「食の都」づくり、農芸品と言える農林水産物のブランド化の推進、農芸品を生み出す人材の育成や農地の有効利用などに取り組み、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出を図る。

【目標】

6 次産業化等の新規取組件数 平成 22~25 年度累計 250 件 地産地消率(量販店等での県産青果物のシェア)(平成 21 年 21%) 30% 農林水産業の新規就業者数(平成 21 年 327 人) 450 人/年

〇6次産業化の推進

- ・生産、加工、販売といった産業の枠を超えて、本県の農林水産物を総合的に活用する6 次産業化により、地域企業や農林漁業者による新しい「食と農」のビジネスを創出する。
- ・農林漁業者が、自ら加工や販売に取り組んだり、商工業者と農林漁業者が、有機的に連携して新しい商品やサービスを開発する取組に対し、マーケティングや経営の専門家を派遣し、採算性の高い事業計画の策定や事業化を支援する。
- ・しずおか農商工連携基金の運用益による助成や、農商工等連携促進法に基づく国の支援 など各種支援制度を総合的に活用し、事業化を促進する。
- ・フーズ·サイエンスヒルズプロジェクトにより、商工業者と農林漁業者の連携による地域資源を活用した新商品開発を推進する。
- ・中小企業者に対する経営革新事業を活用して、県産農林水産物を活かした新製品、新商品の開発・販売を促進する。
- ・農林漁業者、食品製造業者、流通販売業者のマッチングを支援するため、県産農林水産 物を使った食品等の展示商談会、交流会を開催する。
- ・漁業者・漁協と加工・流通業者の連携により、地元水産物の有効活用を図るなど、水産 分野の6次産業化を進める。
- ・生産者と茶商の連携により、現代生活にマッチした新商品の開発や飲用以外の新たな用 途開拓により、新しい茶の需要を創出する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
農林漁業者、地域企業等の6次産業化への支援	農林事務所等の 相談窓口の設置 専門家派遣によ る事業化支援 農商工等連携事			
	業計画の策定支援 機商工連携基金等による支援 展示商談会の開催			新ビジネス創出 件数 200 件
フーズ・サイエンスヒル		事業化	促進	
ズプロジェクト等の研 究開発の成果を活用し た新商品等の事業化の 促進				フーズ・サイエンス ヒルズ事業化件 数 50 件 (H26)

〇ふじのくに「食の都」づくり

- ・「食材王国」である本県の「場の力」を活かした「食の都」づくりを進めるため、「**ふじ のくに食の都づくり仕事人表彰制度」を創設**するとともに、一流の料理人の料理を味わいながら、地域の自然や歴史、文化を学ぶ講座を開催し、国内外に「**ふじのくにの食文** 化」を発信する。
- ・魅力ある茶文化を創造し、国内外に向けて発信するため、世界お茶まつりを開催する。 【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ふじのくに食の都づく り仕事人の育成・活用	農林水産業の振興や食文化の創造に貢献している。		が拡大(食器、装飾 オPRイベントに仕	
	る料理人の表彰 200 人 受章者を紹介す るガイドブック 作成 食の都シンボルマーク の募集・活用			
「ふじのくにの食文化」 の発信	県産食材を使っ た料理や食材に まつわる講座の 開催 5回	講座により食	- 県内各地で開催 文化を支える人材 都づくり仕事人」。 -	
魅力ある茶文化の創造	世界お茶まつり 2010 の開催	次回開催について(財)世界緑茶材		世界お茶まつり 2013

〇地産地消の推進

- ・毎月23日の「ふじのくに地産地消の日」、毎月19日から23日の「ふじのくに地産地消 週間」にあわせて、**地産地消に関する様々な県民運動を展開**する。
- ・地産地消のホームページを開設して、県産品やイベント等の情報を積極的に発信すると

ともに、県内の量販店やコンビニエンスストア、飲食店等の県産品の利用を支援する。

- ・県産農林水産物に対する県民の理解を深め、これらの購入促進を図るため、食と農の改 革フォーラム等を通じて県や産地の取組を広く県民に情報発信する。
- ・地場野菜の新たな産地を育成するため、中国野菜をはじめとした**新品目の生産拡大と県内流通**にチャレンジする生産者、小売業者等の取組を支援する。
- ・漁協による地元水産物の直売やレストラン経営などを促進する。
- ・安全、安心な農産物を県民に供給するため、第9次静岡県卸売市場整備計画を策定し、 これに基づく各種取組により、県内卸売市場の効率的な運営と機能向上を促進する。
- ・命をはぐくむ「食」とそれを生み出す農業・農山漁村への理解を深めるため、農作物の 栽培から収穫物の加工、調理まで一連の体験機会を提供する教育ファームを促進する。
- ・ 学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図るため、農林漁業者、学校給食関係者、 行政、関係団体等が課題や情報を共有し、連携して取り組む体制づくりを促進するとと もに、学校給食用の加工品の開発等を進める。
- ・日常生活における花の利用方法を提案する「花・緑タウンフェア」の開催や花と緑にふれあう「花育活動」の推進により、花文化の浸透と県産花きの消費拡大を図る。

【主な取組】

【土な収組】				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地産地消県民運動の展開	シンボルマーク の活用促進及び 地産地消週間等 のイベント PR	地産地消に取り	組む団体・企業等の	の活動支援 ▶
	ホームページの 開設	ホームページに	こよる情報発信	
県内供給型の新産地育成と流通改革 学校給食における県産農林水産物の利用拡大	野菜等の新規産 地育成 4 産地 県産農林水産物 導入を推進する 協議会の設立 (H21:14 市町)	新品目等の域内 流通の促進	加工等の新たな需要の拡大	•
	7 市町 県産加工食品等 の開発	7 市町	7 市町 利用(協議会等のある 市 町 の 割 合 100% (35 市町) 足進
				•

○県産品のブランド化の推進

・国内外における県産品の販売力を強化するため、ブランド戦略を策定し、各地域の高品質で特徴のある農芸品などを「静岡ブランド品」として認定し、効果的なプロモーション活動を行い、安全・安心で付加価値の高い**県産品の販路拡大**を促進する。

・静岡茶の新たな需要を創出するため、茶の栽培環境や品種、製造方法など県内各産地の 特徴や機能性などを生かし、八十八夜ブランドや中山間地域の100銘茶づくりなど新 たな**静岡茶のブランドを構築**する。また、米国など海外に向け茶文化を発信するととも に緑茶輸出を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
県産品の販路拡大	静岡ブランド戦 略の策定			
	ブランド品の認定			認定品 100
	県外・海外での 販路拡大プロモ ーション			-
静岡茶のブランド構築	新たな「静岡茶 ブランド」戦略 の検討	ブランド化推進		新「静岡茶」ブ ランド定着
	米国等海外向け 戦略策定と茶文 化発信	輸出促進活動	他国に向けた 活動の展開	緑茶輸出量 3,000 トン

〇農芸品を生む人材の育成と農地の有効利用

- ・農業法人等に就業する人材の確保・育成や、非農家出身者の就農支援、農業後継者が取り組む経営の多角化に対する支援、農林大学校における高い経営管理能力を持った人材の育成などにより、農業分野の就業者数の増加を図る。
- ・ 効率的な木材生産計画を作成するプランナー、路網開設と林業機械のオペレーターなど、 県産材の安定供給に必要な技術と知識をもった森林技術者を育成、確保する。
- ・漁業就業者確保育成センターによる新規就業の支援により、質の高い漁業就業者の確保 育成に努める。
- ・市町や関係団体と連携し、担い手への農地集積や耕作放棄地の再生を促進する。また、 再生した耕作放棄地を活用し、担い手育成を行う大区画モデル農園の設置や、学校の児 童生徒が農業体験等を行う1校1農園の設置を促進する。

「分野別計画〕静岡県経済産業ビジョン

2 次世代産業の創出

地域の人・モノ・技術や産業の集積を活かし、次世代のリーディング産業の創出と育成を図る静岡新産業集積クラスターを推進する。

また、経済情勢の変化の影響を受けにくい、未来につながる産業構造の形成を目指して、 新たな成長分野への地域企業の参入支援や、内外の新たな需要に対応した産業を振興する。 さらに、国内外からの企業の立地と既存企業の定着を促進し、次世代産業の集積につな げるとともに、新たな雇用の創出を図る。

(1) ふじのくに新産業創出プロジェクトの推進

ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3つの産業集積プロジェクトを「静岡新産業集積クラスター」として推進するとともに、環境、医療・健康・福祉、ロボット、航空宇宙などの新たな成長分野へ進出する地域企業の支援、創業者やベンチャー企業を育成、スポーツ産業、コンテンツ・デザイン産業、物流産業等のサービス産業の振興などを推進する。

また、県試験研究機関において、社会のニーズや新産業の創出に対応した研究開発を推進する。

【目標】

静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数 累計 210 件 新成長分野の取組件数 (新成長分野の経営革新計画の新規承認件数)

平成 22~25 年度累計 400 件

○静岡新産業集積クラスターの推進

- ・東部・中部・西部地域のそれぞれの地域資源と特徴ある産業基盤を活かし、東部地域を中心としたファルマバレー(医療・健康)、中部地域を中心としたフーズ・サイエンスヒルズ(食品)、西部地域を中心としたフォトンバレー(光・電子技術)の3つの産業集積プロジェクトを「静岡新産業集積クラスター」として推進し、県内企業による新たな事業や製品を創出する取組を支援していく。
- ・「医・工・薬・食連携」による世界レベルの研究開発とその成果を活かした産業化をより 一層進めるため、3つのプロジェクトの連携を強化する。

<ファルマバレープロジェクトの推進>

- ・平成19年度から22年度を計画期間とするファルマバレープロジェクト第2次戦略計画の実績と評価を踏まえ、第3次戦略計画を策定するとともに、これに基づきプロジェクトを着実に推進する。
- ・患者・県民の視点に立って、県立静岡がんセンターを中心とし、関係機関との連携によりプロジェクトを推進する。具体的には「世界レベルの先端研究開発の推進」、「健康関連産業の振興・集積」、「プロジェクトの中核を担う人材育成」、「市町と協働したまちづくりの推進」、「国内外との交流推進」などについて、財団法人しずおか産業創造機構ファルマバレーセンターを中核的支援機関として引き続き積極的に取り組んでいく。
- ・患者・家族、医師、看護師など医療現場 (ベッドサイド) のニーズや大学・研究機関による研究シーズを、地域企業が製品化・事業化するための支援システムが構築され、具体的な製品が生まれてきていることから、このシステムを全県で展開することにより、県内企業の医療・健康・福祉分野への参入を支援していく。
- ・大手医療機器メーカーと地域企業のネットワークを構築することにより、地域企業が大 手医療機器メーカーに対して部品・部材を製造・供給していくことを支援する。

<フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進>

- ・平成22年に策定したフーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画に基づき、財団法人しずおか産業創造機構フーズ・サイエンスセンターを中心に、産学官連携による食品の機能性に関する研究開発を進め、機能性食品素材を提供する企業を創出するなど、食品産業の高付加価値化を推進する。
- ・「地域結集型研究開発プログラム」により、健康に良く世界に展開可能な新しい茶系飲料・ 素材の研究開発を進め製品化を目指す。
- ・6次産業化を促進し、県内農林水産物の機能性に基づく新商品の開発を支援する。
- ・地域の食品関連産業の販売力を強化するため、マーケティングの専門家による支援を強 化するとともに、国内外へ広く販路を拡大していく。
- ・最新の食品加工技術を有する人材の育成を行い、新商品の開発に取り組む企業の裾野を 拡大していく。
- ・食品の分析や試験を行う企業を育成していくとともに、機能性食品の開発のための「ヒト介入試験」の支援体制の整備を検討する。
- ・ 県内には茶などの食品加工機器産業の集積が見られる。今後、茶に限らず食品加工機器 の産業振興と集積を図る。
- ・健康への関心の高まりやアンチエイジングなど美を求める欲求も強いことから、化粧品 産業の振興を図る。

くフォトンバレープロジェクトの推進>

- ・平成14年度から実施されている「地域イノベーションクラスタープログラム(旧:知的 クラスター創成事業)」を、引き続き支援していく。
- ・平成21年度に選定された「光・電子イノベーション創出拠点」及び「はままつ次世代光・健康医療関連産業創出拠点」の計画に基づき、地域が一体となって推進している事業化 や人材育成などの取組を引き続き支援していく。
- ・企業立地促進法上の地域産業活性化計画である「三遠南信地域基本計画」に基づいて実施する輸送機器用次世代技術産業などの集積促進や人材育成などの事業を支援していく。
- ・光関連産業の中核的人材の養成を目的とする「レーザープロセシング人材育成講座」を 引き続き支援していく。

<クラスター間の連携促進による相乗効果の拡大>

- ・静岡新産業集積クラスターの研究開発の成果を事業化・製品化する地域企業などの共同 事業を、財団法人しずおか産業創造機構とともに支援し、産業化を促進する。
- ・展示会への3プロジェクト共同出展や、プロジェクト間の連携・交流のための会議開催により連携の強化を図る。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
静岡新産業集積クラス ターにおける事業化の		事業化	促進	
促進	ファルマ第3次 戦略計画策定	フォトンバレー 120 件		ファルマバレー 40 件 フーズ・サイエンス
				ヒルズ50件(H26)

〇高度産業人材の育成

・静岡新産業集積クラスターの中核を担う研究者や技術者等の高度人材を育成する研修会の開催など、**産学官連携による地域企業の人材育成**を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
産学官連携による人材 育成		各プロジェクト	による人材育成	
				ファルマバレー 357 人
				フーズ・サイエンス
				ヒルズ 145 人 フォトンバレー
				107 人
				合計 609 人

○環境産業など成長産業分野への地域企業の参入促進

- ・地域企業が環境産業など成長分野に参入する上で必要な、業界ニーズや最新の技術動向 に関する情報提供、技術力の向上、製品化に向けた研究開発費の支援、製品等の販路開 拓の支援を総合的、一体的に実施していく。
- ・環境分野については、特に県西部地域において、輸送機器関連産業をはじめとする技術 集積を活用し、環境産業の集積を促進する。
- ・電気自動車などの次世代自動車の技術開発に対応し、関連部品の改良など、技術力の向上に取り組む地域企業や、電装部品などの新たな需要が期待される分野への進出を目指す地域企業を支援するとともに、新たな規格の小型電気自動車について、利活用に関する実証試験など、実用化に向けた取組を支援する。
- ・医療機器分野については、医療現場のニーズを踏まえた実用化、製品化への地域企業の 取組を支援する。
- ・福祉機器分野については、介護労働者の負担軽減や、高齢者・障害者の生活を支援する 製品の創出に向けた取組を支援する。
- ・産業用ロボット分野については、ロボット未導入企業に対する活用ノウハウの情報提供などにより、ロボットの活用を促進し、ロボット市場の拡大を目指す。また、サービスロボットについては、特に介護労働者の負担軽減を目指し、福祉分野への導入を促進する。
- ・航空宇宙分野については、厳格な品質保証が求められるなど、他の分野に比べ新規参入 が難しいことから、チャレンジ精神に富む地域企業を支援するため、参入時に有用な認 証取得の支援などに取り組む。
- ・光分野については、医療、農業など多岐にわたる応用が可能であることを踏まえ、具体 的な利用や製品化に向けた取組を支援する。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
成長産業分野への地域企業の参入促進		ナーの開催、国内 会、技術アドバイ		成長産業分野に おける経営革新 承認件数 100 件/年以上

〇スポーツ産業の振興

・特色あるスポーツ関連企業やスポーツ施設等が立地している中東遠地域を中心に、プロスポーツチームや大学、民間研究機関、自治体等の産学官が連携して、地域資源を活用した新サービス、新商品の開発などの検討を行い、事業化を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
スポーツ産業の振興		スポーツ産業の		事業の拡大
	興に係る基礎調	振興に向けた体		•
	査	制整備及び事業		
		内容の検討・決定		

〇コンテンツ、デザイン産業、ICT産業の振興

- ・地上デジタルテレビ放送の開始や電子書籍の普及など、提供方法の多様化による映像や 音楽などのコンテンツ需要の高まりに対応した**地域型コンテンツビジネス**の検討を行い、 事業化を図る。
- ・高付加価値のものづくりを推進するため、産業デザインに係る技術相談、新商品企画へ の取組に対する専門家の派遣、デザインの優れた商品の顕彰、販路開拓支援などにより デザイン力強化を支援する。
- ・情報通信技術 (ICT) は新たなイノベーションを生む基盤であり、地域企業の広報・ 販売戦略においてもその利活用の重要度が高まっているため、ICT人材の育成やIC Tベンチャー企業の創出を支援する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域型コンテンツビジ	静岡発の地域型	静岡発の地域型	事業開始	事業の拡大
ネスの創出支援	コンテンツビジ			
		ネス創出に向け		
	調査	た体制整備及び		
		事業内容の検		
		討・決定		
デザイン力強化支援		デザイン活用の	総合相談	
7 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				デザイン相談、設備利用件数 2,000件/年

〇空港、新東名、港湾等を活かした物流産業の振興

- ・富士山静岡空港や新東名高速道路、清水港、田子の浦港、御前崎港等を活かした物流の低コスト化や利便性の向上を図り、工業製品や農林水産物の販路拡大や県内外からの企業立地を促進する。
- ・新東名高速道路は、中山間地域から県内外へのアクセスを飛躍的に高めることから、市町の土地利用計画を踏まえ、大規模物流センターや市場など、**物流ハブ機能の集積**を図る。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
物流ハブ機能の集積	庁内ワーキング 有識者意見聴取 市町の土地和 地適地や企業 調査、集積ブ	ミニーズ等の	物流ハブ機能	の集積促進

○創業者やベンチャー企業等の育成

- ・創業者やベンチャー企業等が円滑に事業化できるよう、相談窓口の充実や事業スペース の提供、研究開発助成などの支援を行う。
- ・展示商談会の開催や販路開拓コーディネーターによる支援等、創業者やベンチャー企業 等の成長段階に応じた効果的な販路開拓支援を行う。

〇知的財産を活用した産業の振興

- ・地域企業の技術力向上や新分野進出、さらには新産業の創出などを図るため、知的財産 の創造、保護及び活用に関する具体的な指針を策定する。
- ・指針に基づき、県内3ヶ所の知的所有権センター等を中心に、国や弁理士会などと連携 して、地域企業の知的財産の創造、保護及び活用に関する取組を促進する。

○産業を牽引する課題解決型の研究開発の推進

- ・県試験研究機関間の連携、民間企業や大学等との連携を有機的に図りながら、課題解決型研究を推進する。
- ・県試験研究機関の研究を、**社会のニーズに対応し豊かな地域資源を総合的に活かす研究 へ転換**を進める。
- ・研究開発から成果の社会還元まで、県試験研究機関等のトータルな産業支援機能の強化 を進める。
- ・地域の知力を結集させるため、**大学等と県試験研究機関の連携拡大とネットワーク化**を 進める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
社会のニーズに対応し豊かな地域資源を総合的に活かす研究への転換			ーンニューディー 貢献する課題解決	
トータルな産業支援機能の強化		産業支援を促進	するための研究・	普及体制の強化 ▶
大学等との連携拡大とネ	静岡大学、県立	立大学との連携事業	- 業の推進 -	
ットワーク化		県内大学との連	 携の拡大・ネット 	 ワーク化

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン、ファルマバレープロジェクト戦略計画、 フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画

(2)企業立地の促進

新たな成長産業として期待できる環境関連産業や、景気変動の影響を受けにくいと考えられる食料品、医薬品・医療機器関連産業などの製造業の分野を中心に、国内外からの優良企業の立地や既存企業の県内での投資を促進し、次世代産業の育成、集積につなげるとともに、地域経済の基盤の強化を図る。

【目標】

企業立地件数 (平成 21 年 44 件/年) 100 件/年

○国内外からの企業誘致の推進・県内既存企業の投資促進

- ・新たな成長分野等の企業の工場や研究所を中心に、トップセールスや企業立地説明会の 開催等により本県の立地優位性をPRし、企業誘致を積極的に推進する。
- ・企業からの立地相談に対してワンストップ体制により迅速な対応を図るとともに、立地 企業に対する支援策の活用により、新規進出企業や県内既存企業の投資促進につなげる。
- ・工業用地については、新東名、空港、同アクセス道等を活用した新たな開発適地を検討 するとともに、市町や企業の要望に的確に対応するオーダーメード方式を拡充し、整備 を進める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
国内外からの企業誘致	新たな成長産業			
の推進	等をターゲット			
	にした企業誘致			
	活動			企業立地件数
				100 件/年
			企業立地促進法	去に基づく
			基本計画の再策	定の検討
			(静岡市地域、	(県東部地域、富
			浜松市地域)	士山静岡空港周
			V (E) 2 90	辺地域、湖西市
				地域)

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン、企業立地促進法に基づく基本計画(県東部地域、 静岡市地域、富士山静岡空港周辺地域、浜松市地域、湖西市地域)

3 活気ある地域産業の振興

商工団体や産業支援機関と連携して、中小企業の経営基盤強化を図るとともに、製品と その保守・維持技術の輸出などのハード、ソフト一体となった海外展開や、新興国を中心 とした新たな需要の獲得に向けた地域企業の海外販路の開拓を支援する。

(1) 中小企業の経営力強化

経営革新計画制度の普及・啓発や計画の作成支援及びフォローアップを通じ、中小企業の経営革新を促進するとともに、小規模事業者等に対する経営改善や中小企業の組織化を推進するほか、下請中小企業の販路開拓や円滑な資金調達を支援するなど、経営力向上と経営基盤強化に向けた支援を充実する。

また、中小企業における新商品開発、新分野進出や販路開拓の取組などを奨励して、付加価値の高いものづくりを支援する。

【目標】

中小企業の経営革新計画承認件数(累計)(平成21年度末2,172件) 3,500件

○経営革新等を通じた中小企業の活性化

- ・中小企業者の**経営革新の取組を促進**するとともに、経営革新計画承認企業に対するフォローアップを充実する。
- ・ 高度化事業を活用して、中小企業の連携による工場団地の建設、商店街の整備等を促進する。
- ・小規模事業者等に対する効果的な**経営指導を実施**するとともに、小規模事業者の新たな 取組や**中小企業の組織化**、事業協同組合等の活動の活性化などを支援する。

【主な取組】

T 0.5 M/47					
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
経営革新の取組促進		経営革新計画	作成支援		
経営指導の実施	ž,	 経営指導員によるi	■回指導の充実	累計承認件数 3,500件	
	経営指導員等の 資質向上の検討	研修内容	の充実	経営指導員 1 人 当りの巡回指導 件数 350 件/年(商工 会) 270 件/年(商工 会議所)	
中小企業の組織化	□ 貝 貝 円 土 ▽ / 1 円 円)	組織化の	l o支援		
1、1.亚米、2、加州的口		組合設立15件	組合設立15件	組合設立15件	

〇円滑な資金調達の支援

- ・県制度融資の融資枠や資金メニューなどの需要の把握に努め、中小企業を取り巻く経営 環境に対応した制度融資の充実を図る。
- ・商工団体や金融機関を通じて、制度の普及啓発を行うことにより、設備資金貸付及び設

備貸与の利用促進を図る。

〇下請企業の受注拡大と取引の適正化

- ・下請企業の取引拡大に向け、受発注企業のニーズに応じた取引あっせんを行うとともに、 商談会開催など営業機会の提供により、自社の営業強化に取り組む企業の販路開拓を支 援する。
- ・下請企業の利益保護のため、下請関係法令の周知、トラブル相談体制の充実を図り、下 請企業の適正な取引の確保に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
下請企業の取引拡大		ニーズに応じた取引あっせん等			
		下請取引成約件 数 30 件	下請取引成約件 数 40 件	下請取引成約件 数 50 件	

〇地場産業の振興

- ・繊維、家具、紙・パルプなどの地場産業の業界団体が取り組む付加価値の高い製品づく りや見本市の開催による販路開拓などを支援する。
- ・ 県内外で開催する展示会出展を通じて、伝統的な技術、技法を保持する工芸品の魅力発信、ブランド力強化に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地場産業の振興		新製品開発や見本	市開催等の支援	
				主要な地場産業 の全国シェアの 向上 繊維 3.0% 家具 5.0% 紙パパ 13.5%

〇良質な社会資本整備を支える産業の育成

- ・建設業の経営者や技能者を対象とする研修の実施や、適正な契約の締結に向けた元請・ 下請関係の指導、建設工事に関する相談業務の充実などにより、技術と経営に優れた建 設業者の育成を支援する。
- ・公共事業の発注者として、総合評価方式などの技術力を重視した発注方式の拡充や適正 価格での契約の推進、適正な施工体制の確保などに努める。
- ・ホームページ等を活用して、新分野へ進出している建設業者や関連する支援制度についての情報提供を行うなど、新分野や他産業への進出を図る建設業者の支援に努める。

「分野別計画〕静岡県経済産業ビジョン

(2) 県内産業の国際化支援

県内産業の国際化を図るため、地域企業の海外展開を支援するとともに、海外との経済 交流を促進する。

【目標】

県内本社企業の海外展開事業所数(平成21年952事業所) 年間30事業所の増

○県内産業の海外展開支援

・海外展開に関する相談会・専門講座の開催や海外市場開拓支援事業の実施により、地域 企業の製品とその保守・維持技術の輸出などのハードとソフトが一体となった海外展開 や、新興国を中心とした新たな需要の獲得に向けた地域企業の海外販路の開拓を支援す る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
海外展開を図る地域企業の支援	地域企	業の海外展開に関	する相談等	
*** \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				海外展開新規事 業所数 年間 30 事業所 の増

○地域企業と海外企業の経済交流の促進

・海外経済ミッションの派遣やトップセールスなどにより、海外企業に本県産業の魅力 を発信し、海外企業と地域企業のビジネスパートナーづくりを促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域企業と海外企業の経済交流の促進		海外経済ミッシ	ョンの派遣	
ALDI DOUG - DECE	中国、東南アジア	東南アジア、南アジア	南アジア・中国	中国・ロシア

「分野別計画〕静岡県経済産業ビジョン

(3)地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興

地域住民が主体となるコミュニティビジネスの創出を支援するとともに、サービス産業の生産性の向上や、快適で利便性の高い商業環境の整備を促進し、地域を支えるサービス産業や商業の振興を図る。

【目標】

コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数 平成 22~25 年度累計 100 者 良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店の登録件数

平成 22~25 年度累計 400 件

○コミュニティビジネスの創出とサービス産業の生産性の向上

- ・地域における少子・高齢社会への対応などの課題をビジネスの手法を用いて解決するコ **ミュニティビジネスの創出を支援**する。
- ・サービス産業の生産性向上に向けたセミナー開催等による普及啓発活動の充実により、 地域企業の競争力強化を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
コミュニティビジネス の創出支援	コミュニティビ ジネス創出支援 についての中間 支援機関等体制	モデル地域の選 定及び支援内容 の検討	モデル地域にお ける中間支援機 関設置及びコミ ュニティビジネ	県内他地域への 普及啓発
	及び取組について検討		ス創出支援の実施	

○地域を支える商業の振興

- ・商店街の活性化を図るとともに、利便性の高い買い物環境を整えるため、商業関係者、 地域住民、市町等との協働により、地域コミュニティや**買い物弱者に配慮した、魅力あ る商店や商店街づくりを支援**する。
- ・地域商業や商店街の活性化を促進するため、良質な商品、環境、サービスを提供する個店の登録制度を創設し、**魅力ある個店の増加**を図る。
- ・地域商業を持続的に活性化するため、活性化ノウハウなどを組み込んだ体系的なカリキュラムの講座により、次世代の商業を担う後継者と新規参入者の育成に取り組む。
- ・大規模小売店舗の立地に際し、周辺地域の生活環境を保持するため、法令に基づく適正 な立地指導に努めていく。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
買い物弱者に配慮した商	買い物弱者への	買い物弱者対策		
店や商店街の支援	支援策の検討	支援の実施		実施5件
魅力ある個店づくりの促	登録制度の創設		登録促進	
進				H22∼H25
				累計 400 件
次世代商業者と新規参入	養成講座カリキ	養成講座カリキ	養成講座実施、	
商業者の育成	ュラム及び参入	ュラムの作成及	参入モデル試行	
	フォローの仕組	び模擬講座の実	20 名育成/年	
	み検討	施		

[分野別計画]静岡県経済産業ビジョン

(4) ものづくりを支える技能の継承

本県のものづくりの基盤を確かなものとしていくため、若年層のものづくりの魅力と技能の大切さに対する理解促進、技能者の社会的評価の向上、ものづくりの技能継承の促進・次世代技能者の育成などを推進する。

【目標】

若年者ものづくり競技大会の出場者数、入賞率(平成 21 年度 11 人、9.1%)12 人、50% 技能五輪全国大会の出場者数、入賞率(平成 21 年度 44 人、27.3%) 45 人、50%

○ものづくりの技能継承の促進

- ・「WAZAチャレンジ教室」や「WAZAフェスタ」などを通じて、若者や子どもに対してものづくりや技能に触れる機会を提供することにより、ものづくりの技術・技能と継承の大切さへの理解促進に努める。
- ・技能者の社会的評価の向上を図るため、技能マイスターの認定を推進し、積極的に活用するほか、優れた技能者の表彰や技能検定を実施するなど、技能士の技能水準・社会的地位の向上支援に努める。
- ・ものづくり技能の後継者づくりを進めるため、技能競技大会に取り組む若年・青年技能 者の育成支援を行うとともに、技能競技の全国大会の本県での開催に協力する。

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン

4 生きる力の源となる農林水産業の強化

県民が、健康で豊かな暮らしを将来に渡って享受し、また、農林漁業者が誇りを持って 安定的で効率的な生産活動を行っていくために、農林水産業の活力ある生産構造への転換 を推進する。

(1) 安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり

安全で良質・多彩な農産物の安定供給のため、農業生産を構成する「人材」、「基盤」、「技術」の3つの視点から対策を講じることにより、農産物の生産力を高めるとともに、豊かで美しい景観と多様な食をはぐくむ農山村の魅力向上を図る。

【目標】

農ビジネス販売額[※](平成 20 年 2,600 億円) 3,200 億円 農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア(平成 20 年 23.9%) 35% (※農業者(法人を含む)の農産物産出額と加工・販売金額等の合計)

○新農業人材の確保と育成

- ・産業として持続する農業を支えるビジネス経営体を育成するため、企業的経営を行う農業者・経営体への支援や、農業法人等に就業する人材の確保・育成、非農家出身者の就農や農家後継者の取り組む経営の多角化を支援する。
- ・農林大学校における講義と実習のバランスの取れたカリキュラムにより、高い経営管理 能力を持った人材を育成する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ビジネス経営体の育成	アグリビジネススク ール等の実施	6次産業化に向け た講座等の実施 ビジネス経営体	ビジネス経営体	ビジネス経営体
		累計 400 経営体	累計 440 経営体	累計 480 経営体
農業法人等における人 材の確保・育成 新たな農業経営開始者	農業体験、研修 農業教育の実施 研修、個別相談			農業法人等への 新規就職者数 150人/年
の確保、支援	農業教育の実施			新たに農業経営 を開始する人 (法人含む) 150人/年

〇農地の確保と有効利用

- ・市町や農協など関係団体と連携し、**担い手への農地集積や耕作放棄地の再生利用**を進め、 ビジネス経営体の規模拡大や茶、みかん、露地野菜などの土地利用型作物の生産拡大に つなげていく。
- ・耕作放棄地を活用した市民農園の開設を進め、**サラリーマン等が農業を楽しむ機会**を増 やし、農業への理解促進を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
担い手への農地の集積	推進員の設置、	農地の集積の推		
	研修	進		農地集積 1,150ha/年
耕作放棄地の再生利用の促進	担い手確保など再生利用の促進			
	再生 500ha	再生 500ha	再生 500ha	再生面積累計 2,000ha
サラリーマン等による	市民農園の利用			
楽しむ農業の推進	促進 参加 400 人	参加 400 人	参加 400 人	参加 400 人 延べ 1,600 人

〇生産体制の強化

- ・産地自らが、生産流通施設の整備等を計画的に進めるために策定した**産地構造改革計画 の実現を支援**するため、補助事業や制度資金を活用し、茶、果樹の生産性の高い品種等 への改植や野菜の生産施設整備などを促進する。
- ・低コストで効率的な畜産経営を実現するため、混合飼料を製造するTMRセンター (飼料混合施設)等の生産支援組織や家畜共同育成場の利用拡大、家畜伝染病の発生予防とまん延防止対策等を推進する。
- ・消費者ニーズに対応した県産銘柄畜産物を供給するため、新規銘柄の開発や高度衛生管理に対応した新たな流通拠点の整備を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
産地構造改革計画の実 現支援		産地の取組支援		
生産流通施設など生産		/L-state for c		支援対象計画数 合計 164 計画
基盤の整備促進	12 地区	生産基盤の 12 地区	D整備 12 地区	12 地区 実施地区数 延べ 48 地区

○技術の開発と普及

- ・ビジネス経営体の規模拡大と生産性の向上を支援するため、**高品質化、省力化、低コス** ト化を実現する栽培技術の開発、普及に取り組む。
- ・効率的な家畜改良増殖を推進するため、受精卵移植技術の活用等、高度技術や新技術を 開発、普及する。
- ・中国浙江省との技術交流を促進するため、農業友好交流団や農業調査員の派遣、受入を 行う。
- ・環境に配慮した農業を推進するため、効率的で環境負荷の少ない病害虫の防除技術や施 肥技術等の環境保全型農業技術の開発と普及を進める。
- ・適正で高度な**家畜排せつ物の利用**を推進するため、良質たい肥の生産や、エネルギーと して利用するための施設の整備を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高品質・省力化・低コスト化栽培技術の開発及び普及				ビジネス経営体 の生産性 5,000 万円/人
家畜排せつ物利活用施設の整備の促進		高度利用施設の整	と備の促進	
以ぐノ正畑・ノルル	鶏糞等の高度利 用率 10%			鶏糞等の高度利 用率 20%

〇豊かな農山村づくり

- ・中山間地域等の農業生産活動を維持し農業の多面的機能を確保するため、**中山間地域等** 直接支払事業などを活用して、生産基盤や生活環境基盤の整備を進める。
- ・農作物に対する**鳥獣被害を軽減**するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の計画策定 の支援やモデル集落の設置、鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成等により、地域の取 組を支援する。
- ・再生した耕作放棄地を活用して、担い手の育成を目的とする大区画モデル農園の設置や、 学校の児童生徒が農業体験等を行う**1校1農園の設置**を進める。
- ・県民の市民農園に対する多様なニーズに対応するため、開設支援の講座や研修会の開催 により、市民農園数の増加を促す。

【主な取組】

一、なれなが正				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
中山間地域等直接支払	集落協定締結の			
事業の推進	推進 協定締結面積率 83.3%	協定締結面積率 83.7%	協定締結面積率 84.1%	協定締結面積率 85%
島獣被害の軽減に向け た取組の支援	モデル集落の設置		市町の活動支援	
	市町計画策定			農林産物被害金額 460 百万円以下
1校1農園の設置	4 地区 ————	10 地区		
市民農園の開設支援	開設のための講		10 地区	学校農園 合計 24 地区
1	座・研修会の開催			市民農園区画数合計10,000区画

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン

(2) 県産材の需要と供給の一体的な創造

県産材の安定供給能力の向上や県産材の需要拡大など、県産材の供給と需要を一体的に 創造する総合的なシステムを構築する。

【目標】

木材生產量 (平成 21 年 265,000 ㎡) 450,000 ㎡

○県産材の安定供給能力の向上

- ・生産に適した森林における効率的な木材生産計画の作成促進、路網と林業機械を組み合わせた低コスト生産システムの確立・普及など、県産材の**安定供給体制を整備**する。
- ・ 効率的な木材生産計画を作成するプランナー、路網開設と林業機械のオペレーターなど、 県産材の安定供給に必要な技術と知識をもった森林技術者を育成、確保する。
- ・原木市場の木材選別機能等の強化に加え、生産者と製材・加工業者間の需給調整を担う 組織を育成し、県産材の製材・加工工場への直送を促進するなど、**県産材の流通改革**に 取り組む。
- ・大型製材・集成材工場の整備の促進や既存製材工場のネットワーク化など、県産材の**製 材・加工体制を拡充**する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
安定供給体制の整備	効率的な木材 生産計画の作 成促進 低コスト生産 システムの確 立	生産面積 3,000ha	生産面積 3,500ha 低コスト生産シ ステムの普及	生産面積 4,500ha 全県
県産材の流通改革	品質などの需要調査 (プレカットなど) 木材選別機能 強化	需給コーディネート 体制の確立	新たな流通による木材供給(直送) 10万㎡/年	→ 15 万㎡/年
製材・加工体制の拡充		#vi 1 == 10 = 10 = 0	大型製材・集成 材工場の整備の 促進	集成材 5 万㎡/年
		製材工場間の ネットワーク 化		4 地域

○県産材の需要拡大

- ・合板や集成材など、住宅産業のニーズを捉えた新たな製品や技術を開発を促進する。
- ・しずおか優良木材の利用拡大、JAS 製品の県産材証明の適用拡大、公共部門での利用拡大など、品質が確かな製材品の利用を拡大する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
品質が確かな製材品の 利用拡大	٦٦	「しずおか優良木材」の一層の利用拡大			
	JAS 製品の県産 材証明の適用拡 大	しずおか優良木 材認定工場 合計 26 工場 2 品目(合板、 集成材) 公共部門での利	しずおか優良木 材認定工場 合計 28 工場 引用拡大	しずおか優良木 材認定工場 合計 30 工場	
				公共部門での県 産材利用量 17,000m3/年	

[分野別計画]静岡県経済産業ビジョン、静岡県森林共生基本計画

(3) 魚食文化をはぐくむ水産業の構築

食の都を支える水産物づくり、場力を活かした漁業地域の活性化、海の恵みの持続的利用の確保などにより、魚食文化をはぐくむ水産業を構築する。

【目標】

漁業生産量全国シェア (平成20年3.6%) 4.0%

○食の都を支える水産物づくり

- ・漁業者・漁協と加工・流通業者の連携により、**6次産業化を促進**し、水産物の秘めた魅力の活用と**衛生管理の徹底**により、県産水産物のブランド化を促進する。
- ・地産地消を進めるため、漁協による水産物の直売やレストラン経営などを促進する。
- ・県産水産物を PR する仕掛けづくりや地域団体商標等の地域ブランド獲得の支援などにより、知名度を高め、産地間競争力の強化と消費拡大を進める。また、駿河湾深層水の利活用を促進する。
- ・小売業者と漁協が連携し、水揚げされた鮮魚を、その日のうちに販売するなど、高鮮度 な水産物を求める消費者に応える生産・流通・販売システムを構築する。
- ・健康に良い成分を含み、扱いやすく食べやすい、ユニバーサルデザインに配慮した食品 など、新たな需要を喚起する水産加工品の開発を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
6 次産業化の促進	漁協による魚食 レストランの立 上げ	経営の安定化	他漁協への普及	立上げ件数 合計 3 件
	地元水産物の学 校給食への活用 検討	試作品の利用開始、改善等	本格的な利用促進	地元水産物の利 用件数 累計 9 件
衛生管理の徹底	高度な衛生基準 に対応した施設 の計画策定	施設整備の支援		•

○場力を活かした漁業地域の活性化

- ・漁業体験イベントや地産地消の活動などを通して、新鮮で特色ある魚介類、豊かな自然 や景観、伝統文化など、魅力ある地域資源を発掘・活用することにより、**都市と漁業地域** の交流を促進する。
- ・都市部の企業や団体と漁業団体等との協働による、漁業地域におけるイベント開催や種苗放流、海岸環境保全等の取組を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
都市と漁業地域の交流の促進	交流イベント・ 漁業体験学習の 推進	漁業交流体験の取組の促進		漁業交流体験の 取組件数 400件/年

○海の恵みの持続的利用の確保

- ・漁獲可能量(TAC)制度の適正・円滑な運用や資源回復計画の推進、**漁業者による自 主的な管理の促進**などにより、適切な資源管理を進める。
- ・沿岸域の漁場・増殖場の整備や藻場・干潟の保全活動の推進、カワウ等の有害生物対策の 実施など、漁業生産力の確保・向上に努める。
- ・マダイ、ヒラメ、アワビなどの重要な魚種について、第6次栽培漁業基本計画に基づく 効率的な種苗放流を推進し、水産資源の維持・増大に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
漁業者による自主的な	資源管理の内容			——
資源管理の促進	拡充 休漁期間の延長		 制限体長の引き・	内容拡充数 合計4件
火にはの流相・地球相の		工芸川油づの名	上げ	
沿岸域の漁場・増殖場の 整備	榛南海域での増 殖場の整備	天竜川沖での魚 礁漁場の整備		漁場増殖場整備 数
	累計 12 箇所			累計 13 箇所

〇次世代を担う人・組織づくり

- ・漁業高等学園における後継者の育成や、漁業就業者確保育成センターによる新規就業へ の支援により、質の高い**漁業就業者の確保育成**に努める。
- ・資源管理や経営改善に取り組む漁業士など、浜のリーダーの育成に加え、漁業近代化資金などの制度資金の活用を促進し、魅力ある漁業を営む経営体の育成を図る。
- ・漁協など系統組織が取り組む漁協合併構想に基づき、**漁協の再編整備を促進**し、組織力 の強化を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
漁業就業者の確保育成	各種就業支援制			
1	度の利用促進		化道的海楽老の	新規就業者数 100人/年
	若手リーダーの 掘り起こし		指導的漁業者の 掘り起こし	漁業士認定者数 3名/年
漁協の再編整備の促進	合併協議 いとう漁協発足 漁協数 21	榛原地域4漁 協での合併 漁協数18	他地区での合併 協議促進 漁協数 18	漁協数 18

「分野別計画〕静岡県経済産業ビジョン

5 誰もが活躍できる就業環境の実現

働く意欲のある誰もが、雇用・就業の機会が得られるよう、雇用創出や就業支援に取り組むとともに、1次産業、2次産業、3次産業、さらには、6次産業化を支える人材の育成を図るほか、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた就業環境の実現を図る。

(1) 産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援

厳しい雇用情勢に対応し、一人でも多くの失業者に就業機会を提供するため、民間からのアイデアを活用するなど、緊急的な雇用の創出に取り組む。

本県の産業振興施策と連動して、雇用の創出を図るとともに、介護、医療、農林水産業分野など雇用が期待できる成長分野へ求職者を誘導するなど、雇用のマッチングを促進する。

また、離転職者、若年者、障害者、中高年齢者、外国人等、就職が困難な状況にある人に対する就業支援に取り組むとともに、労使関係の安定と適正な労働条件の確保、勤労者福祉の向上の支援に努める。

【目標】

県内高校・大学新規卒業者の就職内定率

(平成 21 年度 高校 99.1%、大学 89.2%) 高校 100%、大学 100%

障害者雇用率 (平成 21 年度 1.65%) 1.8%

〇産業施策と連動した雇用・就業機会の創出

- ・緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別対策事業について、民間からのアイデアを 活用して事業を実施するなど、企業や県民のニーズを踏まえた機動的な**雇用創出を推進** するとともに、当該事業を行う市町への助成を行う。
- ・介護、医療、農林水産など人材が不足する分野における人材育成を行い、これらの分野 の雇用の確保に努める。
- ・環境関連分野や、今後成長が見込まれる医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙などの新たな事業分野へ進出する企業の支援、新しい産業を生み出す静岡新産業集積クラスターの推進など、本県の産業施策と連動し、これらの成長分野への新たな就業や雇用情勢が悪化した分野からの転職、転業の支援に努める。
- ・求人開拓員等による企業への積極的な働き掛けにより、求人の掘り起こしに努める。

L — 0 1 p 1 1 1 2				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
雇用創出の推進	緊急雇用創出事			
	業等の実施			
		産業施策と連動した雇用の促進、求職者の		

〇雇用のマッチング促進

- ・就職情報サイト等インターネットを活用した企業情報・採用情報等の提供や、企業との 就職面接会、企業見学会等により、企業と求職者とのマッチング機会の創出に努める。
- ・特に、新規学校卒業者に対しては、就職情報サイトや大学訪問による県内企業情報の提供、大学就職ガイダンスへの参加、新卒者就職面接会、インターンシップ等によるマッチングの促進、高校生の模擬面接指導や就職活動のためのセミナー等による就職活動スキルの向上など、様々な就職活動への支援を行うとともに、県内の大学生や高校生及びU、Iターンを希望する大学生の県内企業への就職を促進する。
- ・就職相談、就職面接会、セミナー、就業体験、企業見学会等の実施により、人材が不足 する分野や成長分野へ求職者を誘導し、雇用のミスマッチの解消を図る。

○仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり

- ・就職相談センター及び求職者総合支援センターにおいて、求職者の就職や生活に関する 相談・支援を行うほか、ヤングジョブステーションにおいて、若年者を対象としたカウ ンセリングを行うなど、ハローワーク等の関係機関と連携して、きめ細かな就職活動の 支援を行う。
- ・誰もが安心して働くことができるよう、県内全域で生活支援と就業支援をワンストップ で提供できる体制の整備について検討を進める。
- ・障害者就業・生活支援センターにおける生活面及び就業面での支援、ジョブコーチ派遣、職場実習及び職場適応訓練の実施、「障害者働く幸せ創出センター」の活用など、障害者自立支援施策と連携して、きめ細やかな障害者就労支援を行う。
- ・企業に対し障害者雇用企業見学会の開催、雇用の先進事例の提供等による障害者雇用の 啓発・促進を行うことにより、静岡労働局と連携して、障害者法定雇用率の達成に努め る。
- ・シルバー人材センターの運営支援、中高年齢者再就職支援セミナー等の開催により、高齢者の就労支援を行う。
- ・就職相談事業での外国語通訳者の配置や就職準備セミナーの開催など、外国人の就労支援を行う。

○労使関係の安定と適正な労働条件の確保

- ・中小企業労働相談所等を県内4か所に設置し、労使双方からの相談(面談、電話、メールによる相談、弁護士相談)に対し、適切に対応していく。
- ・個々の労働者と使用者との間に紛争が生じた場合において、個別的労使紛争のあっせん により、自主的な解決への支援を行う。
- ・労働組合、争議、賃上げ・一時金等の実態調査により、労働環境、労働条件を的確に把握し、労使関係の安定とその定着を図る。
- ・労使双方に対して、労働法セミナーの開催などにより、労働法制、労働災害等の教育、 知識の提供を行い、適正な労働条件の確保を図る。
- ・中小企業勤労者福祉共済会の自立促進等による勤労者福祉の向上に努める。

「分野別計画〕静岡県経済産業ビジョン

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

県民一人ひとりが仕事と家庭に充実感を持って生活ができるよう、働き方の見直しへの理解や就業環境の整備を促進するなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に取り組む。

【目標】

年間所定外労働時間(平成 20 年 173 時間) 134 時間以内 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(平成 20 年 84.3%) 100%

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた気運の醸成

- ・働き方の見直しや就業環境の整備に向け、事業主及び労働者と連携し、経済界、労働界、 行政の各団体が一体となった取組を促進する。
- ・事業主及び労働者双方に対し、働き方に関する意識改革を促し、長時間労働の抑制や年 次有給休暇の取得の促進を図る。
- ・先進事例の紹介やシンポジウムの開催など、労使や県民に向けて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義や重要性等の理解の促進に努める。

○男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、事業主への周 知を図るととともに、アドバイザーの派遣など計画の策定を支援する。
- ・市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置を更に働き掛けるとともに、センター間での子育ての相互援助や、病児・病後児預かり等の拡充を支援する。
- ・男女が十分に能力を発揮できるよう、雇用機会均等の一層の推進や、男性を含めた育児・ 介護休業等の取得促進に向けた啓発や関連制度の周知に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ファミリー・サポート・				
センターの設置促進、サービスの拡充促進		センター会員数 16,000 人以上	センター会員数 17,000 人以上	センター会員数 18,000 人以上

○積極的に取り組む事業所への支援の充実

・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、推進体制を整備する 企業への支援や、融資制度の充実、県の入札における優遇制度の導入などにより事業所 の取組を促進する。

「分野別計画〕静岡県経済産業ビジョン

(3)「ものづくり」と「ものづかい」を支える人材の育成

誰もが生涯にわたって自らの職業能力を高め、発揮できるよう、能力や適性、雇用や産業の動向、技術の進歩などのニーズに合った教育や訓練により、1次産業、2次産業、3次産業、さらには、6次産業化を担う技能・技術を身に付けた人材の育成を進める。

また、今後の成長が見込まれる新たな事業分野に対応できる産業人材の育成に取り組む。

【目標】

技能検定合格者数 (平成 21 年度 3,756 人) 4,700 人 県立担い手養成施設の卒業者等の就業率 (平成 21 年度 87.8%) 100% 県実施の離転職者訓練受講者の就職率[訓練修了 3 か月後] (平成 21 年度 60.0%) 80%

〇次世代人材の育成

- ・技術専門校等において、地域の産業界や農林漁業者、大学・高等学校等の教育機関、N POや民間教育訓練機関などと連携して、技術の進歩や産業構造の変化などに対応した 人材の育成を図る。
- ・技術専門校において、ものづくりに必要な基礎的技術を身に付けるための実践的な職業 訓練を実施するとともに、環境、ロボット、光技術など、成長が見込まれる新たな事業 分野の生産現場を担う技能・技術者の育成を図る。
- ・農林大学校における講義と実習のバランスの取れたカリキュラムにより、高い経営管理 能力を持った次代の農林業を牽引する担い手を育成する。
- ・漁業を志す若者を対象とした漁業高等学園での実践的な教育により、質の高い即戦力と なる漁業の担い手を育成する。
- ・優れた技能を持つ多くの労働者が、県内産業を担い、活躍できるよう、労働者の有する 技能を公証する国家検定制度である「技能検定」の合格者数の増加を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
次世代人材の育成	次代を担う産業人材を自成するためで、代の農林漁業を担うの大型の人材育の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の			技術専門校等若 年者コース訓練 修了者の就業率 100%
				農林大学校卒業 者の就業率 100% 漁業高等学園卒 業者の就業率 100%

〇再チャレンジ、スキルアップへの支援

- ・離職者等を対象に、介護、医療、農林水産など、今後の雇用が期待される分野における 職業訓練を機動的、弾力的に実施していく。
- ・新たな企業ニーズや技術革新に対応した在職者の技能・技術の向上を図る。
- ・障害のある人の適性や就業希望に応じた多様な職業訓練を福祉部門や教育部門と連携して実施する。
- ・認定職業訓練など事業主が行う人材育成に対する支援に努める。

[分野別計画] 静岡県経済産業ビジョン

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

1 快適な暮らし空間の実現

多様なライフスタイルに対応する、真に豊かさを実感できるふじのくにの住まい方を提示するとともに、すべての人が、安心して生活できるよう、住宅の安定確保と水・大気等の生活環境の保全を図る。

(1) 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

各地域の魅力を取り入れた「家・庭一体の住まいづくり」に取り組むとともに、地震に強く高品質で耐久性が高い住宅など安心して生活できる良質な住宅の供給・支援や、高齢者や子育て世帯などの居住の安定化等、住まいのセーフティーネット機能の向上を図るための施策を推進する。

【目標】

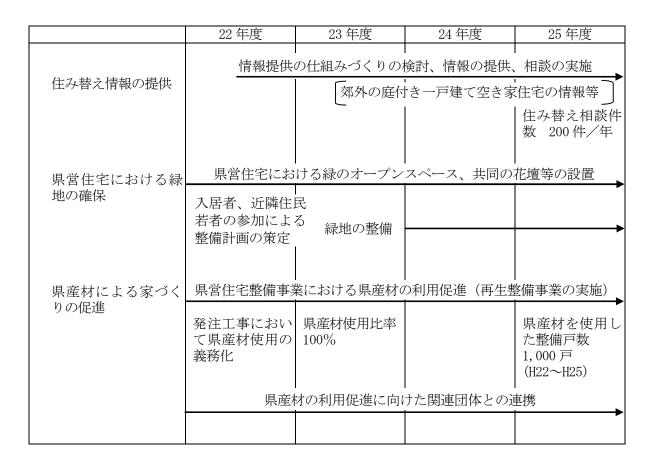
世帯人数に応じた望ましい住宅面積水準の達成率 (平成 20 年 60%) 66% 住宅及び住環境に対して満足している人の割合 (平成 15 年 70.6%) 75%

○暮らし空間倍増と質の高い住宅ストックの形成

- ・「生活の55年体制」から脱却した、家・庭が一体となった新たな住まいづくりの提案として、自然との触れ合いや家族の団欒、近所付き合いを大切にした**暮らし空間倍増を推進**していく。
- ・住宅の長寿命化や省エネルギー、太陽光発電などの導入やユニバーサルデザインに配慮し、 県産材を活用した質の高い住宅を普及・促進する。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
暮らし空間倍増の推進	暮らし空間倍増 計画の策定		計画の推進	
学生や子育て世帯、若		イメージの醸成、	提唱、啓発、広報	
手建築士等を対象と	アイデアコンペ 等の企画 大学等との協議、 対象候補地選定		の具現化に向け	
※「先活の 55 年休割」・1055	F () [[+ 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1			V 竿の庭のわい画―

^{※「}生活の55年体制」: 1955年以降、都市部において集合住宅として大量供給された、2DK等の庭のない画一的な住居を利用する生活体制



○誰もが安心して暮らせる住まいの確保と供給

- ・木造住宅の耐震化の推進や、建築確認審査・検査等の徹底により、災害に強く、より安全 で安心できる住まいを確保する。
- ・高齢者向けの民間賃貸住宅の供給・入居支援により、高齢者の居住の安定を確保する。
- ・住宅セーフティーネットとしての公営住宅を確保するため、**既存の県営住宅を再生**する とともに、的確な供給を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
木造住宅の耐震化の推進	助成制度の見直し の検討	プ゜ロシ゛ェクト「TOUI	KAI-0」の推進	
	市町、関係国	団体等と連携した意 	識啓発、制度周知	住宅の耐震化率 87%
高齢者の居住安定の確保		高齢者向け住宅	の供給の促進	
		行門滑入居賃貸住宅 者居住安定確保 5 	の登録等	高齢者円滑入居賃 貸住宅の登録件数 3,000戸 (~H25計)
県営住宅再生整備の 推進	再	再生事業の実施(既存ストック建替え・改善)		
	再生計画の中	 間見直し 		再生整備戸数 1,300 戸 (H22~H25)

※静岡県耐震改修促進計画では、住宅・特定建築物とも耐震化率90%(平成27年度末)の数値目標を掲げている。

○多様な居住ニーズに対応できる住宅市場の整備

- ・住宅リフォームへの支援や既存住宅の流通促進など既存住宅市場の活性化を図る。
- ・様々な手法による多様な住宅情報を提供するとともに、住宅関連団体等と連携して住宅 相談体制を充実する。

[分野別計画] 静岡県住宅マスタープラン、静岡県耐震改修促進計画、県営住宅再生計画

(2) 良好な生活環境の確保

水質や大気、土壌、騒音などの環境基準が県内全域で達成されるように、環境の常時監視及び発生源の監視指導を実施するとともに、市町、事業者等と連携して環境汚染の未然防止に努め、県民の健康を守り、良好な生活環境の保全を図る。

【目標】

河川等の水質に係る環境基準 (BOD、COD) の達成率 (平成 21 年度 95.8%) 100% 大気に係る環境基準 (SO₂、NO₂、CO、SPM) の達成率 (平成 21 年度 100%) 100% 汚水処理人口普及率 (平成 21 年度 71.5%) 79%

〇水・大気・土壌環境の保全

- ・水質汚濁や大気汚染の防止を図るため、工場や事業場からの排水等に関する事業主による自主的な管理の促進や指導を行うとともに、公共用水域と地下水の水質や大気の常時 監視を実施する。
- ・河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、人口集中地区や中山間地域 など地域の実情に配慮し、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等の整備や適 切な維持管理を推進する。
- ・土壌、地下水汚染対策として、有害物質使用特定施設の廃止時や形質変更時において、 土壌の汚染調査や汚染された土壌の浄化対策等を指導する。
- ・吹付け建材のアスベスト含有調査や、アスベスト除去費助成の活用により、民間建築物 における吹付けアスベストの除去等を推進する。

〇化学物質の適正管理

- ・ダイオキシン類の削減対策として、工場や事業場からの排出に関する事業主による自主 的な管理の促進や指導を行うとともに、水質・大気等の観測調査を実施する。
- ・PRTR制度(環境汚染物質排出・移動登録制度)の周知や、リスクコミュニケーションの推進により、事業者による化学物質の適正な管理を指導する。

○環境汚染の未然防止

- ・大規模開発事業について、法、条例やガイドラインに基づく事業者の環境影響評価及び 事後調査を推進し、多様な自然環境及び生活環境を保全する。
- ・市町等との連携により、環境汚染の未然防止に努めるとともに、緊急時には迅速な対応 を図る。

「分野別計画」静岡県環境基本計画、静岡県生活排水処理長期計画

(3) 水循環の確保

水源かん養機能を有する森林の整備と保全を進めるとともに、水資源の適正な管理、利用及び供給を推進する。

【目標】

水道水の安定供給日数(平成21年度359日) 365日

〇水資源の適正な管理と有効利用の促進

- ・森林の持つ水源かん養などの機能を高度に発揮させるため、水源地域の森林整備を推進する。
- ・ 渇水傾向時には、各流域の適正な水利調整により給水制限を回避していくとともに、長期的視点に立った水資源安定供給に関する調査・検討を進める。
- ・河川の正常流量が確保されるよう、多目的ダムや生活貯水池の適切な管理や整備を推進 する。
- ・県民の節水意識や行動の一層の定着を図るため、広く啓発活動を展開する。
- ・地下水系を踏まえたかん養対策など水資源の有効利用のための調査研究を推進する。
- ・県地下水条例に基づき、事業者等の揚水を適正に管理し、地盤沈下や塩水化等の地下水 障害を防止するとともに、地下水状況の継続的な把握に努める。

〇安全な水道水の安定供給

- ・水道施設の管理状況を将来に渡り把握し、計画的かつ効率的な施設更新や耐震化を進める。
- ・水道水源から給水栓に至るまでの水質の管理及び施設の適正な維持管理に努める。
- ・水道未普及地域の解消のため、各市町において計画的な整備が図られるよう支援する。
- ・小規模水道等の統合を指導・支援し、効率的な水道事業の運営や経営の合理化を促進する。

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、静岡県森林共生基本計画

(4)動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物が家族の一員やパートナーとして、動物の命が尊重され、また、動物が適切に飼育管理された「人と動物とが共生する社会」を目指す。

【目標】

動物に関する苦情相談件数 (平成 21 年度 12, 190 件) 10,000 件以下

○飼い主責任の徹底

- ・犬・ねこの引取り時や、愛護教室等において、終生飼養や不妊去勢等の普及など飼い主 責任の徹底を図る。
- ・飼い主のいないねこを増やさないための対策を推進するとともに、成大譲渡などの新しい飼い主を探す取組を推進する。

〇人と動物の安全と健康の確保

- ・県民からの苦情等を減らすため、動物取扱業者等への指導の実施や遺棄・虐待事例への 対応を強化する。
- ・万一の狂犬病の国内侵入に備え、予防注射実施率の一層の向上を図る。

〇地域活動の充実

- ・動物愛護の意識や動物の正しい飼い方を普及させるための**登録ボランティア**や、そのリーダーとなる動物愛護推進員の育成を図る。
- ・動物愛護の地域活動を支援するため、ホームページ等により、迷い犬等の保護動物情報 やボランティア情報の充実を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
「静岡県動物愛護管 理推進計画」の推進	現行計画の推進		計画の見直し	新計画に基づく 施策の推進
建工程程 計画」 V 7 度程		句いそのいないな		
飼い主のいないねこ		飼い主のいないね	一向起地区の解消	1
を増やさない対策の 推進	適正管理地区数 80 地区			100 地区
率の向上	実施率 80%			90%
ボランティア登録の				•
推進	登録ボランティア数 61 グループ(H21)			80 グループ

[分野別計画] 静岡県動物愛護管理推進計画

2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

確かな目で本物を見極め、良質な衣食住の消費生活を実現する消費者、消費者を第一に 考え活動する事業者、よりよい消費生活づくりを支援する地域団体等とが互いの連携を深 め、活力ある豊かな地域社会を実現する。

(1) 自ら学び自立する消費者の育成

確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費教育の充実を図る。

【目標】

消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合

(平成21年度84.4%) 90%

○情報提供の充実

- ・消費者の適切な選択に必要な商品・サービスに関する情報を的確に提供するため、情報 内容の充実を図るとともに、**消費者が必要な情報にアクセスし易い環境を整備**する。
- ・消費者被害情報を迅速かつ的確に提供し、消費者被害の拡大を防止する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
消費者が情報にアクセスし易い環境の整	メール配信シス テムの構築		情報配信	
備	システム設計	周知・受信者募集 受信者の拡大・提供情報 「		
	情報収集ルート の確保			め充実

○消費教育の推進

- ・環境に配慮し、モノを大切にする生活等、社会的価値行動ができる消費者を育成する。
- ・幼児期から高齢期まで、消費者の年齢や生活環境などに応じたカリキュラムに基づく**消 費教育と学習機会を提供**する。

【主な取組】

<u>- </u>						
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
消費教育と学習機会	消費教育カリ	- キュラムの検討 _	カリキュラムを反	映した講座の実施		
の提供		消費教育通信講座 くらしのサポーター養成講座等				
	消費教育講師		養成講座の実施			
			講師フォロー	 -アップ研修		

[分野別計画] 静岡県消費者行政推進基本計画

(2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保

消費者が安心して消費生活を送れるよう、商品やサービスの安全を確保するため、監視 や指導体制を強化するとともに、取引や表示の適正化等を進め、消費者を第一に考え、事 業活動を展開する事業者の育成を図る。

【目標】

食の安全に対する県民の信頼度(平成21年度54.7%) 66%

○安全確保のための監視・指導体制の維持強化

- ・生産から消費までの全過程における総合的な食の安全確保対策に取り組み、食のより一層の安全を推進する。
- ・食品衛生監視指導、BSEや残留農薬等に対する検査の体制を強化するとともに、食品 関係事業者の自主管理に対する促進支援を行う。
- ・タウンミーティングなどにより、消費者、事業者、行政間のリスクコミュニケーション を充実し相互理解を深める。
- ・消費生活用製品安全法や家庭用品品質表示法に基づく立入検査を実施することにより、 商品の安全を確保する。
- ・商品テストの公表や、全国の消費者事故や製品事故危害等に関する状況を迅速に情報提供することにより、消費者の安全を確保する。
- ・旅館等の生活衛生関係営業施設等における健康被害を防止するため、入浴施設のレジオネラ症防止や温泉の成分の適正表示などの安全対策を推進する。

○適正な表示と取引の確保

- ・商品・サービスの適切な選択を確保するため、事業者・消費者双方に対し、**景品表示法、** JAS法、食品衛生法等に基づく指導・啓発を強化する。
- ・不当な勧誘や取引による消費者被害を防止するため、警察や他都県等と連携し、特定商 取引法、県消費生活条例に基づき事業者指導を徹底して行う。
- ・広告表示に対する関心を高め、その適正化を図るため、大学生の活用などによる**県民参加の注視活動**を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
景品表示法、JAS	静岡県産品の食	不審情報が多い	事後	指導
法等による表示適 正化	品表示ガイド 作成	品目の買上調査 100 件		
県民参加の注視活 動による広告表示	調査準備	大学生によるイ ンターネット等	調査	• 指導
の適正化	品目選定	広告表示調査		

[分野別計画] 静岡県消費者行政推進基本計画、

しずおか食の安全推進のためのアクションプラン

(3)消費者被害の防止と救済

消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図る。

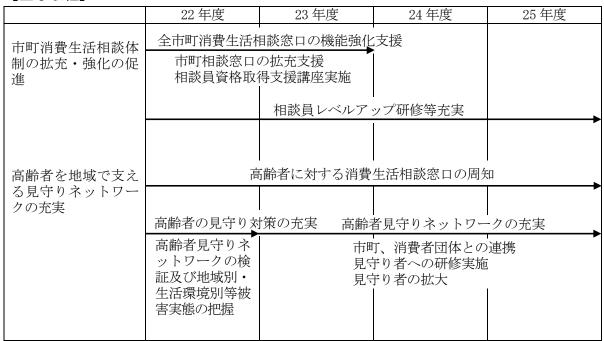
【目標】

消費生活相談体制が確立された市町の割合(平成21年度48.6%) 100%

○消費者からの相談対応

- ・県内どこでも消費生活相談がうけられるよう、全ての市町で消費生活センターや相談窓口などの消費生活相談体制の設置・拡充・強化を促進するとともに、相談員の資質向上を図る。
- ・高齢者の消費者被害を防止するため、**高齢者を地域で支える見守りネットワークの充実** を図る。
- ・多重債務者に対しては、福祉部門と連携して生活再建に力点を置いて的確な対応に努める。

【主な取組】



〇不当な取引行為の防止

- ・特定商取引法、県消費生活条例に基づく厳正な事業者指導を徹底することにより、悪質 事業者による消費者被害の拡大を防止し、取引の適正化を図る。
- ・景品表示法、JAS法等に基づく厳正な事業者指導を徹底することにより、商品やサービスについて、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保する。

「分野別計画」静岡県消費者行政推進基本計画

3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

「環境」をキーワードにライフスタイルやビジネススタイルを足下から見直していくことにより、温室効果ガスの排出削減や資源の有効活用を進め、環境にやさしい取組が評価される社会を目指す。

(1) 温室効果ガス排出削減の推進

県民や事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取組を促進するとともに、施設、設備の省エネルギー化への支援や、道路の渋滞対策、森林吸収源対策の推進など、低炭素型の社会づくりを進める。

【目標】

県内の温室効果ガス(二酸化炭素等 6 種類)排出量の削減(平成 2 年度比) (平成 20 年度△10.8% [森林吸収量を含む]) △14%

○温室効果ガス排出削減を着実に実行するための環境づくり

- ・市町や関係団体と幅広く連携し、地球温暖化防止に向けた自発的な行動への参加と継続 を促す県民運動の拡充を図る。
- ・家庭版環境マネジメントシステムなど日常生活における二酸化炭素排出量を把握する仕 組みを活用し家庭における省エネ行動を促すとともに、省エネラベルなど環境負荷の少 ない商品の情報提供により環境にやさしい消費行動を促進する。
- ・省エネルギー法に基づく事業者の計画的なエネルギー管理に加え、地球温暖化防止条例 に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度等により、事業者の自主的な取組を促進する。
- ・無料の省エネ診断の指導、助言や、国内クレジット制度などのカーボンオフセットの仕組みを活用し、中小企業の低炭素化を促進する。
- ・フロン回収・破壊法等に基づき、オゾン層破壊や地球温暖化の要因となっているフロン 類の適正な処理を促進する。
- ・環境物品の購入など温暖化防止に向けた県の率先行動を展開する。

〇ふじのくにグリーン・イノベーションの推進

- ・新たな成長に必要な環境技術や環境経営の普及促進などにより、環境と経済の両立を目 指す「ふじのくにグリーン・イノベーション」を推進する。
- ・官民が一体となってインフラ整備や実証調査等に取り組むことにより、**電気自動車等の** 次世代自動車の普及を促進する。
- ・ 高効率空調機、高効率照明機器など、省エネルギー性能の高い設備、機器の導入を支援 し、環境技術・製品の普及拡大を促進する。
- ・豊かな自然環境を活用しながら、その保全にも努め、環境負荷を限りなく低減すること により観光地としての付加価値を高めるエコリゾートタウンの取組を支援する。
- ・エコアクション21など、経営効果や企業評価を高める環境マネジメントシステムの普及を通じて、事業所における環境負荷低減への取組を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
電気自動車等の次世代			/プランに基づく取 プラン見直し	双組の実施	
自動車の普及促進 エコリゾートタウンの	選定、アクション プランの策定	支援体制の整備、	エコリゾートタ 取組支援	ウンにおける	
取組支援		エコリゾートタ	ANIILAIX		

○低炭素な都市空間の形成

- ・自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、交差点改良や立体交差化、環状道路 の整備、幹線道路のバイパス整備などの道路の渋滞対策を推進する。
- ・都市公園や街路などへの緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化の普及促進等により、市街地 の気温上昇の抑制や二酸化炭素の吸収に寄与する都市緑化を推進する。
- ・低炭素な都市空間の形成を促進するため、都市計画のマスタープランに低炭素都市づく りの観点を位置付ける。

〇吸収源対策の推進

- ・スギやヒノキが中心の人工林は、間伐等を積極的に推進するとともに、住宅や公共施設 などへ県産材の利用を推進することにより森林整備を促し吸収源対策への寄与を図る。
- ・主に広葉樹で構成される天然生林は、保安林に指定して森林の保全を図り、森林の二酸 化炭素吸収の機能を持続的に発揮させる。

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、ふじのくに地球温暖化対策実行計画、 静岡県森林共生基本計画、静岡県保安林機能倍増計画、 静岡県社会資本整備重点計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、

静岡県の"みちづくり"

(2) エネルギーの有効利用の推進

本県の豊かな自然の力を活用した環境への負荷が少ない新エネルギー等の導入倍増(平成32年度10%)を目指した取組を進めるとともに、従来型エネルギーの安定的供給の確保を図る。

【目標】

新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)(平成 21 年度 5.1%) 7%

○新エネルギー等の積極的な導入

- ・本県の豊かな自然資源を最大限に活用し、バイオマスや温泉熱などのエネルギーの地産 地消を促進することにより、エネルギー分野における地域の自立を推進する。
- ・個人や事業者が行う太陽光発電などの新エネルギー等の導入を支援する。
- ・地域特有のバイオマスを活かした発電やエタノール等の技術開発を産官学の連携により 推進する。
- ・公共施設への新エネルギー等の率先導入を推進するとともに、新エネルギーをはじめとする次世代のエネルギーの理解促進を図る「次世代エネルギーパーク」などを活用して、新エネルギー等の導入に向けた普及啓発を行う。

【主な取組】

	00 左连	00 左座	0.4 左连	0.5 左连
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
次世代エネルギーパー クの活用 計画の検討	エネ <i>,</i> 応募等 	 レギーパークの活用 	 による普及啓発 	
) VAILI/II	[1] [E] V 2 (大 [1]	/USA T		

〇エネルギーの安定供給の確保

・エネルギーの安定供給を確保するための条件整備として、交付金制度等を活用し、電源 立地地域等の振興や住民福祉の向上を図るための支援を行う。

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン

(3) 資源の循環利用の推進

廃棄物の減量化のため、発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の3Rを推進するとともに、事業者に対する監視、指導等の強化により廃棄物の 適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりを進める。

【目標】

一般廃棄物排出量(平成 20 年度 1 人 1 日当たり 1,049 g) 1 人 1 日当たり 974 g 以下産業廃棄物排出量(平成 20 年度 11,993 千 t /年) 11,624 千 t /年 以下下水汚泥リサイクル率(平成 21 年度 86.4%) 90%

○3Rの推進(廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用)

- ・「ふじのくにエコショップ宣言制度」の普及などを通じて、モノを大切にする「もったいない」の精神を取り入れたライフスタイルやビジネススタイルの変革を促進する。
- ・地域で発生した廃棄物を地域内で再資源化する「地域循環圏」の構築を促進する。
- ・一般廃棄物削減を図るため、マイバッグの持参や簡易包装商品の積極的購入など環境に 配慮した消費行動の実践を促進する。
- ・事業所の産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、関係団体等と連携し、業種や業態の特徴を考慮した3R推進方策の普及を図る。
- ・建設工事におけるリサイクル製品の利用拡大とリサイクル意識の徹底を図るため、県事業におけるリサイクル認定製品を活用したモデル工事や、技術説明会等を実施する。

【主な取組】

FT: 64/407					
	22 年度		23 年度	24 年度	25 年度
ふじのくにエコショップ					
宣言制度の普及					25 年度末までに
#urr=11.31					450 店登録
制度設計・体制整備		→			
制度周知	H	によ	る登録店紹介、エ	コ特典の広報、優	秀事例の紹介
11/1/2/1-1/4		⇒v. A⊐ .=	+	> 1=p-7 - NH 11	
登録募集		登録	吉の拡大のための 参	家加呼び掛け、慢乳 	ららの表彰
				登録店、県民へ	
制度検証				による制度検証	<u> </u>

○廃棄物の適正処理の推進

- ・一般廃棄物を適正に処理するため、市町等が設置する一般廃棄物処理施設の整備の支援 や維持管理等の指導を行う。
- ・産業廃棄物を適正に処理するため、排出事業者及び処理業者に対する指導や電子マニフェストによる情報公開等を徹底する。
- ・不法投棄等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、パトロールの実施や監視カメラの運用を行うとともに、市町・県民と連携して監視体制を強化する。

○未利用資源の有効利用

- ・地域でのバイオマスの有効利用を促進するため、バイオマスタウン構想の策定を支援する。
- ・ 効率的なバイオマスの利活用を推進するため、広域的な市町間の連携による利活用を促進する。
- ・下水処理に伴い発生する下水汚泥の再生利用の促進及びエネルギー利用の検討を行う。

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、ふじのくに廃棄物減量化計画、 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県下水汚泥処理総合計画

4 自然と調和する美しい景観の創造と保全

景観の"美しさ"は、県民誰もの財産であることを共通認識とし、富士山をはじめとする山岳地帯から駿河湾などの美しい海岸線に至る多様な自然、歴史的町並み、緑と調和する都市空間など、人々に潤いを与え、訪れる人に魅力となる美しい景観を創造・保全する。

【目標】

「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合(平成21年度68.4%) 75% 身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合

(平成 22 年度 53%) 70%

○地域の特性を活かした「しずおかの景観」形成の推進

- ・良好な広域景観を形成するため、関係市町等と組織する地域景観協議会が主体となって 具体的な施策を推進する。
- ・地域主体の良好な景観形成を推進するため、**景観行政団体への移行**を市町に働き掛ける。
- ・地域の景観と調和した公共施設の整備を推進するため、景観デザインの指針を策定し、 景観に配慮した公共事業の全庁的な取組を推進する。
- ・海岸等の景観の保持・美化を図り、潤いのある海岸環境を形成するため、緑地整備を推進するなど、人が集まり、親しむことのできる海岸等の環境整備を推進する。
- ・良好な景観の形成や安全で快適な歩行空間の確保に向けて、電線管理者や市町との連携 を図りながら、電線類の地中化などの道路の無電柱化を推進する。
- ・屋外広告物の規制、屋外広告業者の指導・監督等により違反広告物の削減に取り組む。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
市町の景観行政団体移行				
支援	景観行政団体数 15 団体			景観行政団体数 23 団体
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	策定と試行	実施開始	全庁実施	

○自然・歴史・文化が調和した景観の保全と創造

- ・個性のある地域の魅力を高めるため、地域住民、NPO等との協働により、海岸、里山、 鎮守の森、棚田等の保全・復元、茶園やみかん園等を含めた農村集落景観の保全整備を 促進する。
- ・「静岡森林景観ガイドライン」に基づき、彩り豊かな森林景観づくりを推進する。
- ・地域住民等との協働により、伊豆半島を含む富士山麓地域において、日本を象徴する富士山と桜の景観を創出する。

〇花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりの推進

- ・市町、緑化関係団体と連携し、多くの県民が利用する公共的な空間の緑化を拡大すると ともに、県民参加による緑の維持管理を推進する。
- ・緑化関係団体と連携し、県民に緑の大切さを啓発するとともに、緑化を実践する人づく

- りを推進する。
- ・都市における緑の空間を創出するため、県営都市公園の適切な管理運営を行い、利用拡大に努めるとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進する。
- [分野別計画] 静岡県環境基本計画、ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画、 静岡県社会資本整備重点計画、新静岡県景観形成ガイドプラン、 県営都市公園経営基本計画、静岡県の"みちづくり"

5 自然との共生と次世代への継承

自然の恵みの下に、自らの社会経済活動が成り立っていることを県民一人ひとりが認識 し、適正な管理と利用などにより、豊かな自然環境を次世代に継承する。

(1) 自然環境の保全と復元

人と自然が共生した健全な生態系を次世代に継承するため、自然環境の適正な管理と利用及び生物多様性の確保を図る。

【目標】

生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持(平成21年度90,079ha) 90,079ha

〇自然環境の適正な管理と利用

- ・ 奥大井県立自然公園や天竜奥三河国定公園の公園計画見直し等により、自然環境の保護と適正な利用を推進する。
- ・高山植物保護団体等との協働により、自然環境の保護対策を推進する。
- ・静岡悠久の森(県有林)を自然環境財として後世に継承していくため、適正な管理を推進する。
- ・里山や棚田等の身近な農山漁村空間の自然環境の保全・復元に取り組む。
- ・自然環境や生態系に配慮した多自然川づくり、干潟・湿地の保全・復元等の自然再生に 取り組む。
- ・NPO、学校、企業と連携し、河川・海岸の美化・維持活動を普及する。

○生物多様性の確保

- ・生物多様性基本法に基づき、本県の地域特性に応じた多様な野生動植物の保護、利用及び生息環境の保全に係る基本方針を策定し、環境保全意識の啓発に努める。
- ・希少野生動植物の保護対策のため、希少野生動植物保護条例に基づき種を指定し、捕獲等を規制するほか、県民や事業者等と連携し、生息地等の保護・回復を進め、希少種の保護増殖に取り組む。
- ・希少な動植物を保護・保全するため、県内に生息又は生育する野生動植物の実態調査を 推進する。
- ・鳥獣保護区等の確保に努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟を促進することにより、鳥獣保護と狩猟の適正化を推進する。
- ・個体数が著しく増加し、生態系や農林産物に多大な被害を及ぼすおそれのあるニホンジ カなどの野生鳥獣について、計画的に個体数を調整する。
- ・県内在来の野生動植物の生存を脅かす特定外来生物の防除及び適正な管理を図る。
- ・NPOなどの自然保護団体等との協働により、里地里山や沿岸等の身近な自然環境に生息・生育する野生動植物の保護対策を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
希少野生動植物の保護 対策	希少野生動植物 保護条例の制定	種の選定 (南アルプス地域)) 指定 プス地域) →
	県民への周知・啓		希少野生動植物份	保護監視員の設置
			指定種の県民へ	の周知
特定鳥獣保護管理計画 に基づく個体数管理				
伊豆地域ニホンジカ 対策	新たな取組 専任班体制によ メスジカ捕獲向			-
	個体	数調整		
	捕獲頭数	(7,000頭/年) 第3期計画策定	個体数	 対調整
		71. 77 . 11.1 17.7 <u>-</u>	目標捕獲頭数(7	,000頭/年)予定
富士地域ニホンジカ対策	調査・調整	計画策定	個体数	び調整

○富士山の自然環境保全対策

- ・富士山環境保全指針を改定し、富士山の**自然環境の保全と活用が調和した取組を推進**する。
- ・富士山憲章に基づき、環境保全団体や企業等の多様な主体と協働して富士山の自然環境 保全対策を推進する。
- ・富士山の自然を後世に継承させていく心を育むため、環境保全団体への活動支援等により、「富士山の日」を中心に、小学生をはじめ幅広い層を対象に**自然環境保全意識の高揚**を図る。
- ・登山シーズンにおける交通渋滞の解消と富士山の自然環境の保全を図るため、一般車両乗り入れ規制(マイカー規制)を実施する。

【主な取組】

1 0 11112					
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
自然環境の保全と活用			富士山環境保全 取組の推進	・ 全指針に基づく	
「富士山の日」を中心と		指針の改定 県民等への	周知・啓発		
した自然環境保全意識の高揚		環境保全団体	の活動支援等 	•	

[分野別計画] 静岡県環境基本計画、静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"

(2) 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいを通じて、身の回りの環境や森林を大切にする心を育み、自然と共生する県民の主体的な行動を促進する。

【目標】

環境保全活動を実践している県民の割合(平成21年度76.7%) 100%

○自然とふれあう場と機会づくりの推進

- ・県民が自然と直接ふれあう場として、「県民の森」や「県立森林公園」などの県有ふれあ い施設等を充実し、自然体験や観察会など学習の機会を拡大する。
- ・自然の活用と保護の大切さを体感するエコツーリズムなどを活用して、多様な自然とふれあう機会を増進する。

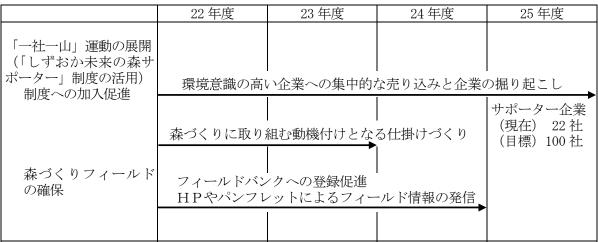
〇主体的な行動につながる環境教育・環境学習の推進

- ・「一校一山」運動に環境学習リーダーを派遣することなどにより、体験を重視した環境教育・環境学習を推進する。
- ・実践的な環境学習リーダーを養成するため、環境学習指導員養成講座を充実するととも に、ネットワークづくりを進める。
- ・環境学習データバンクを充実することで、環境に関する様々な情報を的確に提供する。

〇県民参加による森づくりの推進

- ・地域住民やNPOとの連携と協働により県民参加の森づくりを進めるため、意識啓発や 県民運動の展開、企業の森づくりの参加促進を行う。
- ・森林ボランティア団体等の養成と支援を充実するため、安全技術の普及や研鑽の場を提供する。
- ・企業の協力により支えられる「しずおか未来の森サポーター」制度を活用した「**一社一** 山」運動を展開する。

【主な取組】



[分野別計画] 静岡県環境基本計画

6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

地域が抱えるさまざまな課題の解決に取り組むNPOや地域コミュニティの活動を支援し、地域における協働を推進するための環境整備に努めるとともに、性別などにかかわりなく、すべての人が個性と能力を発揮して活躍できる暮らしやすい社会づくりを進め、併せて、県民の間に人権尊重意識の定着化を図る。

(1) 多様な主体による協働の促進

多様な主体によるサービスが提供される豊かな社会を目指し、地域を支えるNPO等への支援を行うとともに、協働を推進するための様々な環境整備を行う。

【目標】

NPO法人の事業費(平成 20 年度 149 億円) 年間 200 億円

○少子・高齢化社会、核家族化等に対応できる新たな協働の仕組みづくり

- ・NPOや企業等の多様な主体と協働して、富士山をはじめとする自然環境の保全対策を 推進するとともに、経済的理由等により権利者による整備が困難な荒廃した森林の整備 を進める。
- ・県・市町社会福祉協議会活動、民生委員児童委員活動の支援強化や県民のボランティア 活動の促進等により、多様な主体による地域福祉活動を推進する。
- ・地域における福祉活動のリーダー育成や、県民ボランティアの参加を促すことなどにより、住民参加型の地域福祉活動を促進する。
- ・老人クラブなど、子育てや人生経験豊かな長寿者の知恵や力を地域の子育て支援や地域 支え合い活動などに役立て、長寿者が地域で活躍できる環境づくりを進める。
- ・認知症について正しい理解の普及を図り認知症の方やその家族を暖かく見守る「認知症 サポーター」の育成を推進する。
- ・大規模災害発生時に迅速な対応が図れるように、民間事業者等との協定よる物資等の確保や、中学生・高校生など次世代の地域防災の担い手を育成し、地域防災力を充実・強化する。
- ・大学と地域社会をつなぎ、大学や学生と地域社会・地域住民の多様な交流を促進するためのネットワークづくりを進める。
- ・地域における協働に関する情報提供とマッチングを行う協働情報の提供・交換システム を構築し、県民の理解や関心を高め、活動への理解と参加促進に努める。
- ・地域における協働を推進するため、協働をコーディネートする人材養成講座を開催する。

○社会資本整備のための協働の仕組みづくりの推進

- ・地域住民、NPO等との意見交換会である「くるまざ会」等を通じて、社会資本整備に あたっての相互理解の促進と協働ネットワークの構築・拡大に努める。
- ・事例発表会や協働のガイドライン、ホームページ等により、社会資本整備に係る協働の 普及・啓発のための積極的な情報発信に取り組む。

〇新たな農村協動力の形成支援

- ・農村コミュニティの再生・維持を図るため、多面的機能を有する農地や農業用施設等の 地域資源を農業者、土地改良区、地域住民、NPO、民間企業等、多様な主体の参加に より適切に保全管理していく「**ふじのくに美農里プロジェクト」等を推進**する。
- ・農山村と企業等が双方の資源や人材、ネットワーク等を活かしたパートナーシップにより、農村環境保全等の協働活動に取り組む「一社一村しずおか運動」を推進する。
- ・美しい景観や豊かな生態系の保全等、多面的機能を有する棚田等の保全活動へ都市住民 等の多様な人々が参加する機会を増やすため、ボランティア組織「しずおか棚田・里地 くらぶ」等の活動地域の拡大や活動内容の拡充等を支援する。
- ・農業者や地域住民の農地や農業用施設に対する愛着心を醸成し、継続的な維持管理体制 の確立や集落の共同体意識の醸成を促進するため、自ら簡易な工事や補修等に取り組む 「直営施工」を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
> いのくに芒曲田		地域協働活	動の拡大		
ふじのくに美農里プロ ジェクトの推進	9, 029ha (H21)			16,000ha 以上	
	農	農山村と企業のパートナーシップの拡大			
│一社一村しずおか運動 │の推進	21 協定(H21)			40 協定以上	
 しずおか棚田・里地くら		活動の充実	ı 尾・拡大		
とりわれる日・王地へら	194 クラブ員数(I	H21)		600 クラブ員数	
		1		以上	

〇NPO活動の環境整備

- ・新たなNPO活動に関する基本指針を策定し、市町と役割を分担するとともに、連携してNPO活動の支援を行う。
- ・NPOが県民の期待にこたえ、安定した活動やサービスの提供が継続できるよう、ふじのくにNPO活動センター、地域交流プラザや市町設置のNPO活動支援センターの中間支援機能を充実する。
- ・継続的な事業主体としてのNPO法人の組織運営力の強化を図るため、資金調達、人事 労務管理、税務などの研修会を開催する。
- ・県民が寄附しやすい環境整備を行い、新たに公益事業の展開を図るNPOの資金調達を 容易にし、**県民、NPO、企業、行政などが協力して社会を支える仕組み**を構築する。
- ・NPOが地域においてコミュニティ組織、企業、学校、行政、他の団体等と協働するために協働ガイドブックの改訂及び充実を行い、活用する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
(仮称) ふじのくに NPO活動基金の創設	資金調達に係る 制度等の構築	県基金造成県	 	
		事業テーマ、実施 助成先は、有識者 (県民意向を反映	 助成(事業費の 2, 施団体を県民、N] ぎ、県民等で組織す とできる仕組み) 等を中間支援N P (POに公募 る審査会で選定

[分野別計画] 静岡県地域福祉支援計画、静岡県経済産業ビジョン、 "ふじのくに"の農山村づくり

(2)地域コミュニティの強化

住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりを支援し、地域コミュニティの強化を図り、住民自らによる地域の活力向上や地域課題の解決に向けた主体的な活動を促進する。

【目標】

県民の地域活動への参加状況 (平成 21 年度 80.5%) 83%

〇住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりの支援

- ・防犯や防災、交通安全、地域福祉、環境美化、青少年教育等地域の課題について、地域 コミュニティと知恵を出し合いながら協働して住みやすい暮らしの場づくりに取り組む とともに、市町と地域コミュニティとの協働を支援する。
- ・住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりとして、各市町の活動拠点となるコ ミュニティ施設等の整備や、コミュニティ施策の更なる充実に向けて支援を行う。
- ・コミュニティ活動の情報発信と意識啓発のため、取組事例等を紹介する情報誌の発行や コミュニティフォーラムを開催する。
- ・コミュニティ活動の底上げを図るため、活動を牽引するリーダー等の養成講座や優れた 活動を行う団体等の表彰を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
コミュニティ施設整備		第 11 期事業計画 の検討		-
市町コミュニティ施策	· ·			
の充実	担当職員研修 静岡県型コミュニ ティ施策の研究	調査・研究結果の 報告		

(3) ユニバーサルデザインの推進

すべての人が自由に活動し、住む人も訪れる人も心温まる社会を実現するため、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりなどを推進する。

【目標】

誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合

(平成 21 年 75.5%) 90%

〇心温まるまちづくり

- ・ユニバーサルデザインを取り入れた建築物の設計促進や**車いす使用者用駐車場の適正な 利用の推進**など、利用しやすさと人への温かさが感じられる施設等の整備を推進する。
- ・幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、統一性や連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識の整備など、人にやさしい歩行空間や交通機関等の整備を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
車いす使用者用駐車場	一部地区で実施		取組の普及拡大	
の適正利用推進				•

〇心温まる製品やサービス・情報の提供

- ・地域の資源とユニバーサルデザインとの結合による製品開発の支援など、人にやさしい 製品づくりを促進する。
- ・高齢者や障害のある人、外国人、子ども連れの人など、誰もが安心してサービスを受けられるよう、**観光案内看板の多言語化の整備**など、もてなしの心あふれるサービスや分かりやすい情報の提供を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
観光案内看板の多言語			_	
化整備	10 箇所	10 箇所	10 箇所	

○思いやりのある社会づくり

- ・ユニバーサルデザインの理念の普及や子どもへの教育など、県民一人ひとりが実践できる思いやりのある社会づくりを推進する。
- ・障害のある人の就労支援や、高齢者がいきいきと暮らすことができる環境整備など、すべての人の社会参加を促進する。

[分野別計画] ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画

(4) 男女共同参画の推進

男女が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う社会づくりを進める。

特に、「女性の持つ力」をあらゆる分野で発揮できる環境整備に向け、地域の団体や企業との連携を軸とした取組を重点的に推進していく。

【目標】

個性や能力を発揮できる機会が男女で差が無いと思う県民の割合

(平成 20 年 18.9%) 50%

○男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり

- ・男女の固定的な役割分担の意識にとらわれず、様々な分野に参画していけるように、男女の人権尊重の視点に立ち、制度や慣行を必要に応じて見直すとともに、性別や年代等を考慮した意識改革を推進する。
- ・学校、家庭、職場、地域において、男女の人権尊重や男女平等の推進に関する教育・ 学習を充実する。
- ・男女間の暴力やセクシャル・ハラスメント等の根絶に向けた啓発を行うとともに、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的支援を図る。

○誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

- ・男女が働きながら安心して子育て・介護・家事ができるよう、仕事と家庭や地域での生活の両立について、県民や職場の理解を促進する。
- ・多様なニーズに対応した保育・介護支援サービスや相談体制の拡充など、子育てや介護 の社会的支援体制を充実する。

〇元気で活力のある社会づくり

- ・政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大に向け、県が率先して取り組むとともに、 市町や企業等に対する働きかけを行う。
- ・男女共同参画社会づくり宣言推進事業の拡充等により、男女双方にとってのワーク・ライフ・バランスの実現を図り、**男女が共に能力を発揮できる就業環境を整備**する。
- ・男女共同参画の視点を踏まえて地域活動を行う団体を拡充し連携を促進する。
- ・県男女共同参画センターの情報発信機能や交流機能の強化を図り、地域の課題解決に向けた実践的な取組を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
男女がともに能力				
を発揮できる就業				
環境整備	男女共	同参画社会づくり	宣言事業の推進	
	宣言事業所・団体数	宣言事業のす	そ野の拡大	累計1,000件
	当初 505 件			
	男女共同参画社会づく	制度スタート	職場での男女共	同参画の推進
	り事業所認定制度の検	113/2	認定制度を通じた	実際の取組促進
	討、優遇施策整備			

[分野別計画] 第2次静岡県男女共同参画基本計画

(5) 人権尊重の意識が定着した人権文化の推進

県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せ に暮らしていくことができる社会の実現を目指す。

【目標】

「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合 (平成 20 年 30.5%)

45.0%

○様々な人権問題に関する関連施策の推進

- ・男女共同参画社会の実現や同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、外国人 等様々な人権問題に係る関連施策を推進するとともに、正しい知識の普及促進や人権教 育・人権啓発により人権尊重意識を高め、人権問題の根底にある差別意識を解消する。
- ・相談機関相互の連携や関係機関との連携により救済体制を強化するなど相談・支援体制 の充実を図る。

○あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

・県民一人ひとりに、生涯の各時期にわたり、人権尊重の精神のかん養を図るため、人権 啓発センターにおける講演会等の開催やマスメディアの活用を図るとともに、学校、地 域社会、関係機関との連携により人権教育・人権啓発を推進する。

【主な取組】

【工体採掘】				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
あらゆる場における人 権教育・人権啓発の推進				
「といのとに「佐士仏	「ふじのくに人		計画推進	
「ふじのくに人権文化 推進プラン」の策定・ 推進	権文化推進プランプの策定			
人権啓発講座の開催		人権啓発講座の積極的な開催		
八惟冶光神/至7/州惟	150 回	150 回	150 回	150 回
マスメディア等を	新聞・	 テレビ・ラジオスポ	ットCM・ポスター	掲示等
活用した人権啓発				
相談・支援体制等の	相談機関	 相百や関係機関の	 連携による救済体#	訓の強化
充実	Alx(I)vilat			11.5.0210

〇人権を尊重する平和社会の実現

・県民一人ひとりが人権を尊重し、幅広い世代に核兵器の脅威や平和の尊さについて考え る機会を提供する。

[分野別計画] 静岡県人権施策推進計画

3-3 「安心」の健康福祉の実現

1 安心して子どもを生み育てられる環境整備

企業、住民、NPO等との連携により、地域社会全体で子どもと子育て家庭の支援を行い、少子化の流れを変えることができる環境づくりを進める。

(1) 地域や職場における子育ての支援

出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、地域における子育て環境の充実を進めるほか、働き方の見直しや仕事と子育てを両立するための基盤整備など、仕事と生活を両立できる環境の整備を図る。

【目標】

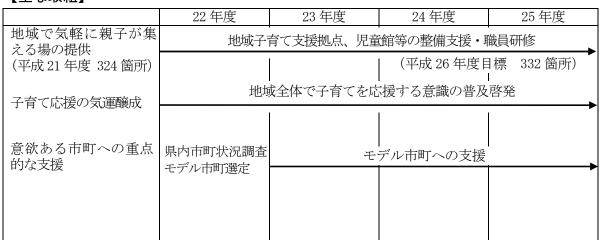
「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところ」と感じている人の割合 (平成21年度56.0%) 80%

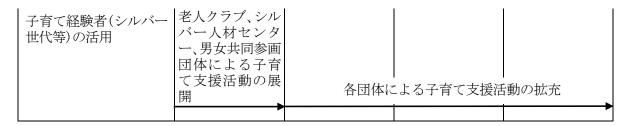
年間所定外労働時間(平成 20 年 173 時間) 134 時間以内 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(平成 20 年 84.3%) 100%

〇地域における子育て環境の充実

- ・地域子育て支援拠点や子育てサークルなど、親子が集い相談できる場の充実を推進する。
- ・「しずおか子育て優待カード事業」の推進や啓発活動などにより、**社会全体で子育てを応 援する気運を醸成**する。
- ・子どもを生み育てやすいまちづくりに**意欲のある市町を重点的に支援**するとともに、地域の特性・実情、取組等を分析し、効果が認められる施策等を出生率向上に向けたモデルとして普及を図る。
- ・子育て支援関係者の相互連携支援や先進取組事例の情報提供、子育てサポーターリーダーの活用促進など、子育てなどを支援するネットワークづくりを推進する。
- 「父親参加型交流会」の開催などにより、父親の子育て参加に関する意識を向上させる。
- ・子育て経験者(シルバー世代等)が子育て支援に活躍できる環境づくりを推進する。
- ・子育て支援関係者の相互連携を支援する。

【主な取組】





〇子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・子どもの疾病の早期治療を促すため、子育て家庭の医療費負担軽減を図る。
- ・子育て家庭に対する支援の充実を国へ働きかける。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
子育て家庭の医療費負担				
の軽減	成の対象拡大(入			
	院について中学			
	生まで拡大)		継続実施	

〇児童の健全育成

- ・児童館等の整備や運営を支援し、子どもが健やかに育つ場の提供を推進する。
- ・母親クラブや子ども会活動など、児童の健全育成を支える活動を支援する。

〇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた気運の醸成

- ・働き方の見直しや就業環境の整備に向け、事業主や労働者と連携し、経済界、労働界、 行政の各団体が一体となった取組を促進する。
- ・事業主や労働者双方に対し、働き方に関する意識改革を促し、長時間労働の抑制や年次 有給休暇の取得の促進を図る。
- ・先進事例の紹介やシンポジウムの開催など、労使や県民に向けて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意義や重要性等の理解の促進に努める。

〇男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、事業主への周 知を図るととともに、アドバイザーの派遣など計画の策定を支援する。
- ・市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置を更に働き掛けるとともに、センター間での子育ての相互援助や、病児・病後児預かり等の拡充を支援する。
- ・男女が十分に能力を発揮できるよう、雇用機会均等の一層の推進や、男性を含めた育児・ 介護休業等の取得促進に向けた啓発や関連制度の周知に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ファミリー・サポート・センターの設置促進、サ	運	営費助成、未設置	- 市町等への働き掛	け
ービスの拡充促進			センター会員数 17,000 人以上	センター会員数 18,000 人以上

○積極的に取り組む事業所への支援の充実

・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、推進体制を整備する 企業への支援や、融資制度の充実、県の入札における優遇制度の導入などにより事業所 の取組を促進する。

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画(しずおか次世代育成プラン)

(2) 保育サービスの充実

女性の就業率の増加などによる保育ニーズの拡大や働き方の多様化に応じて、質の高い 保育サービスを必要とするすべての家庭に提供できる体制を整備する。

【目標】

保育所の待機児童数(平成22年4月1日486人) 0人

○質の高い保育の確保

- ・「**保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を作成**し、保育実践の改善・向上とともに保育士の資質・専門性を向上させる。
- ・多様化、高度化する保育ニーズや社会福祉援助活動に対応した保育士の資質や専門性の 向上を図るため、保育士の研修参加や職場内研修を支援する。
- ・福祉サービス第三者評価等を実施し、福祉サービスの質の向上や利用者によるサービス の選択に資する適切な情報の提供を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
県アクションプログラム 作成	(国のガイド	`ライン作成)	県アクションプ ログラム策定	

〇二一ズに応じた保育サービスの提供

- ・待機児童の解消に向けて、市町の的確な需要予測を踏まえ、保育所の整備を促進する。
- ・国の動向を踏まえつつ、幼保一体化による幼児教育と保育の充実を図るため、認定こど も園制度の周知や移行支援の充実を図り、地域の実情に応じた**幼稚園や保育所の認定こ** ども園への移行を促進する。
- ・多様なニーズに対応した保育サービスとして、**延長保育、休日保育、病児・病後児保育** や一時預かり事業の充実を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育所の整備促進 (平成21年度 50,298人)	 受入れ児童数		(平成 26 年度)	目標 51,748 人)
認定こども園の整備促				
進	認定箇所数 3箇所	4箇所	4 箇所	4 箇所
延長保育の充実促進				
(平成21年度 348箇所)	実施箇所数		(平成 26 年度)	目標 377 箇所)
病児・病後児保育の充実				
促進 (平成 21 年度 34 箇所)	実施箇所数		(平成 26 年度	目標 44 箇所)

○放課後児童対策の充実

・余裕教室の利用について小学校の協力を得ながら、**放課後児童クラブの設置**や大規模クラブの分割を促進するとともに、地域ニーズに応じた活動内容や指導員の研修内容の充実を促進する。

- ・放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保するとともに、次世代を担う児童の健 全育成を支援するために、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進する。
- ・「放課後等デイサービス」や放課後児童クラブなどにより、障害児の放課後児童対策を充実する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
放課後児童クラブの設置				
促進 (平成 21 年度 506 箇所)	実施箇所数		(平成 26 年度)	目標 561 箇所)

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画(しずおか次世代育成プラン)

(3) 子どもや母親の健康の保持・増進

母子保健サービスと周産期医療、小児医療の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める。

【目標】

4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数(平成17~21年度の平均死亡数66.3人)

45 人以下

〇母子保健サービスの充実

- ・妊娠期から乳幼児期の健康診査等により疾病予防や早期治療、適切な療育等の相談体制 を確保する。
- ・不妊治療に対する医療費助成や、不妊専門相談センター等での相談指導、情報提供等の 不妊治療対策を充実させる。
- ・乳幼児健康診査等により、心身の発達が正常範囲にない児童を早期に発見して健全な発達を図るとともに、「広域的母子保健フォローアップ体制」の中で、慢性疾患児に対する家庭での療育・育成の支援を行う。
- ・小児慢性特定疾患患者家族のニーズを把握し、制度の充実を国へ働きかける。
- ・子宮頸がん等を予防するため、ワクチン接種を促進するとともに、対象となる疾病に関する正しい知識の普及を図る。
- ・予防接種に関する積極的な情報提供と、予防接種センターの積極的な活用を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
妊婦健康診査、乳幼児健 康診査の受診勧奨	未受診者調査	受診者調査 受診勧奨、疾病予防・早期治療体制の		寮体制の確保

〇母子に向けた医療体制の充実

- ・周産期母子医療センターの運営支援や周産期医療のネットワーク体制を整備することにより、ハイリスク妊婦や胎児、新生児に対する一貫した医療体制を充実する。
- ・地域の医療機関と連携した初期小児救急医療体制の整備や小児救命救急センターの運営 を支援することにより、小児救急医療体制を充実する。
- ・夜間等における急な発熱などの事態に対して適切なアドバイスを行う**小児救急電話相談** (#8000)により、保護者の不安の軽減を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
小児救急電話相談 (#8000)	電話相談を 翌朝8時まで 延長		電話相談の実施	

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画(しずおか次世代育成プラン)、 静岡県保健医療計画、静岡県周産期医療体制整備計画

(4) 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組

家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図る ことにより、安心して生活できる環境づくりを進める。

【目標】

虐待による死亡児童数(平成21年度1人) 0人

〇児童虐待防止対策の充実

- ・要保護児童の適切な保護を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策 地域協議会)」の設置促進など、市町や関係機関との連携を推進する。
- ・発達障害など様々な要素が複雑に絡んで発生する児童に関する問題に総合的に対応する ため、医療・保健・福祉の包括的な機能を備えた「こども家庭相談センター総合支援部」 において、医学的診断を基に支援を行う。
- ・「児童家庭支援センター」において、相談に応じて必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導や児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に 実施する。
- ・児童相談所職員の専門性を確保し、各ケースへの迅速な対応を図るとともに、相談体制 の整備や一時保護所改修など、**児童相談所の体制を強化**する。
- ・児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行い、再発防止策に反映させる。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
「要保護児童対策地域協		未設置町~	の設置促進	
議会」の設置促進	設置市町数 30 市町			全市町で設置
 児童虐待防止体制の強化	県・市町が一体	となった虐待防止対	r 対策の充実、児童相	談所の体制強化

○社会的養護体制の充実

- ・家庭での養護に欠ける子どもが、暖かい愛情と正しい理解をもった家庭的環境の下で養育されるよう、里親委託など**家庭的養護を推進**する。
- ・児童養護施設における施設機能や人材の確保・育成策を充実させる。
- 児童相談所の体制強化や児童家庭支援センターの活用による家庭支援機能を強化する。
- ・自立援助ホームの充実や入所者等への就業支援など自立支援策を強化する。
- ・施設等における虐待防止のための指導を強化する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
家庭的養護 (里親等) の 推進		里親等委言	モ率の向上	
(平成 21 年度 4 児童相談所)	里親等委託率 16%以上の児 童相談所数			全児童相談所

ODV防止対策の充実

- ・DV(配偶者等への暴力)の防止や早期発見のため、広報啓発活動を強化する。
- ・県女性相談センターの職員の専門性の向上などにより、DV相談機能を強化する。
- ・市町のDV防止のためのネットワークの設置を促進し、被害者の安全確保や自立支援に 係る関係機関の連携を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
市町DV防止ネットワー				
クの設置促進	設置27市町			全市町に設置

○ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・母子家庭の母親の就業を支援するための相談や情報提供、講習会を実施する。
- ・母子家庭、父子家庭の医療費助成や、母子・寡婦家庭への福祉資金の貸付等を行い、ひ とり親家庭への経済的負担を軽減する。
- ・一時的に家事や育児等に困難が生じている母子家庭、父子家庭へ日常生活支援制度を周 知し、活用を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
母子家庭等就業・自立支 援センターによる支援	生活や割	 養育費の相談、	就業相談や講習	会の実施

[分野別計画] 静岡県次世代育成支援対策行動計画(しずおか次世代育成プラン)、 静岡県ひとり親家庭等自立促進計画、静岡県配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・支援に関する基本計画

2 安心医療の提供と健康づくりの推進

誰もが健康に暮らすことができる長寿社会の実現を目指して、必要な時に必要な地域で、 安全で質の高い医療を提供できる体制を構築するとともに、生活習慣の改善などの健康づ くりを推進する。

(1) 医師、看護師等の医療人材の確保

新医師臨床研修制度の導入に伴う急速な医師の不足や地域間の医師の偏在、看護師の慢性的な不足に対応するため、研修医等の確保を推進するとともに、医療従事者の養成や再就業の支援、多様な勤務形態の提供及び夜間保育などの就業支援による離職防止を図り、医療体制の充実を目指す。

【目標】

壮年期(30歳~64歳)人口10万人当たり死亡数(平成21年253.6人) 240.0人以下

○医師の確保

- ・短期的に効果を発揮する医師確保策として、短時間勤務の医師を正規雇用することにより、勤務医の離職防止・離職医師の復職を支援する。
- 初期臨床研修医、専門研修医の県内定着を促進する。
- ・子育て中の医師が育児と仕事を両立できるよう、柔軟な勤務形態の導入や**夜間保育、病 児保育の充実**など、就労環境の整備を促進する。
- ・県立病院の医師を派遣し、公的病院の医師確保の支援を行う。
- ・中期的に、県立病院の専門研修医受入枠を拡大し、研修終了後の県内病院への就業促進 や、**医学生、研修医等への修学資金貸与**により県内病院への就業を促進する。
- ・**ふじのくに地域医療支援センターを設置**し、指導医の確保、研修プログラムの充実等の 医師確保対策を推進する。
- ・長期的に、医科大学の基本構想策定に向けた諸条件を調整する。

【主な取組】

上土は名が正				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
病院内保育所の運営支		対象施設を継続的に支援		
援	対象施設:35 施設			
県立病院医師の派遣	派遣対象	10 病院 10	診療科程度を継続	的に支援
	9 病院 11 診療科			
<i>┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━</i>				
修学資金を活用した医師		修学資	金貸与	
の偏在解消、県内定着促 進	新規貸与 100 人			累計 500 人
よじのくに地域医療支	センター設置	センター運営	「 (指導医の確保、A	研修プログラム
援センターの設置・運営	してノー版画	の充実、修学賞	資金貸与者配置等)	
版にマノ の版画 建当				
医科大学の誘致	玉0	の動向把握、候補均	ı 他選定、大学との協 ı	I 協議

〇看護職員等の確保・資質の向上

- ・専門看護師や認定看護師、法制化が検討されている特定看護師等、医療現場においてチーム医療の中心的役割を担う質**の高い看護職員を養成**する。
- ・養成段階から**新人看護職員研修**及びキャリアアップのための研修まで、質の高い教育が 受けられるよう**指導者等を養成**する。
- ・安定的な人材確保のため看護職員、歯科衛生士等養成所の施設・設備整備・運営を支援する。
- ・看護職員が育児と仕事を両立できるよう、病院内保育所の運営を支援する。
- ・看護学生に修学資金を貸与し、県内医療機関への就業を促進する。
- ・再就業準備講習会や病院派遣型研修による潜在看護職員の再就業を支援する。
- ・ナースバンクによる求職中の看護職員への職場斡旋、就業相談を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
専門看護師・認定看護師				
の養成	資格取得者	210 人 (年度末)	260 人 (年度末)	310 人(年度末)
	161 人 (現状)			
特定看護師(法制化検討	 国の動向把握			
中)の養成	高度看護教育充実			
	の検討			
	- DOH 1			
	県立大学、県立			
	病院機構等関係	法制化等の)状況を勘案し、県	立大学への
	機関との調整	養成コース	の設置を視野に関係	経関と協議
	•			
新人看護職員研修の実施				•
(県実施分)	4 分野 13 日間	4 分野 16 日間	5 分野 19 日間	5 分野 19 日間
	中四代茶水茶中	毛洪	+ 777 1	******
看護職員指導者等の養成	実習指導者養成	看護教員養成	美省指	導者養成
		対象施設を	' 継続的に支援	'
病院内保育所の運営支援	対象施設:35 施設			
	N 多胞放·33 胞放			
看護職員修学資金の貸与	貸与者:約250人			
	貝プロ・バン 450 八			
		講座及び実	実務研修の実施	
潜在看護職員再就業支援	受講者数:210 人			
	AHT 11 9/1-210 /			

「分野別計画」静岡県保健医療計画

(2) 質の高い医療の確保

県内の医療機関の連携を通じて、救急医療体制、災害時の医療体制の整備、周産期医療、小児医療、へき地医療を確保・支援することにより、平常時、緊急時を問わず、全ての県民が必要な保健医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、医療機関の施設の高度化や医療機関における医療安全対策の向上を図る。

【目標】

病院機能評価認定病院の割合(平成21年度31.7%) 50.0%

壮年期(30歳~64歳)人口10万人当たり死亡数(平成21年253.6人) 240.0人以下

〇救急医療体制の整備

- ・休日夜間の診療を確保する「初期救急医療体制」、休日夜間における入院を必要とする重症患者への医療を確保する「第二次救急医療体制」、救命医療を行うために必要な高度な医療を確保する「第三次救急医療体制」による体系的な救急医療体制を確保するとともに、必要な施設・設備の整備などにより医療機関の機能を充実する。
- ・重篤な救急患者に迅速に対応するため、ドクターヘリやドクターカーによる早期治療体制 の整備など**救急搬送体制を充実**する。
- ・ 救急医療を取り巻く環境について地域住民に向けた啓発活動を強化し、適切な受療行動を 促す。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
救急搬送体制の充実	ドクターへリ夜間	 運航に向けた調整 	条件が整い次第、 に運航開始	できるだけ早期

〇災害時医療体制の整備

・災害時医療の確保を図るため、**災害拠点病院等の耐震化促進**、広域搬送体制の整備など 災害時医療体制を充実する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
災害拠点病院等の耐震化				
工事への支援	災害拠点病院 耐震化率(現状)			災害拠点病院 耐震化率 (年度末)
	94.7%			100%

○周産期医療・小児医療の充実

- ・東中西を単位として、**総合周産期母子医療センターを核とするネットワーク体制を充実** するとともに、周産期医療と救急医療の連携を推進する。
- ・小児救命救急センターの運営支援などにより、体系的な小児救急医療体制を充実する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
周産期医療体制の充実	周産期医療体制		計画推進	
	整備計画策定			_

○へき地医療の確保

- ・へき地医療を支援するため、県立総合病院にへき地医療支援機構を設置し、へき地医療 にかかる計画・立案、事業調整を実施する。
- ・へき地医療従事医師の勤務条件の改善とへき地医療の空白の防止のため、県立総合病院 が行う**代診医師派遣**を支援する。
- ・へき地医療の充実強化のため、**へき地における病院及び診療所の施設・設備の整備**を行 う市町等を支援する。
- ・へき地医療従事医師を確保するため、自治医科大学卒業医師を派遣する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
へき地代診医師の派遣		2 病院 5 診療	I 寮所へ派遣	
へき地医療を担う診療所 等の施設・設備整備の支		へき地に所在する	」 S診療所等を支援	
援				

○医療資源を有効活用した医療機関の連携促進

・医療機能情報提供制度の充実、地域連携クリティカルパス等の連携ツールの導入促進、 医療機関の機能分担と病院・診療所間、病院間の連携を推進する。

○患者本位の医療サービスの確保

- ・医療機関の選択に役立つ診療内容や手術の実績件数等の医療機能情報や休日、夜間当番 医などの救急医療情報をインターネットで提供する。
- 第三者機関による診療技術評価等の医療機能評価、認定を推進する。
- ・医療従事者を対象とした医療事故防止等の医療安全対策の研修を実施する。
- 医療に関する相談や苦情に対応する相談窓口の充実を図る。
- ・立入検査により医療機関における医療安全対策を指導、推進する。
- ・院内での苦情や事故後の対応等の際に患者側と医療側の対話の橋渡しをする、医療メディエーター(医療対話仲介者)の養成研修を実施する。

○質の高い医療サービスの提供

- ・医療施設の移転新築・増改築及び高度医療機器整備への支援等により医療施設の高度化 を推進する。
- ・医療機関相互の連携により医療水準を向上するため、地域診療ネットワークの構築や画像診断等による遠隔医療を推進する。

〇先進医薬の普及促進のための治験の推進

・ファルマバレープロジェクトの一環として、**治験の推進**によって先進医薬の普及促進を 図り、県民への最先端の医療の提供を確保する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
静岡県治験ネットワーク による治験の推進	第2次戦略計画 [※] の評価			
	第3次戦略計画*	第	3次戦略計画の推	進
	の策定	·		

[※]ファルマバレープロジェクト

第2次戦略計画(平成19年度~平成22年度)、第3次戦略計画(平成23年度~平成32年度(予定))

○医薬品等の安全・安心の確保

- ・県民が医薬品等を適正に使用するために必要な正しい知識の普及啓発を行う。
- ・医薬品等の製造販売業者等に対して高度で専門的な監視指導を実施し、適切な製造管理 及び品質管理を徹底する。
- ・薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化し、医薬品の販売時に県民へのリスク に応じた必要な情報提供等が確実に行われる体制づくりを推進する。
- ・医療提供施設である薬局の機能強化や医療機関との連携促進を支援する。
- ・県民の献血への意識を高め、市町・血液センター等と連携して献血を推進するとともに 医療機関における血液製剤の適正使用を推進する。

[分野別計画] 静岡県保健医療計画、静岡県周産期医療体制整備計画、静岡県へき地保健医療計画、静岡県医療救護計画

(3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

静岡県立静岡がんセンター、地方独立行政法人静岡県立病院機構の3病院(静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター、静岡県立こども病院)は、県内の中核的病院として、他の病院では対応困難な高度専門医療等を提供し、誰もが健康に暮らすことができる長寿社会の実現の一翼を担う。

【目標】

静岡がんセンター患者満足度(平成21年度入院97.8%、外来96.7%)

入院 95%、外来 95%

県立3病院の各患者満足度

「平成 21 年度 県立総合病院 入院 93.2%、外来 83.4%

県立こころの医療センター 外来83.5%

県立こども病院:入院91.0%、外来90.2%

入院 90%、外来 80%

壮年期(30歳~64歳)人口10万人当たり死亡数(平成21年253.6人) 240.0人以下

○静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

- ・がん高度専門医療を行うための医療人材の確保、充実を図るとともに、医療機器及び施設の整備、充実を行い、病院の診療機能を強化する。
- ・県民に対してがん関連情報を提供するとともに、疾病管理センターによるがん医療連携 の推進、よろず相談による相談支援体制の強化・充実を図る。
- ・医師レジデント制度、がん専門多職種レジデント制度、認定看護師養成課程により、高 度専門医療に従事する人材を育成するとともに、地域のがん診療を充実するため、拠点 病院間等での人的交流を図る。

○静岡県立病院機構による高度・専門・特殊医療の提供

- ・他の医療機関では対応が困難な高度・専門・特殊医療を提供する。
- ・県立総合病院においては、高度医療機器の共同利用等による地域医療を確保するととも に、ICTを活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを推進する。
- ・県立こころの医療センターにおいては、チームによる包括的在宅医療体制のモデルを構築するとともに、医療観察法等の司法精神医療へ積極的に関与していく。
- ・県立こども病院においては、ハイリスク胎児・妊婦に対する医療システムを構築すると ともに、小児がん診療連携拠点病院として高度な集学的治療に積極的に取り組んでいく。

「分野別計画」静岡県保健医療計画、静岡県立病院機構中期計画、静岡県がん対策推進計画

(4) 4大疾病等の対策と感染症の予防

本県死亡率の1位から3位までを占める「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」に「糖尿病」を加えた4大疾病の対策として、生活習慣の改善による予防や医療体制を確保するとともに難病医療の推進を図る。

また、「感染症」の対策として、発生時の迅速な調査や防疫措置の適切な実施、医療体制を確保することで、まん延防止と健康被害の最小化を図る。

【目標】

壮年期 (30 歳 \sim 64 歳) 人口 10 万人当たり死亡数(平成 21 年 253.6 人) 240.0 人以下 結核等の感染症の集団発生件数(平成 21 年度 1 件) 0 件

〇総合的ながん対策の推進

- ・たばこ対策等によるがん予防や、がん検診の受診を促進する。
- ・がん診療連携拠点病院等の整備によるがん医療の均てん化を推進する。
- ・地域連携クリティカルパスの導入促進により、医療連携や在宅における緩和ケアを推進 する。
- ・都道府県がん診療連携拠点病院として、静岡県立静岡がんセンターにおいて、がん高度 専門医療を提供する。
- ・地域がん診療連携拠点病院として静岡県立総合病院、静岡県小児がん拠点病院として静岡県立こども病院において、がん高度専門医療を提供する。
- ・がん専門看護研修、マンモグラフィー講習会など、県内医療従事者に向けたがん専門研 修の充実を図る。
- ・県民に対する情報提供、がん相談支援センターによる相談支援体制の整備及びがん登録 の取組を推進する。
- ・ベッドサイドのニーズに応えるがん研究を静岡県立静岡がんセンターで推進するととも に、その成果等の情報発信、実用化を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
総合的ながん対策の推進			計画の見直し	新計画に基づく
県がん対策推進計画				対策の推進
の見直し				
がん検診の啓発及び				→
受診率向上の取組			50%以上	
				見直しに基づく
国指定の拠点病院、県			制度の見直し	体制整備
指定の推進病院等の	日松立		→	-
整備	国	11 病院、県指定 8 I	K 抦院 I	
人一歩医療圏におけ				見直しに基づく
全二次医療圏におけ			 制度の見直し	体制整備
るがん相談支援セン			□□□▽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ターの整備		22 病院		

〇脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病対策の推進

- ・特定健診等の受診率向上が図られるよう受診体制を整え、健診の周知や啓発により、生活習慣病の予防、早期治療を促進する。
- ・特定健診のデータ分析などにより、メタボリックシンドローム等、地域の健康課題の改善に取り組む市町を支援する。
- ・休日夜間の診療を確保する「初期救急医療体制」、休日夜間における入院を必要とする重症患者への医療を確保する「第二次救急医療体制」、救命医療を行うために必要な高度な医療を確保する「第三次救急医療体制」による体系的な救急医療体制を確保するとともに、必要な施設・設備の整備などにより医療機関の機能を充実する。
- ・重篤な救急患者に迅速に対応するため、ドクターヘリやドクターカーによる早期治療体制 の整備など**救急搬送体制を充実**する。
- ・静岡県立総合病院の循環器病センター、静岡県立こども病院の循環器センターにおいて、 急性心筋梗塞等、循環器病の高度医療を提供する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
特定健診等の受診率向上	実態調査			制度改正を
(特定健診・特定保健指 導の促進)	市町支援		•	
救急搬送体制の充実	ドクターへリ夜 調整	 間運航に向けた	条件が整い次第、 期に運航開始	、できるだけ早

〇難病医療の推進

- ・特定疾患医療の給付により、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、**医療 費の負担を軽減**する。
- ・在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者に対して訪問看護を実施する。
- ・療養や生活の悩みと不安を解消するため、「難病相談支援センター」において、相談と必要な支援を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
医療費負担の軽減 (特定疾患治療研究事		特定疾患	ı 医療の給付	
業の推進)				

○感染症対策の推進

- ・結核、腸管出血性大腸菌感染症(O157等)、インフルエンザ等の**感染症に関する情報提供や防疫措置**等により、集団発生を防止する。
- ・感染症指定医療機関の整備、充実などにより、医療提供体制を確保する。
- 新型インフルエンザ対策を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
感染症に関する情報提供や防疫措置等の実施		発生動向に	ı 応じて実施 -	
新型インフルエンザ対 策の推進	(仮)新型イン 総合行動計画の	 フルエンザ対策 D策定	計画に基づ	く対策の推進
	抗インフルエンザ	・ウイルス薬の備蓄		
	約 5.7 万人分 累計 約 61.3 万人分	約 13.2 万人分 累計 約 74.5 万人分		
		発生状況に	 に応じて放出	

[分野別計画] 静岡県保健医療計画、ふじのくに健康増進計画、ふじのくに食育推進計画、 静岡県立病院機構中期計画、静岡県感染症・結核予防計画、静岡県新型イン フルエンザ保健医療対策行動計画、静岡県がん対策推進計画

(5)健康づくりの推進

県民の誰もが健康に人生を送れるよう、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目標に、健康を阻害する大きな要因である生活習慣病の予防対策等により、県民の健康づくりを推進する。

【目標】

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数(平成20年度434,511人)10%減少

〇生活習慣病予防対策等の推進

- ・健康でいきいきとした人生でありたいという県民の願いが、自らの生活習慣を改善する 行動に結びつくよう、「ふじのくに健康増進計画」に基づき、健康づくりを推進する。
- ・特定健診等の受診率向上が図られるよう健診体制を整え、健診の周知や啓発により、生活習慣病の予防、早期発見を促進する。
- ・特定健診のデータ分析などにより、メタボリックシンドローム、糖尿病等の地域特性を 把握し、改善に取り組む市町を支援する。
- ・**喫煙による健康被害を防止**するため、県民や民間企業が実施する禁煙及び受動喫煙防止 の活動を支援するとともに、青少年への教育を充実する。
- ・「静岡県歯科保健計画」に基づき、県、市町に住民歯科会議(8020ステーション)を設置し、むし歯と歯周病の予防、障害者や要介護高齢者の歯科保健対策を進める。
- ・健康づくりのための調査研究、情報収集・提供を行うとともに、予防医学・予防薬学についての研究を支援する。
- ・運動、食事、休養等に関する予防医学などの成果を取り入れ、地域の健康資源を活用した健康づくりプログラムを開発し、活用を促進する。

【主な取組】

上では水型				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ふじのくに健康増進計画 の策定・推進	計画策定	計画	推進、市町支援	
特定健診・特定保健指導の促進	実態調査	市	叮支援	制度改正を 踏まえた促進
喫煙による健康被害の防 止	受動喫煙防止ガイドライン策定		、受動喫煙防止の 年への教育の充実	
静岡県歯科保健計画の策 定・推進	計画策定	計	画推進、市町支援	
健康づくりプログラムの 開発	開		活用	 促進

○ふじのくにの食育の推進

- ・「**ふじのくに食育推進計画**」に基づき、栄養に関する知識、地域の特色ある食文化等、食に関する知識や関心を高めるための啓発を行う。
- ・市町食育推進計画策定の支援など、食育を進めるための体制を市町と連携して整える。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ふじのくに食育推進計画 の策定・推進	計画策定	計画推進、市町支援		爱

[分野別計画] 静岡県保健医療計画、ふじのくに健康増進計画、ふじのくに食育推進計画、 静岡県歯科保健計画

3 障害のある人の自立と社会参加

障害のある人が、障害のない人と同じように生活し、社会参加する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透を進め、自らが選択し、決定するという考えの下に、住み慣れた地域の中で、働き、その人らしく輝きながら自立した生活を送ることができるように支援する。

(1) ライフステージに応じた支援

障害の種別を問わず、障害のある人が自ら選択・決定し、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことができるよう、相談支援体制及び福祉サービス等の充実、経済的負担の軽減などの支援を進める。

【目標】

自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合 (平成21年度20.7%) 60%

○多様な障害に応じた相談・支援体制の充実

- ・地域における相談支援体制を充実するため、地域自立支援協議会の設置等を促進する。
- ・高次脳機能障害者に関する正しい知識の普及や認識の向上を図るとともに、地域における就労・生活等の相談支援体制の充実を図る。
- ・触法障害者等の社会復帰を支援するため、地域での受入体制等の整備を促進する。
- ・障害の特性に対応できる専門性の高い福祉人材を養成する。

【主な取組】

了一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个					
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
相談支援体制の充実		地域自立支援協議会等の設置促進			
高次脳機能障害者への支援	医療から地	地生活まで切れ目	のない相談支援体 	:制の提供 	
触法障害者等の社会復帰 支援	地域生活定	着支援センターに。 	よる福祉サービス和 	刊用支援 ├─── -	
	, , ,	0 28 22 2	0 640 - 240 15 777 16	a _ ula I <i>I . tata</i>	
福祉人材の養成	ホームヘル	パー、ガイドヘル	パー等の養成研修	:の実施等 	
	ホームヘルパー70 ガイドヘルパー80		次期障害福祉計画	国に基づき養成 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

〇二一ズに応じた福祉サービスの充実

- ・障害者自立支援法に基づき、居宅介護(ホームヘルプ)やショートステイ、自立訓練や 就労継続支援、グループホーム、ケアホームなど、ニーズに応じた障害福祉サービス等 の充実に努める。
- ・在宅の重症心身障害児(者)をはじめとする、**重度の障害のある人に対応する福祉サービ** スの質的・量的な充実に努める。

- ・県立・県有施設等の機能強化により地域生活への移行支援、就労支援を推進する。
- ・障害者施設等整備の促進により、地域生活を支援するための環境整備を図る。
- ・入所施設等の耐震化、スプリンクラー整備の促進により利用者の安全確保を図る。
- ・福祉サービス第三者評価等を実施し、福祉サービスの質の向上や利用者によるサービス の選択に資する適切な情報の提供を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
在宅重症心身障害児(者) への支援強化	在宅支援モデル事業の実施 (2 箇所)			
	ケアマネジャー の養成 (カリキュ		研修実施	
	ラム作成)			
		東部地区中核抗	施設の機能充実	
障害者施設等整備の促進				
(創設、改築、大規模修 繕によるサービスの充 実)	3 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
入所施設等の安全確保	īfi.	対震化推進・スプリ	リンクラー整備促進	É

〇発達障害者支援の充実

- ・発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターである「こども家庭相談センター総合支援部」及び「診療所あいら」での相談、助言等の支援を通じて、発達障害のある人とその家族への相談、助言、療育等の支援体制を充実強化する。
- ・発達障害児等の早期発見、早期支援を実施していくため、医療、保健、福祉、教育などの関係 機関の職員研修を実施するなど、地域で実際に支援する人材の養成や体制づくりを進める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
発達障害者支援の充実	発達障害者支援	と 受センターによる相	談・助言等支援体	制の充実・強化
	開業医等を対象にした専門講座、研修会の実施			

○精神疾患患者の医療保護の推進

- ・病状が悪化した精神障害のある人の迅速かつ適切な医療保護を行うために、夜間・休日 に対応する**精神科救急医療体制の確保**を図る。
- ・精神保健福祉センターにおいて、初期の精神疾患患者の診療事業等を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
精神疾患患者の救急医		精神科救急医	- 療体制の確保	
療体制の確保				

○障害のある人の経済的負担の軽減

- ・補装具費、特別障害者手当、特別児童扶養手当等を給付することにより、障害のある人の福祉の向上を図る。
- ・重度の障害のある人の医療費負担を軽減し、療育を推進するため、医療費を助成する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
医療費負担の軽減				
重度の身体・知的障害 のある人の医療費負	重度	心身障害者(児)	に対する医療費助	D成 ————————————————————————————————————
担の軽減				
重度の精神障害のあ る人の医療費負担の		制度改正	 Eの検討	
軽減				

[分野別計画] 静岡県障害者計画・静岡県障害福祉計画(ふじのくに障害者プラン21)

(2) 自立と社会参加に向けた総合的支援

障害のある人が住み慣れた地域の中で障害のない人と同じように生活ができるように、 生活の場の確保、地域生活への移行支援、就労支援を行うとともに、障害のある人への情報保障の充実、芸術活動・スポーツ活動の振興により、多様な社会参加を促進する。

【目標】

自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合(平成 18 年度 20.2%) 70% 障害者雇用率(平成 21 年度 1.65%) 1.8%

○地域生活への移行の促進

- ・グループホーム等の整備促進により、障害のある人の地域での生活の場を確保する。
- ・地域生活における日中活動の場である自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等のサービス提供体制の整備を促進するとともに、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、児童デイサービス等の基本的な福祉サービスの充実を促進する。
- ・外出支援や就労継続支援事業所等への見学、グループホーム等における宿泊体験等を通 じ、精神科病院入院患者への退院支援、地域生活に向けて必要な支援を行う。

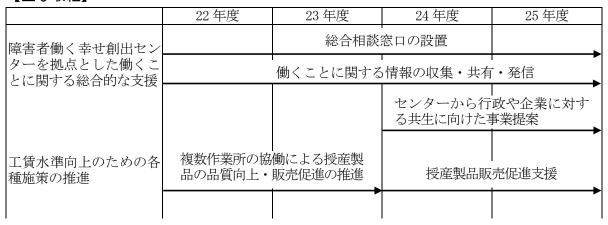
【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
障害のある人の地域での		グループホーム	4等の整備促進	
生活の場の確保	2箇所	5箇所	5箇所	5 箇所
精神障害のある人の地域 生活に向けた支援	外	ı 出支援やグループ: 	」 ホーム等への宿泊体	体験等
工佰(四川)/二义孩				

〇雇用機会の確保と就労支援

- ・「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、働くことに関する総合相談や情報収集・共有、 企業と作業所の連携推進等の各種支援を行う。
- ・工賃水準向上のため、授産製品の品質向上、販売促進を図る。
- ・障害のある人の雇用機会の確保や就労支援、職場定着支援等を関係機関と連携して取り 組むとともに、離職者の再就職を支援する短期訓練など、適性や就業希望に応じた多様 な職業訓練を実施する。

【主な取組】

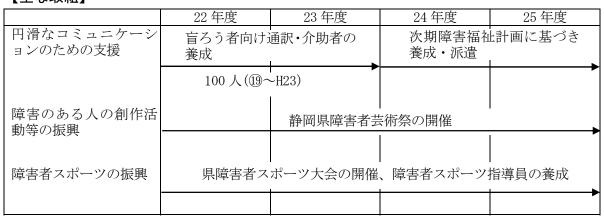


障害者の離職者対策、職	離職者再雇用知	短期訓練の実施	_
場定着支援の充実・強化	カ陪宝のなる L の4	 	5 摇
	 可存品のある人の		×1⁄2

○多様な社会参加の促進

- ・ 県点字図書館、県聴覚障害者情報センターにおける、障害のある人への情報提供の充実を図る。
- ・障害のある人とない人との相互の**円滑なコミュニケーションの確保**を図るため、通訳者等を派遣する。
- ・県障害者芸術祭の開催による**創作活動等の振興**と障害者芸術の鑑賞機会の提供、**障害者** スポーツの振興を通じて社会参加を促進する。

【主な取組】



[分野別計画] 静岡県障害者計画・静岡県障害福祉計画(ふじのくに障害者プラン21)

4 いきいき長寿社会の実現

家族や地域の人々と長寿を喜び、長寿者が元気に生きがいを持って、その意欲と能力を 活かしながら、必要なときには質の高いサービス受けて、自分らしくいきいきと暮らす、 世界に誇れる社会の実現を目指す。

(1) 健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり

平均寿命が延び、高齢化が進む中で、健康な長寿者が増加していることから、生きがい活動や社会参加の促進など、長寿者がいきいきと暮らすことができる環境を整える。あわせて、地域の特性に応じたケア体制の整備とともに、総合的な認知症対策の推進や長寿者とその家族に対する相談体制の充実など、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進める。

【目標】

自立高齢者の割合(平成 20 年度 86.1%) 90%

○地域の実情にあった長寿社会対策の推進

- ・長寿者が、いつでも、どこでも、誰でも、必要な人が必要なサービスを受けながら、できる限り住み慣れた地域で家族や地域の人に支えられながら生活できるよう、**静岡県高齢者保健福祉計画**に基づく総合的な施策を展開する。
- ・地域の実情に合わせ、住宅、福祉、介護、医療等の専門職や専門機関のネットワーク形成による「地域包括ケア体制」を整備する。
- ・少子高齢化の進行に伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者が急速に増加していることを踏まえ、高齢者住まい法に基づく**高齢者居住安定確保計画の策定**などにより、 長寿者が安心して住み続けられる環境を整える。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
静岡県高齢者保健福祉	第5次計画の推進			
計画の推進		第6次計画の策定	第6次計画の推進	
高齢者居住安定確保計 画の策定	計画(H24~			 の推進
四の永足 コード		>		

〇安心できる長寿社会の仕組みづくりの促進

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加し、長寿者を取り巻く様々な場面で安全、安心の確保がますます重要になることから、**長寿者を見守り支えあう仕組み**を整える。
- ・長寿者の尊厳を保持するため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利 擁護事業)の普及に努め、市町の虐待防止への積極的な取組や地域における権利擁護への 取組を支援する。
- ・長寿者の地域における総合相談窓口である「地域包括支援センター」において、様々な 課題に包括的に対応できるよう支援するとともに、困難事例については弁護士や社会福 祉士等専門家の援助を受けられるよう**権利擁護ネットワークを活用**する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
長寿者を見守り支えあう仕組みの整備	「ひとりでも安心して暮らせる地域づくり事業」による地域づくりの推進	ネットワーク	 選定し、地域にお の構築や地域住民 「ひとりでも安心し を推進 	への普及啓
		ンターを中核として 括ケア」を推進	 て、切れ目ないサー	ビスの提供を
権利擁護ネットワークの活用		·会への委託により 一等の活動を支援	 困難事例」に対する 	5地域包括
V21H/H				

〇生きがい活動・社会参加の促進

- ・中高年期から高齢期を迎える準備やひとり暮らし高齢者等の閉じこもり予防の観点から も、**多様な生きがい活動ができる環境の整備促進**やその知識と経験を活かした参加の場 づくりを進める。
- ・高齢期を迎えてもいきいきと暮らすことができるよう、老人クラブ等の健康づくり活動 や生きがいづくり活動の支援などを通じて元気高齢者を応援するとともに、環境美化活 動やボランティア活動、地域における子育て支援活動への参加や世代間交流による伝統 や生活文化の伝承など、長寿者の社会参加を促進する。
- ・長寿者にとって働くことは生きがいづくりの面からも重要であることから、高齢者雇用 の拡大、定年後の起業の支援、シルバー人材センターの機能の充実など、長寿者の就業 の支援を行うとともに、ボランティア活動等の積極的な社会貢献の促進を図る。

【主な取組】

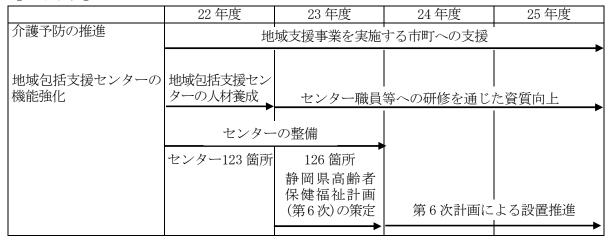
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
多様な生きがい活動がで きる環境の整備促進	しりわが健康		 年期からの生きがし 康づくり、生きがし	
世代間交流による伝統や 生活文化の伝承	「次世代に語り 継ぐ地域文化伝 承事業」		動などを通じた、地 こよる地域文化の伝	
	•			_

〇一人ひとりに合った介護予防の推進

- ・高齢期を迎える前からの健康の保持・増進とともに、生活機能の維持・向上を図るため、 運動機能の向上や栄養改善など、一人ひとりに合った介護予防を推進する。
- ・介護予防についての普及啓発や地域支援事業により、要支援・要介護になる可能性の高い高齢者の把握や**介護予防事業**を実施する市町の取組への支援を行う。
- ・長寿者の身近な総合相談窓口であり、介護予防の中核を担う「地域包括支援センター」

について、職員への研修を通じた資質の向上などの機能強化を図る。

【主な取組】

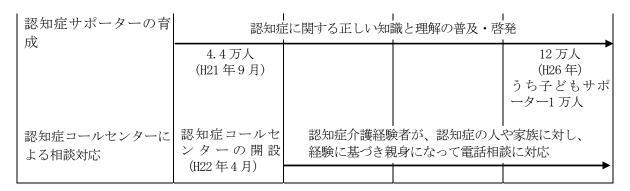


○総合的な認知症対策の推進

- ・認知症高齢者や若年性認知症患者の増加に対応し、認知症の方やその家族が安心して生活できるよう、認知症に対応した介護保険サービスの提供に加え、地域包括支援センターによる地域のネットワークづくりを通じた、医療、介護、福祉との連携を更に深め、認知症の方や家族を地域で支える体制づくりを進める。
- ・「認知症疾患医療センター」を指定し、認知症の鑑別診断や専門医療相談を行い、地域に おける認知症疾患の保健医療水準の向上を図るとともに、かかりつけ医の協力の下、地 域における認知症の早期発見、早期治療を支援する体制づくりを推進する。
- ・認知症についての正しい理解の普及を図り、認知症の方やその家族を支えるため、地域、 企業、学校等で養成講習を行い、幅広い年齢層で多くの「認知症サポーター」を大幅に育 成する。
- ・認知症の介護経験者が、親身になって相談に対応する「認知症コールセンター」により、 介護する家族の精神的な負担や不安の軽減を図るとともに、医療機関や介護施設など関 係機関を、インターネットを活用して検索、表示できる「高齢者あんしん窓口マップ」を 運営し情報提供に努める。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
認知症の早期発見、早期 治療のための支援	認知症疾患医療 センターの指定、 運営支援	認知症鑑別診断や専門医療相談を 行い、地域における認知症疾患の保 健医療水準の向上を図る		
	1 箇所			8 箇所
	認知症かかりつ け医、サポート医 の養成			
	サポート医(H22 年3月末13名) かかりつけ医			
	(H22 年 3 月末 530名)			



[分野別計画] 静岡県高齢者保健福祉計画(ふじのくに長寿社会安心プラン)

(2) 地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進

高齢者が要支援や要介護の状態になった場合でも、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう地域密着型介護施設の整備を促進するとともに、自宅での生活が困難となった場合に 入所する特別養護老人ホーム等の介護保険施設の計画的な整備を支援する。

また、介護サービス利用者に適切な介護サービスが提供されるよう、事業者に対する指導監督を強化するなど、適正な介護サービスの展開に努めていく。併せて、介護サービス等を支える人材の処遇改善や研修等による資質向上を図り、慢性的に不足している人材の確保に努めていく。

【目標】

介護サービス利用者の満足度(平成 19 年度 77.4%) 90%

○地域に密着したサービスの展開

- ・介護サービスの基盤整備や長寿者の保健、福祉サービスについて、市町の介護保険計画と整合性を保ちながら、圏域ごとに必要なサービスの水準を定めた「静岡県介護保険事業支援計画」を含む「静岡県高齢者保健福祉計画」を3年ごとに策定し、長寿者に必要なサービスの効率的かつ効果的な提供に努める。
- ・介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、**地域密着型介護施設の整備を促進**する。
- ・自宅での生活が困難な高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、**特別養護老人** ホームや介護老人保健施設の計画的な整備を支援する。
- ・低所得者が必要なとき必要な介護サービスを利用することができるよう、**社会福祉法人** 等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度を全ての市町及び全ての対象事業所で 実施する体制を維持する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
地域密着型介護施設の		小規模多機能型	型居宅介護事業所			
整備促進	109 箇所	129 箇所	(計画策定時に	目標数値設定)		
		・ 認知症高齢者グル	- ープホーム (定員)	'		
	4,923 人	5, 130 人	(計画策定時に	目標数値設定)		
特別養護老人ホーム等の整備支援	第5次県高齢者基づく整備	 保健福祉計画に 	第6次県高齢者保健福祉 基づく整備 ※平成23年度に計画策定			
		特別養護老	人ホーム(定員)			
	14,746 人	15,647 人	(計画策定時に	目標数値設定)		
社会福祉法人等による介護保険サービス利用	県内	 内の全市町、全対象 	 象事業所で軽減制度を実施			
者負担額軽減制度の実 施						

○適正な介護サービスの展開

- ・事業者への指導監督体制を強化するとともに、利用者からの苦情への迅速かつ適切な対応等を通じて、適切なサービス提供を促進する。
- ・介護保険サービス利用者が自ら適切な事業者を選択できるよう、地域で利用可能な**事業 所情報や具体的なサービスに関する情報を提供**する。
- ・福祉サービス第三者評価等を実施し、福祉サービスの質の向上や利用者によるサービス の選択に資する適切な情報の提供を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
事業者指導監督機能の強 化		実地指導		
16				
介護サービス情報公表 制度の適正な運用	公表			 ₹1回)
师人。 過至 6之/1				

○介護サービス等を支える人材の確保

- ・介護職員の賃金水準は、他産業より低く慢性的な人材不足の状態にあることから、賃金 等の**処遇改善により定着率の向上**を図る。
- ・介護の質の向上に加え、介護職員による喀痰吸引等の医療行為の実施など、介護現場の 環境は変化しており、より高い技術や専門性が求められ、介護職員の中核として介護福 祉士への需要はますます大きくなることから、**修学資金の貸与**等により、若い人材の介 護職場への就業を進め、必要な人材の確保を図る。
- ・福祉・介護人材の確保と専門的知識・技術の習得や資質向上のため、無料職業紹介・相談や社会福祉施設職員研修を充実するなど、**県社会福祉人材センターの機能を強化**する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
介護職員処遇改善及び定 着率の向上	介護職員処遇改善交付金に よる賃金等処遇改善		処遇改善事業 継続を国に働	交付金制度の きかける。 ▶
介護福祉士修学資金の貸 与		介護福祉士修学	 資金の貸与 	
'}				
県社会福祉人材センタ		社会福祉施設		
一の機能強化		福祉人材無料	 職業紹介・相談	

「分野別計画」静岡県高齢者保健福祉計画(ふじのくに長寿社会安心プラン)

5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備

保護や支援を必要とする人や家庭が、希望や自立に向けて、日々の暮らしを安心して過ごせるよう、関係機関と連携して相談・支援体制の充実を推進するなど、セーフティーネットの整備を進める。

(1) 自立に向けた生活の支援

経済的に困窮している家庭が生活基盤の崩壊を招くことのないよう、相談体制を充実するとともに、生活援護等を行い、希望や自立につなぐセーフティーネットを整える。

【目標】

就労支援を行った生活保護受給者の就職率(平成21年度8.8%) 20%

〇相談体制の充実

- ・低所得者、障害者又は高齢者の経済的自立と生活意欲の助長を促進するため、社会福祉 協議会における相談支援体制の充実を推進する。
- ・母子家庭の母親の就業を支援するための相談や情報提供、講習会を実施する。
- ・ストレス、不安・不眠などに関する相談に専任の相談員が対応する「こころの電話相談」 など、県民のこころの健康づくりに向けた相談体制を充実する。

〇生活援護を必要とする人への支援の充実

- ・生活に困窮した人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を 助長する。
- ・住宅を喪失した人又は喪失するおそれのある人に対する住宅や就労機会の確保に向けた 支援を行う。
- ・被保護者の就労促進を主体とした自立助長を図るため、具体的な内容や実施手順を定め た生活保護自立支援プログラムに基づき支援する。
- ・ホームレス等の自立を支援するため、巡回相談等を実施する。

「分野別計画」静岡県地域福祉支援計画

(2) 自殺対策の推進

自殺を予防するため、主な要因である、うつ病の早期発見、早期治療の促進や、相談体制の充実を図るとともに、市町が実施する地域の実情を踏まえた自殺対策を支援する。

【目標】

自殺による死亡率の都道府県順位(平成21年低い方から8位) 低い方から1位

〇自殺総合対策の推進

- ・自殺の主な要因である**うつ病の早期発見**のため、「睡眠」の問題を切り口として「うつのサイン」に気づいていただき、早めの専門機関への受診を促す「睡眠キャンペーン」を実施する。
- ・かかりつけ医をうつ病のゲートキーパーと位置付け、専門医である精神科医へ確実に紹介していく体制を構築する。
- ・電話を通して悩みを聴き、心の支えになっていこうという「いのちの電話」等、自ら生 きる勇気を持っていただけるよう相談体制の充実を図る。
- ・遺された方々の悲しみ、苦しみを和らげるため、支援者に対する研修会の開催や情報提供、わかちあいの会の設立についてのサポートや既存のわかちあいの会とのネットワーク化を支援する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
うつ病の早期発見		睡眠キャンペーン実施		

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

1 活力ある多自然共生地域の形成

豊かな自然環境に恵まれた地域において、地産地消を支える農林水産業等の生産基盤や 身近な生活環境を整備し、周辺都市部との道路ネットワークを構築するとともに、過疎・ 中山間地域の振興を図ることで、活力ある多自然共生地域を形成する。

(1)豊かで活力あふれる暮らしの形成

生活の基礎となる道路の整備や河川等の適正な管理など、県民が安心して快適に暮らすことのできるよう、身近な生活環境の整備を推進する。

【目標】

県民1人当たりの渋滞損失時間(平成20年度35.6時間/年) 30時間/年(平成28年) 汚水処理人口普及率(平成21年度71.5%) 79%

○安全・快適・便利な暮らしを支える道路整備の推進

- ・道路の交通渋滞を解消するため、交差点改良や立体交差化、環状道路の整備、幹線道路 のバイパス整備などの渋滞対策を推進する。
- ・地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに 30 分以内で到達できる道路網 (静岡 30「サーティー」構想)の実現に向けて、国道や県道などの幹線道路の整備を推進 する。
- ・誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、救急医療機関へ迅速かつ安全に搬送できる道路網の整備を推進する。
- ・道路交通における死傷事故を削減するため、歩道並びに自転車歩行者道の整備や、交差 点改良、道路線形の改良などの交通安全対策を推進する。
- ・生活の主要な移動経路となる駅や商店街、病院、福祉施設等を相互に結ぶ道路について 幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善などによりバリアフリー化を推進する。
- ・目的地への円滑な誘導を確保するため、案内の統一性や連続性及び英語表記を充実させ た道路案内標識を整備する。
- ・高齢化した道路施設の安全な利用を確保しつつ、新設から維持管理までの経費の縮減を 図るため、橋梁・舗装・トンネル設備などの長寿命化緊急対策を推進する。
- ・道路利用者の安全を確保するため、道路パトロールと速やかな補修による的確な道路の 維持管理に取り組む。
- ・良好な生活環境を確保するため、自動車騒音を低減する低騒音舗装などの道路の環境対策を推進する。
- ・地域住民や利用者の視点に立った道路整備を進めるため、意見交換を通じて多様な住民ニーズを事業に反映する「みち~満ち・充ちミーティング」を県内各地で実施していく。
- ・事業化に先立ち地元や市町と事業の効果や課題などを話し合う「事業着手準備制度」により、早期に事業効果を発現させる。
- ・快適な道路空間を創出するため、地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美 化活動を行う「しずおかアダプトロードプログラム」を推進する。

〇河川や港湾等の公共水域におけるプレジャーボート対策の推進

・公共水域の秩序ある利用を確保するため、地域ごとに水域利用推進調整会議を設け、プレジャーボートの適正な利用に関する推進計画を策定し、公共水域における利用者等幅 広い関係者の調整を図り、地域の特性に合わせた放置艇対策を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
プレジャーボート対策 の推進				
浜名湖の放置艇対策	暫定係留施設から恒久係留施設	新たな放置艇発 生防止のための		
	への移動完了	対策の実施		
清水港・巴川の放置艇	推進計画の改訂	恒久係留施設の		
対策	調整会議の開催	確保		
田子の浦港・沼川の	推進計画の検討	推進計画の策定	係留施設の確保	
放置艇対策				
その他地域の放置艇	推進計画の検討			
対策	係留施設の確保			

○汚水処理施設整備の推進

・河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、人口集中地域や中山間地域など地域の実情に配慮し、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等の整備や適切な維持管理を推進する。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"、 静岡県生活排水処理長期計画

(2) 美しさを重視した生活空間の形成

文化や歴史に根ざした地域固有の豊かな景観を保全するとともに、景観を損なわない公共施設等の整備を推進することにより、美しい生活空間の形成に努める。

【目標】

「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合(平成21年度68.4%) 75%

○景観に配慮した地域づくりの推進

- ・地域の景観と調和した公共施設の整備を推進するため、景観デザインの指針を策定し、 景観に配慮した公共事業の全庁的な取組を推進する。
- ・市町に対し、**景観行政団体への積極的な移行を支援**することにより、景観に配慮した地域づくりを推進するとともに、景観と調和した公共事業の推進を働きかける。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
景観に配慮した公共事業	策定と試行	実施開始	全庁実施	
の全庁的な取組の推進市町の景観行政団体移行				
支援	景観行政団体数 15 団体			景観行政団体数 23 団体

[分野別計画]静岡県社会資本整備重点計画、新静岡県景観形成ガイドプラン

(3)農林水産業の新たな展開

多様な農産物の安定供給や、森林資源の効率的な利活用、さらには水産物の供給体制づくりなど、農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備を推進する。

【目標】

農業に利用されている農地面積(平成21年71,400ha) 70,800ha※

(※平成 25 年の趨勢値は 65,500ha)

森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積

(平成 21 年 260, 371ha) 324, 000ha

力強い産地づくりに向けた漁港の整備数(平成21年29港) 36港

○多様な農産物を安定的に供給する基盤整備の推進

- ・安定的な農業生産を支える優良農地の確保を図るため、農業振興地域制度及び農地転用 許可制度の適切な運用を通じて計画的な土地利用を推進する。
- ・産業として持続する農業を支える経営体への農地の利用集積を促進するとともに、**戦略を持った意欲ある産地**を重点的な対象としながら、農業の生産性や農産物の品質の向上を図る農用地、用排水路、農道等の保全・整備を効率的かつ効果的に推進する。
- ・基幹的な農業水利施設等を適切に保全管理していくため、ライフサイクルコストの低減 を図る施設機能の監視、診断、補修、更新等のストックマネジメントを機動的かつ確実 に推進する。
- ・中山間地域等が持つ風土、農地、水辺、景観、コミュニティ等を十分に活かした農業の 確立と農山村地域の活性化を促進するため、集落機能の再編も視野に入れつつ、生産基 盤整備と併せ、必要となる生活環境整備を総合的かつ一体的に推進する。
- ・集中豪雨や地震等による農業災害を未然に防止し、被害を軽減するため、農地や農業用 施設の湛水の防止や、老朽化したため池等を改築する農地防災事業を推進する。
- ・新東名等の高規格幹線道路の整備により活動エリアが広がる首都圏や中部圏の都市住民を対象に、サービスエリア (SA)、パーキングエリア (PA)等を活用したマルシェや体験農園等の都市農村交流の場を整備するとともに、地域特性を活かした環境整備により、訪れる人が自然との共生や農山村の営みが感じられる地域づくりを促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
支原の手上仏みせ伽藤 (黒	Ē	戦略を持った意欲を	- ある産地の基盤整備	莆
産地の重点的な基盤整備				
基幹的農業水利施設等の		施設機能の監視・	診断体制の整備	
保全管理				

○森林・林業の再生に向けた施業の集約化と林道整備等の推進

- ・森林整備のための地域活動の支援を通じて森林施業計画の策定を促進するとともに、一体的・効率的な管理を行うため、小規模かつ分散する**森林施業の集約化**を推進する。
- ・林道と作業道等の一体となった路網を整備し、高性能林業機械を導入することにより低 コスト生産システムの構築を推進する。

・長期的・広域的な視点に立って、総合的な森林管理をコーディネートする人材を育成する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
森林施業集約化の取組強 化	森林整備加速化 等を活用した施 (賀茂、北駿、)	業集約化促進		
	生産システムの 実証実験の支援 (富士地域)		他地域への普及	-
(木材生産量 H20 269 千㎡)				木材生産量 450 千㎡

〇農山村地域が持つ多面的機能の発揮

- ・農業が有する空気・水・土壌の保全、国土や自然環境の保全、災害の防止といった多面 的機能の持続的な発揮を確保するため、農地や農業用施設等の管理・保全の取組を推進 する。
- ・農地や農業用施設等の地域資源を農業者、土地改良区、地域住民、NPO、民間企業等、多様な主体の参加により適切に保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」等の取組を支援する。
- ・農山村と企業等が双方の資源や人材、ネットワーク等を活かしたパートナーシップにより、農村環境保全等の協働活動に取り組む「一社一村しずおか運動」を推進する。
- ・美しい景観の形成や豊かな生態系の保全等、多面的機能を有する棚田等の保全活動へ都 市住民等の多様な人々が参加する機会を増やすため、ボランティア組織「しずおか棚田・ 里地くらぶ」等の活動地域の拡大や活動内容の拡充等を支援する。
- ・国土保全、水源かん養、保健休養、木材生産など、森林のもつ多面的機能を持続的に発 揮させるため、「静岡県森林と県民の共生に関する条例」に基づき、県民相互の合意と連 携により、森林を守り、育て、活かす取組を総合的かつ効果的に推進する。
- ・「森林との共生」の意識の県民への定着を図るとともに、"ふじのくに"から広く発信するため、「森林資源の活用とそのための人づくり」に重点を置き、平成24年秋に「第36回全国育樹祭」を開催する。
- ・森林づくり県民税を財源として、荒廃した森林の整備を進め「森の力(土砂災害の防止 水源のかん養等)」を回復させる**森の力再生事業**を継続して実施する。
- ・森林の機能を維持・保全するため、林地開発許可制度を適正に運用するとともに、保安 林の適正な配備をし、保安林の目的に即した治山事業を推進する。
- ・県営林において、利用間伐等の新たな施業を先駆的に実施し、森林整備のモデルとして 活用を進めていく。
- ・松くい虫等による被害や野生鳥獣の食害から森林を守るため、防除・駆除対策を推進す る。
- ・花粉症対策として、県内で植栽するスギ・ヒノキの苗木の全てを「花粉症の少ない品種」

に転換するための採種園を整備する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
森の力再生事業(森林づくり県民税)	前期5ヶ年計画 の見直し			
(H18~21 累計整備 4,723ha)	1, 435ha	後	 近期5ヶ年計画の推	進
		1, 200ha	1, 200ha	1, 200ha

○力強い漁業を支える漁港整備の推進

・生産流通の効率化、品質・衛生管理の改善に資する漁港整備を推進するとともに、これ らの施設を計画的かつ適切に維持管理し、長期有効活用していく。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県経済産業ビジョン、 "ふじのくに"の農山村づくり、静岡県森林共生基本計画、 静岡県地域森林計画

(4) 過疎・中山間地域の振興

豊かな自然環境を有し、県民共通の財産とも言える過疎・中山間地域について、魅力を生かして活力を高めるとともに、多様な主体の参画により集落機能を再生し、住民が安心できる生活環境を確保することで、地域の活性化を図る。

【目標】

都市農村交流人口(平成 20 年度 15,433 千人) 22,000 千人

〇魅力を生かしフロンティアを拓く

- ・自然と調和した地域の魅力を活かし、多様なライフスタイルに対応する、真の豊かさを 実感できる"ふじのくに"の住まい方「家・庭一体の住まいづくり」を提示するなど、 快適な暮らし空間の実現を図るとともに、移住・定住促進戦略を策定するなど"ふじの くに"ならではの魅力を活かした移住・定住の促進を図る。
- ・大地・森・海といった豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー等の地域資源を活用し、1次産業と2次産業又は3次産業との融合を図る6次産業化の促進や、農芸品と言える多彩な農林水産物の生産力向上や需要拡大などにより、農林水産業を柱にした地域産業を強化し、雇用の創出と確保を図る。
- ・農林漁業体験民宿認定基準の創設等の環境整備や「子ども農山漁村交流プロジェクト」 の推進などにより、農林水産物、景観、伝統文化等、農山漁村地域の資源を最大限に活 用した都市との交流を促進する。

○多様な主体の連携による地域の社会的機能の維持・向上

- ・高齢化や過疎化が進むことで弱まりかけた地域コミュニティの機能を補うため、NPOや地域活動団体など多様な主体による自主的・自発的な協働活動を支援する仕組みづくりを推進し、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに対応可能な地域力を再生する。
- ・救急医療や高度な医療を提供する医療機関へ迅速かつ安全に搬送できる道路網の整備を 推進するとともに、定期的な患者搬送体制の整備、へき地診療所への代診医師の派遣等 による医療の確保と医師不足の解消や保健・福祉サービスの充実を図る。
- ・地域住民の生活を支える鉄道・バスの公共交通機関を維持・確保するとともに、デマンド運行や乗合タクシーなど、地域のニーズに応じた利便性と効率性の向上を促進し、地域内における生活交通の充実を図る。
- ・最寄りの都市との往来や高規格幹線道路との接続の利便性を高めるとともに、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進し、都市部との時間距離や情報格差の解消を図る。
- ・水道施設や下水・ごみ処理施設など、快適で安全な生活に不可欠な生活基盤の整備を促進する。
- ・県土の保全、地球温暖化の防止、新たなライフスタイルや癒しの場の提供などの農業や 森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域住民やNPOなどとの連携と協 働により豊かな自然環境を次世代に継承する。

「分野別計画」静岡県過疎地域自立促進方針

2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

都市における利便性の向上や環境・景観等に配慮したまちづくりを進めるとともに、都 市機能の集積等により、都市空間を創造する。

(1) 豊かで活力あるまちづくり

機能的で暮らしやすい市街地の形成を図るため、都市の将来像を明らかにした都市計画のマスタープランを策定し、それに即した都市計画の決定等を推進するとともに、無秩序な市街化を防止する開発許可制度等を適正に運用する。

【目標】

日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合 (平成21年度52.8%) 60%

○暮らしやすい市街地をつくる都市計画の推進

- ・都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域を一体の都市として整備、 開発及び保全するためのマスタープランを策定するとともに、それに即した都市施設、 土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を推進する。
- ・ 通勤通学等日常交通活動の広がりの観点から一体的な圏域を形成している都市圏を対象 に、都市の骨格を形成する交通施設等の必要性及び規模を明らかにするため、都市計画 区域を超える広域的な都市交通のマスタープランを策定する。

○適正な土地利用の確保

- ・無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生を防止するため、開発許可制度の適正な運用を行う。
- ・適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引規制制度の適正な運用を行う。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、 各都市圏都市交通マスタープラン

(2) 都市のリノベーション

機能的で暮らしやすい市街地を形成するため、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する。

【目標】

用途地域内の土地区画整理事業完了率 (平成 21 年度 14.4%) 15.5% 県民1人当たりの渋滞損失時間 (平成 20 年度 35.6 時間/年) 30 時間/年(平成 28 年)

〇良好な市街地整備の促進

- ・都市における道路や公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、市町 や組合等が施行する土地区画整理事業の円滑な執行を支援する。
- ・都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町や組 合等が施行する市街地再開発事業等の円滑な執行を支援する。

○賑わいのある都市拠点の形成

・東部地域における広域的な都市拠点を形成するため、沼津市とともに民間活力を導入し、 会議場施設、展示イベント施設、宿泊施設等からなる「東部コンベンションセンター」を 沼津駅北地区に整備する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
東部コンベンション 施設設計		設計	建設工事	
センターの整備				26 年度供用 開始予定

○街路整備の推進

- 都市における円滑な移動を確保するため、幹線街路の整備を推進する。
- ・利用者の快適性・利便性向上のため、複数の交通手段をつなぐ**駅前広場の整備**を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
幹線街路の整備				
	3 箇所完成	2 箇所完成	3 箇所完成	4 箇所完成
駅前広場の整備				
			1 箇所完成	26 年度
				1 箇所完成予定

○鉄道と道路の立体交差化の推進

- ・都市における円滑な移動と踏切除却による安全確保等のため、**鉄道と道路の立体交差化** を推進する。
- ・ 沼津駅付近において、都市内交通の円滑化や南北市街地の一体化等を図るため、**鉄道高 架事業を推進**する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
鉄道と道路の立体交差				
化	1 箇所完成		1 箇所完成	26 年度 1 箇所完成予定
 沼津駅付近鉄道高架事		事業	推進	
業の推進				

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画

(3) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

都市生活の快適性、安全性を確保する上で基盤となる都市公園や、心地よい親水性を持った港湾緑地等、潤いのある空間整備を計画的に推進する。

【目標】

都市計画区域内の1人当たり都市公園面積(平成20年度8.11 ㎡/人) 8.51 ㎡/人

○人々が集う緑の空間やレクリエーションの場の創出

- ・都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、県営都市公園の適切な 管理及び利用促進に努めるとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進する。
- ・草薙総合運動場において、硬式野球場の改修、体育館の建替え等を推進し、総合運動公園としての機能を向上させる。
- ・港における景観の保持、美化を図り、潤いのある港の環境を形成するため、**緑地整備**を 推進する。
- ・富士山静岡空港周辺における豊かな自然環境の保全を進めるとともに、空港周囲部の緩 衝緑地の適切な維持管理を行い、緑あふれる空港づくりを推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
草薙総合運動場の 再整備				
硬式野球場の改修	内野スタンド改修 →	外野 ス	タンド改修	
体育館の建替え		設計	· 整備	
港における緑地の整備 (港湾 H21 4.91%) (漁港 H21 6.67%)				6. 08% 10. 15%

「分野別計画」静岡県社会資本整備重点計画、県営都市公園経営基本計画

3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

道路ネットワークの強化等により県内中心都市の連携強化や均衡ある発展を目指すとともに、国内や国際交流ネットワークの構築など、陸・海・空の基盤整備を進めることにより、全国はもとより、世界との広域交流圏を形成する。

(1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築

富士山静岡空港や新東名高速道路など大規模な交通基盤の新規整備に伴い、既存の交通 基盤との連携を強化し、本県の新たな交通ネットワーク構築を推進する。

【目標】

国内旅客輸送人員(平成20年度26億7,900万人) 27億人

〇未来を見据えた交通ネットワーク化の推進

・整備が進む新東名高速道路などの高規格幹線道路や、富士山静岡空港、港湾、高速鉄道 との連携強化とともに、既存の高速道路や高速鉄道などの利活用も視野に入れた県内の 交通基盤のあり方について、具体的な短・中・長期の工程表を策定し、ネットワーク化 を推進する。

「分野別計画〕静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"

(2) 道路網の強化

円滑な道路交通を確保し、産業の支援や交流の拡大を図るため、高規格幹線道路と、それらに関連するアクセス道路等の整備を推進する。

【目標】

中心都市等への30分行動圏人口カバー率(平成21年度87.2%) 92.8%

○国内交流促進のための高規格幹線道路等整備の推進

- ・国や中日本高速道路株式会社などに事業の推進を働きかけ、**新東名高速道路、中部横断 自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道**を早期に完成させる。
- ・富士山静岡空港や新東名高速道路、御前崎港等を連結して、総合交通ネットワークの形成に重要な役割を果たす**金谷御前崎連絡道路の整備**を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高規格幹線道路の整備				
新東名高速道路				
William Andrews			御殿場 JCT 以西	御殿場 JCT 以東
中部横断自動車道			供用予定	事業の促進
三遠南信自動車道		事業	 P:/#:	
伊豆縦貫自動車道		尹未'	比	
金谷御前崎連絡道路の 整備				
相良バイパス				
	東名牧ノ原 IC〜 西萩間 IC 間供用 予定	菅山 IC~大沢 IC 間供用予定(高 架化部分)		
国道 1 号から倉沢 IC		事業着手		•

○県内交流促進のための道路網整備の推進

- ・地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに 30 分以内で到達できる道路網 (静岡 30「サーティー」構想)の実現に向けて、国道や県道などの幹線道路の整備を推進 する。
- ・高速道路をより利用しやすくするため、国や中日本高速道路株式会社、関係市町などと 連携しながら、スマートインターチェンジの整備を促進する。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"

(3) 港湾機能の強化

県内のものづくり産業を支え、国内外との競争力を向上させるため、民の視点による質の高い港湾サービスの提供を推進し、清水港、田子の浦港、御前崎港を「駿河湾港」として一体的に整備・運営していく。

【目標】

輸出・輸入コンテナ取扱個数(平成 21 年 34.1 万 TEU) 78.7 万 TEU 穀物(トウモロコシ)取扱量(平成 20 年 72 万 t) 81 万 t(平成 32 年)

〇ものづくり・ものづかいを支える港湾機能の充実

- ・駿河湾内の「特定重要港湾」清水港、「重要港湾」田子の浦港、御前崎港について、既存 の高速道路などの利活用や整備が進む新東名高速道路や金谷御前崎連絡道路などとの 連携により、「駿河湾港」として相互補完、機能分担を図りつつ、一体的整備・運営を 推進する。
- ・自動車製造業、製紙業、食料品・飼料製造業などの競争力を向上させるため、船舶の大型化を促す大型岸壁の整備を推進し、輸送コストを低減する。
- ・地域の産業基盤となる地方港湾の整備を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
「駿河湾港」としての 一体的利活用	将来像や目標 の明確化		一体的利用	
上期世界の散集	具体策の検討			
大型岸壁の整備	田子の浦港 -12m岸壁整備	清水港	-15m岸壁整備	推進
 埠頭(基盤)整備				
		御前崎港 女岩地区(2ha)		清水港 新興津地区 (3ha)
臨海部土地造成整備				清水港 新興津地区(7ha) 造成
地方港湾の整備	熱海港 (防波堤整備)		浜名港 係留施設整備)	沼津港他 2 港 湾の整備推進

○港湾物流の拡大

- ・官民一体となったポートセールス活動の実施などにより、県外他港を経由している県内 の輸出入貨物を取り込んで、物流の地産地消の拡大を目指すとともに、企業立地と一体 となった新たな貨物の創出に取り組んでいく。
- ・物流コストを低減し、質の高い海上輸送サービスを実現するため、高機能なコンテナターミナルを整備し、民の視点による運営を推進する。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画

(4)空港機能の強化

国際競争力や県民生活の質の向上による本県の発展を目指し、富士山静岡空港の利便性や魅力を高めるための施設整備等を推進する。

【目標】

富士山静岡空港の利用者数(平成21年度53万人) 70万人

富士山静岡空港の就航地域数等(平成 21 年度定期便 8 地域、チャーター便 16 地域・158 便、小型機 402 機) 定期便 10 地域、チャーター便 20 地域・200 便、小型機 500 機 富士山静岡空港の貨物取扱量(平成 21 年度 86 t) 3,000 t

○競争力を高める空港機能の充実

- ・より多くの路線・便数の確保や空港の利便性の向上を図るため、**運用時間の延長や駐機** 場の拡充、小型機・ビジネスジェットの受入体制の充実など、空港機能の高質化を推進 する。
- ・利用者の満足度を高め、より多くの利用に結びつけるため、空港運営会社等の関係者と 連携し、空港施設等の利便性向上、質の高いサービス提供に取り組む。
- ・空港利用の拡大に向けて、安心して利用できる安全な空港とするため、関係機関と連携 し、基本施設等の適切な管理運営を行う。
- ・周辺地域と調和した緑あふれる空港の実現に向けて、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
運用時間の延長				
(H21:11.5 時間)	地元・国等関係機 関との調整	13 時間連用開始		
路線拡大に対応する駐		整備(3 スポット)	8スポットで	
機場の拡充(H21:5 スポット)			の供用開始	

○空港を活かした産業の導入と地域の魅力づくり

- ・空港をより利用しやすくするため、金谷御前崎連絡道路をはじめ、県道細江金谷線や県 道吉田大東線、県道島田吉田線(大井川新橋を含む)など、空港アクセス道路や空港周 辺道路の整備を推進する。
- ・空港西側地区に**民間航空関連事業の誘致**を進めるとともに、民間が行う航空物流機能の 充実に向けた取組に対応し、必要な基盤整備を行う。
- ・空港と周辺地域の調和ある発展を図るため、地元市町が実施する道路整備や生活環境整備等の地域振興事業を支援する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
民間航空関連事業の	計画・調整			
誘致	HIPM WOLE		基盤整備 • 公募	事業の導入

「分野別計画」 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の"みちづくり"

4-2 「安全」な生活と交通の確保

1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

県民や事業者の自主的防犯活動を促進するとともに、安全な都市環境を整備すること等により、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を進める。

(1) 防犯まちづくりの推進

県民の防犯意識を高め、地域や事業者による防犯活動を活性化させるとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の普及等により、県民、事業者、行政、警察の協働による「防犯まちづくり」の取組を推進する。

【目標】

刑法犯認知件数(平成21年41,069件) 37,000件以下

〇自主的防犯活動の促進・支援

- ・犯罪の発生状況、効果的な防犯対策等の情報を、インターネット等の多様な媒体を活用 して広報・啓発することにより、県民の防犯意識を高める。
- ・地域ぐるみの自主的防犯活動の核となる「地区安全会議」等の組織への支援を行うととも に、活動を担う人材を育成することにより、地域の防犯まちづくり活動の活発化を図る。
- ・学校、地域、警察、行政等の連携による学校内・通学路の安全確保などにより、子どもと女性の安全対策の充実を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
地域の防犯まちづくり活	防犯まちづくり	「防犯まちづく			
動の活発化	行動計画の策定	りの進め方ガイ			
防犯まちづくり組織	(今後の支援策の	ド」改訂版の作成			
への支援	検討)	支援	10 団体/年(出前講座)		
防犯活動を担う人材 の育成	犯罪不安ゼロ実 践科の開催	防犯	 講座(分野別)の	の開催	
	120 人			受講者数 500人	

〇安全な都市環境の整備の促進

・県防犯まちづくり条例に基づく指針を踏まえ、道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造・設備の普及を図る。

○犯罪被害防止活動の推進

- ・犯罪の未然防止に重点をおいた地域住民の期待に応える警察活動等により、県民の体感治安の向上を図る。
- ・各種違法行為の予防、取締りを目的としたパトロール等の警戒活動の強化を推進する。
- ・学校等と連携した非行防止活動や街頭における少年補導活動等、少年非行防止・保護総合対策を推進する。

[分野別計画] 静岡県防犯まちづくり行動計画、安全・安心推進プログラム

(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立

犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関の連携・協力体制 を確立し、支援の充実を図る。

【目標】

静岡県被害者支援連絡協議会の加盟機関数(平成21年度26機関) 36機関

○犯罪被害者等の支援

- ・犯罪被害者等基本法に基づき、県が取り組むべき支援策について取組指針を策定すると ともに、**関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実**を図る。
- ・被害者相談に的確に対応するため、主な窓口となる市町の担当職員を対象とする研修を実施する。
- ・行政、警察、関係機関・団体の連携・協力による支援を推進し、犯罪被害者等が平穏な 生活を営むことができるよう、必要とする支援を途切れなく実施する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
犯罪被害者等基本法に基		指針に基へ	づく犯罪被害者等支	で 援の 充実
づく支援体制の充実	援指針の策定			
	被害者支援ハン	被害者	支援ハンドブック	の普及
	ドブックの作成			

○犯罪被害者等支援に対する県民の理解の促進

- ・犯罪被害者や被害者遺族を講師とする講演会の開催、キャンペーン等の広報・啓発活動 により、県民の犯罪被害者等支援に関する理解の促進を図る。
- ・犯罪被害者等を地域で支えるためのボランティアの養成を行う。

「分野別計画」静岡県防犯まちづくり行動計画、安全・安心推進プログラム

2 総合的な交通事故防止対策の推進

県民の自覚と交通ルールの遵守及び交通安全施設の整備等により交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。

(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進

県民主体の交通安全活動を推進し、交通安全意識の啓発、交通安全教育等の充実を図るとともに、民間ボランティアによる交通安全組織の育成及び指導を行うことにより、交通事故の少ない社会の実現を目指す。

【目標】

交通事故の年間死者数(平成 21 年 179 人)140 人以下交通(人身)事故の年間発生件数(平成 21 年 35,878 件)34,000 件以下

〇県民主体による交通安全活動の推進

- ・県民一人ひとりが交通安全を自らの問題と実感できるよう、多くの県民が参加実践できる る交通安全運動を展開する。
- ・交通法規や交通マナーに反する行為がどのような事故や危険を招くかを、自ら体験させることに重点をおいた交通安全教育を推進する。
- ・高齢者を対象とした参加·体験・実践型の安全運転や歩行のマナーなどの教育を充実強化し、高齢者の安全意識を高める。
- ・インターネット、CATV、コミュニティFMなど、既存の媒体ではカバーできなかった圏域 や年代層を対象とした新しい広報メディアを活用した広報を強化し、より決め細やかな 広報を展開する。
- ・身近な地域で交通安全活動を支える民間交通指導員、交通安全母の会などのボランティ ア組織を育成指導し、交通安全活動を底上げする。

【主な取組】

22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
生水中分の水型			
払允内谷の検討		ストッフ作戦の推進	<u> </u>
15 回	25 回	30 回	35 回
	拡充内容の検討	拡充内容の検討	拡充内容の検討 ストップ作戦の推通

〇地域で支える交通安全活動の推進

・交通事故削減のため、交通安全指導員と連携した交通安全教育を展開し、地域全体で交 通安全活動を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域で支える交通安全活動の推進 交通安全指導員と連携し				
た交通安全教育の実施	9,300 回	9,400 回	9,500 回	9,600 回
交通診断の実施	40 回	40 回	40 回	→ 40 回
	40 E	40 [2]	40 円	40 円

[分野別計画] 静岡県交通安全計画

(2) 交通事故防止対策の推進

交通事故がもたらす社会的・経済的損失をなくし、交通事故のない「人に優しい交通社会」の実現を目指すため、高齢運転者事故防止対策や悪質・危険運転者排除対策などの交通安全確保対策を推進する。

【目標】

交通事故の年間死者数(平成 21 年 179 人) 140 人以下 交通(人身)事故の年間発生件数(平成 21 年 35,878 件) 34,000 件以下

〇歩行者に優しい安全確保対策

- ・交通弱者の視点に立った交通警察活動として、歩行者保護や駐車対策に関係する交通指 導取締りを図る。
- ・歩行者の安全を守るため、「あんしん歩行エリア」における交通安全施設や、安全な通学 路の整備を推進する。
- ・バリアフリー新法に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った交通環境を整備する。
- ・交通事故統計システム及び県警察交通管制センターの情報集積・分析能力などをより高 度化し、安全で円滑な道路交通の実現を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
バリアフリー新法に基づ				
く交通安全施設の整備	94.8%	97.4%	100%	

〇高齢運転者事故防止対策

- ・信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化・自発光化により視認性を高め、高 齢者にもわかりやすい交通表示の普及を推進する。
- ・免許更新時における講習などを充実するとともに、運転免許証の自主返納制度を効果的 に運用する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高齢運転者事故防止対策	講習などのす	講習などの充実、運転免許証の自主返納制度の効		

〇自転車総合対策

- 教育委員会と連携し、児童生徒の自転車マナー向上などの交通安全教育を実施する。
- ・自転車マナーについて学んだ生徒に独自の免許を発行する「**自転車免許制度」の実施校を拡大**する。
- ・道路管理者と連携し、自転車専用通行帯の設置や自転車道の整備など、通行環境を整備 するとともに、出合い頭事故を防ぐため、細街路交差点などに対する交通安全対策を推 進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
自転車免許制度実施校の				
拡大		40 校	45 校	50 校
7-17		27		

〇悪質・危険運転者排除などの対策

- ・交通事故の防止と道路交通秩序の維持を図るため、重大事故に直結する悪質な違反や危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを行うとともに、ひき逃げなどの悪質事件に対する捜査を強化する。
- ・飲酒運転根絶に向けて、飲酒運転者への酒類提供者などの周辺者に対する捜査を徹底するとともに、飲酒運転の根絶について広報啓発活動を推進する。
- ・暴走族の壊滅に向けて、取締りの強化や加入阻止を推進する。
- ・悪質で危険な運転を繰り返さぬよう、処分者講習を徹底するなど、危険運転者の改善を 図る教育を充実する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
飲酒運転根絶に向けた活動の推進		厳正な処分、広報活		

○新東名高速道路供用開始に伴う各種対策

・新東名高速道路の県内供用開始に伴い、高速道路本線・サービスエリア (SA)・インターチェンジ (IC) などにおける渋滞や事件・事故に的確に対応する体制等の充実を図り、県内高速道路網における安全で円滑な交通を確保する。

[分野別計画] 安全・安心推進プログラム、静岡県の"みちづくり"

3 犯罪発生を抑える警察力の強化

殺人などの凶悪事件や組織的な窃盗犯罪をはじめ、暴力団、薬物・銃器の密売組織などの組織犯罪、振り込め詐欺等に対して、各方面との情報の共有化・働きかけを行い、早期に兆しをとらえ、対策を戦略的に推進する。

(1) 犯罪対策の推進

重要犯罪や匿名性の高い知能犯罪、凶悪事件などの二次犯罪に発展するおそれのある空き巣等の侵入窃盗犯罪の検挙対策をはじめ、暴力団など反社会的勢力や来日外国人等による組織犯罪の取締りを推進することにより、県民が安全で安心して暮らせる社会を創造する。

【目標】

刑法犯認知件数(平成21年41,069件) 37,000件以下

○重要犯罪等に対する捜査の強化

- ・殺人、強盗、放火等の重要犯罪や連続発生する街頭犯罪などの早期解決に向けた捜査を 強化し、検挙率の向上を図る。
- ・振り込め詐欺やインターネット・オークション詐欺など、匿名性の高い知能犯罪に対する検挙活動や予防活動を、関係機関・団体等と連携して推進する。
- ・県民の身近で発生し、凶悪事件などの二次犯罪に発展するおそれのある侵入窃盗、自動 車盗、すり、ひったくり事件等の捜査を強化する。
- ・高齢者や若年者などを対象に被害の増加が懸念されている「悪質商法」や「ヤミ金融」 事犯などの生活経済事犯や廃棄物不法投棄事犯等の環境事犯の根絶に向けた対策を推進 する。
- ・匿名性の高いインターネットを利用したサイバー犯罪やサイバーテロに関する情報収 集・分析・取締りを強化する。

【主な取組】

一・ひゃんが				
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
重要犯罪等に対する捜査の強化		検挙率	I の向上	
	検視体制 <i>0</i> 各種事件 <i>0</i>		 	限提供の促進

〇総合的な組織犯罪対策の推進

- ・犯罪組織の実態等に関する情報収集を更に強化し、その情報を集約・分析した結果に基づく集中的かつ戦略的な捜査を推進する。
- ・暴力団等の実態解明と、組織の弱体化・壊滅に向けた取締りを推進する。
- ・税関など関係機関との連携により薬物・銃器の水際対策を強化するとともに、来日外国 人犯罪組織の実態解明や、犯罪インフラ、国際犯罪組織の情報収集を強化する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
暴力団犯罪対策	暴力団技	非除支援団体の拡充	たと取締りの継続的	りな推進
	暴力団排除支援	団体(暴力追放推 	進協議会など)を 	年間2団体増設

[分野別計画]安全・安心推進プログラム

(2) テロ等への的確な対応

官民協働による取組により、「テロ、ゲリラ」などを未然に防止し、県民が安心して生活できる安全な社会を実現する。

【目標】

テロ等の発生件数(平成21年0件) 0件

〇テロ関連情報の収集と取締り

- ・テロの未然防止を図るため、テロ組織やテロリストなどに関する的確な情報収集、分析 を行い、関連機関・団体等との連携による水際対策を強化する。
- ・テロ根絶に向けた県民意識を醸成するとともに、関連機関・団体等との連携によるテロ 対処訓練などを実施して、対応能力の向上を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
テロ関連情報の収集と取締り		情報収集の強化	と取締りの推進	
MID 9				
	関連機関	・団体等との連携	によるテロ対処訓	棟の実施

○重要施設等の警戒警備

- ・重要施設等に対するテロを未然に防止するため、施設管理者などと連携して警戒警備を 強化する。
- ・各種テロ等に備えるため、装備資機材の整備と効果的な活用を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
重要施設等の警戒警備	警戒警備の継続的な推進と施設管理者との連携強化			

[分野別計画]安全・安心推進プログラム

(3) 警察活動基盤の強化

治安維持にあたる警察力を十分に発揮させるため、活動基盤である組織体制、警察施設、 現場執行力を強化する装備資機材の計画的な整備を推進する。

【目標】

刑法犯認知件数(平成21年41,069件) 37,000件以下

〇プロ集団としての警察組織づくり

- ・人的基盤を強化するための各種取組を推進するとともに、弾力的・効果的な組織体制の 整備と人事配置を行う。
- ・各種事件現場での捜査員などの初動対応や高度な捜査力、並びに捜査幹部などの指揮能力に関する実戦的な教養を充実させるなど、**現場執行力の強化に向けた教養を推進**し、 精強な第一線警察を構築する。

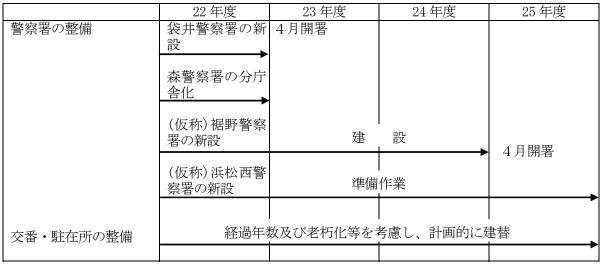
【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
現場執行力の強化に向けた教養の推進	優れた知識・技能の伝承教養の継続的な実施			
た教食の住庭				

〇活動基盤の充実

- 個人識別能力の高いDNA型鑑定の更なる活用や、現場遺留物等に対する鑑定の高度化 を図るなど、科学技術力を駆使した捜査活動の強化を図る。
- ・治安維持にあたる警察力を十分に発揮させるため、活動基盤である**警察署や交番などの 警察施設**、現場執行力を強化する各種車両や捜査用機材などの装備資機材の計画的な整備を推進する。
- ・警察活動の合理化・効率化を図るための情報処理能力の向上や現場活動に即応した情報 通信システムの構築を推進する。

【主な取組】



[分野別計画]安全・安心推進プログラム、警察署再編整備計画

4-3 地域主権を拓く「行政経営」

1 透明性の高い行政運営

地域主権の実現には、県民が行政への理解を深め、積極的に参加することが不可欠であることから、県の行政情報が入手しやすく、分かりやすく、また県に意見が言いやすい環境を整備していく。

県民の関心が高い情報の提供などにより、日本一と誇れる情報公開の実現を目指す。分かりやすい広報や情報提供、地域での積極的な広聴活動を推進し、行政運営の透明性を高め、県政に対する県民の参加を進め、「開かれた県政の推進」を図る。

【目標】

県政に関心がある県民の割合(平成21年度57.3%) 66% 県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合(平成21年度7.4%) 20%

○効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

- ・県の施策について、県民の理解と参加、協働を促すため、県民視点に立った分かりやす い文書づくりを推進する。
- ・ホームページなどを活用して、県政における重要な情報や県民の関心が高い情報などを 積極的に提供する。
- ・「県民だより」や「広報番組」など各種媒体の特性を活かしながら、定期的な広報や緊急課題に対応した迅速かつ効果的な広報を展開する。
- ・職員が地域に赴き、県施策など様々な情報の提供と説明を行う出前講座を推進し、県民 の県政への理解を深めていく。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
効果的で分かりやすい 情報提供	分かりやすい行 政文書作成に向 けた運動の展開			•
	より多くの人に 見てもらえるよ うな県民だより			-
	とホームページの検討と実施			
	出前講座の実施			•
		職員出張旅費の 公表開始		
	他の情報につい て情報提供の拡 充検討	他の情報につい て情報提供拡充		

○県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進

- ・知事広聴やタウンミーティングなど、県民と意見交換を行う機会を拡充するとともに、 県政世論調査やインターネットモニター調査など、目的を絞り、より深く課題を探る調 査広聴を実施し、県民のこえや現場のこえなどの的確な把握に努める。
- ・県民が意見・要望等を寄せる機会と手段を充実し、寄せられたこえに的確に対応すると ともに、施策に反映させるため、全庁の情報共有化を図る。
- ・政策形成過程情報の公表にあたって、県民に意見を求める県民意見提出手続を積極的に 活用し、政策形成への県民参加を促進する。
- ・道路、河川整備など計画段階から地域住民やNPO等の参加を得る協働の拡大・充実を 図り、社会資本整備への積極的な県民参加を推進する。
- ・県民参加型の透明性の高い新しい行政評価手法を導入することにより、一層の行政の生産性の向上を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
県民のこえや現場のこえなどの的確な把握	より多くの県民 の意見を聴くこ		実施	
	とができるタウンミー ティングの実施方法 の検討			
	県民のこえ意見 箱設置箇所の拡			
	大(全市町)			

[分野別計画] 静岡県行財政改革大綱、静岡県庁広報・広聴戦略プラン

2 効果的で能率的な行政運営

地域主権の実現に向け、大きな役割を担う市町の行財政基盤の強化を支援し、地域が自立した独自の行政運営ができるよう体制を整備する。あわせて、"ふじのくに"づくりに向け、行政課題に迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な県の組織づくりを進めるとともに、県民サービスの向上に努め、効果的で能率的な行政運営を推進する。

(1) 地域が自立できる行政体制の整備

住民に身近な行政は市町が担い、市町では対応が困難な広域機能や高度専門的な機能などを県が担うよう役割分担を整理し、県から市町への権限移譲を進めるとともに、自主的な市町村合併や機関等の共同設置などによる行財政基盤の強化に対する支援を行い、地域が自立できる行政体制を整備する。

また、地域住民や市町とNPO等との協働、連携を促進することにより、地域の自立を 図っていく。

【目標】

県から市町への権限移譲対象法律数(平成21年度日本一) 日本一

○権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進

- ・住民に身近な行政サービスは市町で完結できるよう、県と市町の役割分担を踏まえた**権 限移譲を進めるための新しい計画を策定し、推進**する。
- ・移譲された事務を円滑に実施できるよう、市町に対する効果的な財政支援措置を行う。
- ・移譲された事務を的確に実施できるよう人材の育成を図るため、市町の要請に基づいた 県職員の派遣や市町職員の受入れなどの支援を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
権限受け入れ意向のある				
事務の移譲	8 法令 59 事務			
権限移譲を進めるための			計画の推進	
新しい計画の策定・推進				_

○地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化への支援

- ・自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援を行う。
- ・機関等の共同設置など、市町が推進する広域連携に対する支援を行う。
- ・住民自治の充実に向けた地域自治組織の活用に対する支援を行う。

〇県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進

- ・県と市町が連携して質の高いサービスを効果的、能率的に提供するため、広域連携に向けた検討を行う。
- ・市町からの要請を踏まえた技術職員等の県からの派遣や市町の職員人事交流制度の活 用を行う。
- ・県と政令指定都市、市町との役割分担の整理を行うとともに、地域づくり等の見地から

県と市町との連携の強化を図り、効果的な行政運営を推進する。

- ・市町間の連携を支援し、地域の効果的な行政運営を推進する。
- ・県は、市町では対応困難な広域調整業務や高度専門的な業務を行い、県全体のサービス の向上を図る。
- ・地域の発展に向けて、市町等が効果的に取組を展開できるよう、県は「地域のシンクタンク」として支援を行う。
- ・自立した地域の確立に向けて、地域住民や市町とNPO等との協働による取組を促進する。

(2) 簡素で能率的な組織

地域主権時代を迎え、ますます高度化、多様化する行政需要に対して限られた人的、財政的資源により的確に対応するため、迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。あわせて、行政を代替、補完する外郭団体については、団体の自主性や自立性を確保しつつ、一層効果的で能率的な活用に努める。

【目標】

人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位(平成21年度6位) 5位以内 同規模県(人口200万~500万人規模)と比較した人口1万人当たりの県職員数 (平成21年度最少)常に最少

○地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

- ・県の権限移譲に対応した組織の見直しを推進する。
- ・国の地域主権戦略に基づく国から県、県から市町への権限移譲に対応した**組織の見直し** を推進する。
- ・県が担うべき役割を踏まえた適正な職員配置の在り方を検討する。
- 毎年度、職員数の増減内容を公表する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
地域主権推進一括法(第 2次)に基づく地域主権		国	・市町との調整	
推進計画に対応した組織改編		県組織の改編		
4×///III				•

○外郭団体の検証と見直し

- ・外郭団体の必要性、在り方、活用策等について検証と見直しを行う。
- ・外郭団体における経営の自立性の向上に向けた取組を促進する。
- ・外部からの視点を踏まえた点検評価により、外郭団体の健全性、透明性の検証と見直し を行う。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
外郭団体の検証と見直し	外郭団体の検証 と将来方向性の 決定	l l		
	次 足			

(3) 県民サービスの向上

ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供する行政サービスの質の向上を図るため、民間事業者等との役割分担を推進し、民間事業者の創意工夫の積極的な活用や、行政サービスの最適な提供主体への転換を進めていく。

また、県民本位の視点に立った不断の改革・改善を行い、質の高い行政サービスの提供に努める。

【目標】

指定管理者制度を導入している公の施設(25 施設)の利用者数

(23 施設平成 18~21 年度平均 約 497 万人) 600 万人/年

NPO法人の事業費(平成 20 年度 149 億円) 年間 200 億円

O民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供

- ・公の施設の設置目的や安全管理に配慮しながら、**民間事業者の創意工夫の活用**を推進し、 能率的かつ地域のニーズに応えたサービスの充実を図る。
- ・NPO等との協働により、効果的な行政サービスの提供を図る。
- ・NPO等の新しい公共の担い手となり得る主体への支援を行い、効果的な住民へのサービスの推進の一つの手法としての定着を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
民間事業者の創意工夫の 活用		指定管理者制度導	入への支援	
伯用 NPO等との協働		NPO等との協作	· 動の推進 ·	

○行政サービスの質の向上を図る不断の取組

- ・職員一人ひとりが身近な業務を見直す「ひとり1改革運動」を展開し、県民本位で質の高いサービスの提供に努める。
- ・ユニバーサルデザインの推進など、利用者の視点に立ったサービスの向上を図る。
- ・県民の多様なニーズに対応し、窓口の拡大や利用時間の延長など、窓口サービスの利便 性の向上を図る。
- ・行政手続きの簡素化を進め、県民の負担の軽減や処理の迅速化を図る。

3 未来を見据えた戦略的な行政運営

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のため自らが的確に判断し、独自施策を推進していく能力が求められる。

そのためには、本県の場力を引き出し魅力を高める企画立案能力、独自の施策の適法性を担保する優れた法務能力などを有する人材が求められる。また、独自の施策展開のためには、将来にわたる健全な財政基盤が不可欠である。

こうしたことから、"ふじのくに"の自立に向け、人材の育成や堅実な財政運営に努めていくとともに、時代を切り拓く戦略的な行政運営を推進していく。

(1) 次代を担う人材の育成

地域主権の実現を推進する新たな行財政運営を担う人材を育成するため、職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策を推進し、組織全体の生産性の向上と、職員一人ひとりがやりがいを実感できる環境づくりを進めていく。

【目標】

自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合(平成 21 年度 54.9%) 60% 中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合(平成 21 年度 66.7%) 75%

〇中長期的な視点に立った人材育成の推進

- ・職員の主体的なキャリア形成意識を醸成し、意欲と能力を最大限に活用する人材開発プログラム「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム (CDP)」により、中長期的な視点に立った計画的な人材育成を図る。
- ・職員の意欲と能力を活かした適材適所による人材活用に努める。
- ・職員の能力開発を支援する研修制度を推進する。
- ・独自施策の推進に必要な企画立案能力や法務能力などの自治体の自立に必要な人材や、 地域の発展を支えるシンクタンクの役割を担うことができる人材を育成していく。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	第1期研修実施			
キャリア開発研修の実施	第2期研修計画		第2期研修実施	
	策定			_

※静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム

職員の意思・意欲、それに対する努力・研鑽、その行動・成果を反映した人事管理を行い、より専門性の高い職員を育成しようとする長期人材育成システム。

〇人材と組織の活性化

- ・民間企業や団体などとの交流や海外での研修など、県庁外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。
- ・"ふじのくに"が有する場力を活用して国内外との地域間交流の推進を支える人材の育成や活用、組織の整備を図る。

○勤務成績評価制度の活用

- ・自己評価による能力の把握及び評価者からの指導、助言を通じた人材育成を推進する。
- ・勤務成績を適切に勤勉手当へ反映させ、職員の士気高揚を図る。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
勤務成績評価制度の活用 一般職員の勤務成績評 価制度の実施	<u>試行</u>	本格	 導入 -	

(2) 将来にわたって安心な財政運営の堅持

地域主権を確立するためには、"ふじのくに"の自立を支える財政基盤の確立や健全財政の維持が不可欠である。

限られた財源を有効に活用するために、歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財 政改革に取り組み、選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な 行政運営を実現する。

【目標】

富国有徳の理想郷 "ふじのくに"づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の 捻出 (平成22年度当初予算において187億円捻出) 4年間で600億円※ 県自らがコントロールできる通常債の残高 (平成21年度末 1兆9,610億円)

上限2兆円程度

(※600億円は県当初予算規模の約5%に相当する額)

〇歳出のスリム化

- ・人件費や公債費等の義務的経費の抑制を図る。
- ・財政状況や経済情勢を踏まえた機動的かつ弾力的な投資水準の適正化を推進する。
- ・役割分担を踏まえた補助金、貸付金、団体負担金の見直しを図る。
- ・定例化業務の点検、部局類似事業の解消、業務の共通発注等の検討など、内部管理経費等の 徹底した見直しを図る。
- 予算節減努力評価制度を継続して実施する。

○歳入の確保

- ・税源の涵養や税の収入率の向上など、県税の安定的確保を図る。
- ・県債の計画的な発行と活用を推進する。
- ・庁舎、広報誌への広告掲載など、新たな収入確保に取り組む。
- 税、貸付金、家賃収入等の未収金徴収対策の取組強化を図る。
- ・基金、歳計現金の運用期間を長期化するなど、更なる資金の効率的な運用を図る。
- ・県有施設の見直し、売却等を推進する。
- ・使用料・手数料等の見直しなど、受益者負担の適正化を図る。
- ・目的を達成した基金の廃止など、基金の有効活用を推進する。

○国への提言

持続可能で予見可能性の高い地方税財政制度の構築を図る。

(3) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

地域主権時代の行政経営には、地域の発展のため自らが独自の施策を着実に推進していく必要がある。

このため、目標を定め、常に施策や事務事業の評価や見直しを行いながら、県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していく。また、必要とする市町に対して成果を重視した行政経営の考え方の情報発信や取組についての支援を行い、市町と協働して全県で地域の自立に努めていく。

【目標】

全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の取組件数)

(平成 17~21 年度平均 14,024 件) 14,000 件/年

〇成果を重視した行政経営の推進

- ・県民視点に立った成果目標の設定と、達成に向けた改善などを継続的に推進し、県民満 足度の向上を図る。
- ・成果を重視した行政経営をより一層強化するため、全出先機関への行政評価手法の導入を図る。
- ・県民参加型の**透明性の高い新しい行政評価手法**を導入することにより、一層の行政の生産性の向上を図る。
- ・職員一人ひとりが業務の質の向上を目指し、日常的に自ら考え行動する組織風土を醸成するため、「ひとり1改革運動」を推進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
透明性の高い行政評価手法による行政経営	新しい行政評価手法の検討、開発	新しい行政評価手法の実施			
	試行				

〇市町との協働による行政経営の推進

・県内市町の要請に応じて、行政経営に関する県の取組の情報発信や技術支援を推進し、 市町と協働して一層の行政の生産性の向上を図る。

○活力にあふれた行政経営の推進

- ・県庁内では得がたい技術や能力を有する民間人の活用など、異なる組織風土を持つ民間 企業等との交流を通じて県組織に刺激と活力を与える。
- ・民間企業や団体などとの交流や海外での研修など、県庁外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高める。
- ・"ふじのくに"が有する場力を活用して国内外との地域間交流の推進を支える人材の育成 や活用、組織の整備を図る。
- ・静岡県行財政改革大綱の進捗状況を管理、評価して着実な推進を図るなど、不断の行 財政改革に努めていく。

- 〇基本計画の数値目標一覧
- 〇分野別計画一覧

基本計画の数値目標一覧 計161 (再掲を除く)

政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典 調査機関等)	現状値	平成25年度
----------	-----	---------------------	-----	--------

1 「命」を守る危機管理

1 減災力の強化

1	減災力の強化				
(1)	危機管理体制の 強化	危機管理全般に対する一元的な管理 体制を構築している市町の割合	地震や風水害のほか、複数の部・課に関係する危機事案が発生した場合に、全庁的対応を行う組織を整備する市町の割合	43 (H22年度)	100%
(1)	強化	地震関連情報等一斉配信システムに 登録している県職員の割合	地震関連情報等一斉配信システムに登録している 県職員の割合 (県危機管理部調査)	86 (H22.11月)	100%
	東海地震等地震	東海地震で想定される死者数(第3次 地震被害想定 約5,900人)	第3次地震被害想定(平成13年5月)における想定死 者数	△1,521人 (H20年度)	半減 (H27年度)
(2)	采传起展等起展 災害·火山災害対 策	住宅の耐震化率	居住世帯のある住宅戸数のうち、「昭和56年以降建築の住宅戸数」と「昭和56年以前建築のうち、新耐震基準を満たす住宅戸数」の合計の割合 (総務省「住宅・土地統計調査」)	79.3 (H20年度)	90% (H27年度)
	水巛予防·救刍救	住宅用火災警報器の整備率	住宅用火災警報器の整備率 (総務省消防庁「住宅用火災警報器の普及状況の推 計結果」)	60 (H21年)	100%
(3)	火災予防·救急救 助対策	救急隊が現場に到着してから、傷病 者を医療機関に収容するまでの時間	救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関 に収容するまでの時間 (総務省消防庁「救急・救助の現況」)	25.6 (H21年)	20分
(4)	原子力発電所の 安全対策	人為的ミスによる事故の発生件数	原子炉等規制法、電気事業法に基づく国への「報告事項」(事故・トラブル)、及び県市との安全協定に基づき「通報」される事項のうち、その原因が人為的ミスであるものの件数 (県原子力安全対策課調査)	_	0件
(1)	安全対策	事故・トラブルに関する情報公開率	国への報告事項(事故・トラブル)と、県市との安全 協定に基づく通報事項のうち、事業者から、公開の 場で報告や説明を得たものの件数の比率 (県原子力安全対策課調査)	_	100%
(5)	国民保護対策	静岡県国民保護計画の認知度	静岡県国民保護計画の認知度 「名前を聞いたことがあり、内容も知っている」、「名 前を聞いたことはあるが、内容は知らない」人の合計 (県危機政策課調査)	36 (H19年度)	50%
		結核等の感染症の集団発生件数	結核・コレラ・赤痢・腸チフス・腸管出血性大腸菌等 の感染症の集団発生件数 (県疾病対策課調査)	1 (H21年度)	0件
		人口10万人当たりの食品を原因とす る健康被害者数	人口10万人当たりの、食中毒患者数、健康食品による健康被害者数、異物混入による健康被害者数 (県衛生課調査)	20.0 (H21年度)	10人以下
(6)	健康危機対策	世康危機対策 レジオネラ症等患者発生原因施設の 割合	レジオネラ症等の患者が発生し、原因施設の疑いがあるとして調査した生活衛生関係営業施設のうち、検出された菌の遺伝子型が患者から分離されたものと一致した施設等の割合(県衛生課調査)	0 (H21年度)	0%
		薬物乱用者数	県内の薬物事犯による総検挙者数 (県警察資料)	581 (H21年)	年間500人 以下
(7)	その他の危機事 案への対策	各種危機事案発生に対応した行動計 画等の策定率	大気汚染、航空機事故、列車の転覆、石油コンビナート災害、船舶の沈没、大規模ガス爆発、火薬事故、家畜伝染病等にかかる行動計画、マニュアル等の策定率 (県危機管理部調査)	_	100%

2 地域防災力の充実・強化

(1)			目主防災組織に参加している人の内、目分の地区の自主防の活動が「活発である」「まあまあ活動している」と回答する人の割合の合計 (県危機情報課「東海地震についての県民意識調査」)	75.8 (H21年度)	25%	,
-----	--	--	--	-----------------	-----	---

	政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
(2)	者) 人材の育成	地域防災力強化人材育成研 修修 了 者	県地震防災センター人材育成研修コースを修了 した者 (県危機管理部調査)	1,295 (H21年度)	平成22~25 年度累計 4,800人
		ふじのくに防災に関する知事認証取 得者	防災に関する知事認証制度の創設に基づく講習を 修了した者 (県危機管理部調査)	965 (H21年度ま での累計)	年度累計
(;)資機材等の整備	市町等からの資機材等の整備要望に 対する充足率	市町等からの防災資機材の整備要望に応えた割合 (県危機管理部調査)	100 (H21年度)	100%

3 防災力の発信

 P 1 P 1 P - 11 1				
防災力の発信	韓国、台湾との相互応援協定の締結	平成20年12月に県は浙江省と防災に関する相互応援協定を締結した。今後、韓国、台湾の自治体とも同様の協定を締結する。	_	締結

4 災害に強い地域基盤の整備

(1)	地震に強い基盤 整備	東海地震で想定される死者数(第3次 地震被害想定 約5,900人)(再掲)	第3次地震被害想定(平成13年5月)における想定死 者数	△1,521人 (H20年度)	半減 (H27年度)
(2)	風水害に強い基 盤整備	風水害による死者数	大雨・洪水・高潮・津波等に起因する人的被害(死者数)の状況	0 (H21年度)	0人
(3)	土砂災害に強い 基盤整備	土砂災害による死者数	土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂崩壊に起因する人的被害(死者数)の状況	0 (H21年度)	0人

政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典 調査機関等)	現状値	平成25年度

2-1 「有徳の人」づくり

1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

(家庭の教育力の向上	県の教育施策に関する意識アンケート 「「家庭の日」を設けている」県民の割合 (県教育委員会教育政策課調査)		50%
		(公立) 実施し、結果を公表している公立幼稚園の割合 (県教育委員会教育政策課調査)	28.8 (H20年度)	公立80%
(2) 幼児教育の充実	(私立) 学校の自己評価に対して保護者等の学校関係者が 評価を行い、結果を公表している私立幼稚園の割 合 (県私学振興課調査)	31 (H21年度)	私立80%

2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~				
(1)	徳のある人間性 の育成	「困っている人がいるときは手助けを する」と答える児童生徒の割合	「かなり/まあ当てはまる」割合 (県教育委員会教育政策課調査)	小 80.9 中 77.9 高 72.8 (H21年度)	小 85% 中 83% 高 80%
(2)	健やかで、たくま	「学校が楽しい」と答える児童生徒の 割合	「かなり/まあ当てはまる」割合 (県教育委員会教育政策課調査)	小 89.9 中 84.2 高 82.2 (H21年度)	小 93% 中 90% 高 87%
(2)	しい心身の育成	新体力テストで全国平均を上回る種 目の割合	文部科学省「新体力テスト」で全国平均を上回る種 目の割合 (県教育委員会学校教育課調査)	小 93.8 中 94.4 高 94.4 (H21年度)	小 100% 中 100% 高 100%
(3)	「確かな学力」の	「授業が分かる」と答える児童生徒の 割合	「かなり/まあ当てはまる」割合 (県教育委員会教育政策課調査)	小 87.7 中 69.2 高 61.6 (H21年度)	小 90% 中 75% 高 67%
(0)	育成	全国規模の学力調査で、全国平均を 上回る科目の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」で、全国平均を上回る科目の割合 (県教育委員会学校教育課調査)	75.0 (H21年度)	100%
(4)	特別支援教育の 充実	特別な支援が必要な幼児児童生徒の ための個別の指導計画を作成してい る学校の割合	障害のある児童生徒の個別の指導計画を作成している学校の割合 (文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」)	幼 71.7 小中 87.7 高 13.3 (H21年度)	幼 85% 小中 93% 高 50%
			(公立小中高) 「かなり/まあ当てはまる」割合 (県教育委員会教育政策課調査)	公立小85.8 公立中72.6 公立高63.9 (H21年度)	公立小 90% 公立中 80% 公立高 70%
(5)	触力なる学校べく	「学校生活に満足している」と答える 児童生徒の割合	(私立高) 私立学校アンケート調査 「学校生活に満足している」と答える高校生の割合 「満足している」、「どちらかといえば満足している」の 合計 (県私学振興課調査)	私立高56.2 (H21年度)	私立高 70%
		「信頼できる先生がいる」と答える児 童生徒の割合	「かなり/まあ当てはまる」割合 (県教育委員会教育政策課調査)	公立小84.7 公立中67.2 公立高57.6 (H21年度)	公立小 90% 公立中 90% 公立高 90%
(6)	安全・安心な教育環境の確保	学校施設の耐震化率	全学校に対する耐震化達成済学校数 (県教育委員会財務課、県私学振興課調査)	市町立小中 94.2 県立高94.2 私立高82.4 (H21年度)	市町立小中 100% 県立高100% 私立高100%
	坂兎の催保	児童生徒の年間交通事故死傷者数	児童生徒の年間交通事故死傷者数 (警察調査)	3,803 (H21年)	3,400人 以下

# 3 生涯学習を支える社会づくり

(		生涯にわたり学び 続ける環境づくり	余暇時間に学習した人の割合	県の教育施策に関する意識アンケート 「余暇時間に、さまざまな内容の学習をしている人」 の割合 (県教育委員会教育政策課調査)	46.9 (H21年)	50%
(	(2)		地域で子どもをはぐくむ活動に積極的	月1回以上子どもをはぐくむ活動に参加した人の割合 合 「月に3回以上」「月に1~2回」の合計 (県総合計画課調査)	12.7 (H21年度)	20%

j	政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
(3)	青少年の健全育成	「自分が日常接する青少年の規範意 識が高まっている」と感じる県民の割 合	日常接する青少年の規範意識が向上していると思う 人の割合 「おおいに向上している」「ある程度向上している」の 合計 (県総合計画課調査)	9.7 (H21年度)	10%
		「大学の教育内容に満足している」と 答える大学生の割合	県内の大学生を対象としたアンケート調査 (県調査)		70%
(4)	高等教育機能の 充実と学術の振 興 <b>県内</b> <b>東</b>	県内大学院収容率	県内大学の学部生数に対する県内大学院生の数 (文部科学省「学校基本調査」)	8.5 (H21年)	10%
(4)		県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数と金額	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)が行った 受託研究・共同研究の件数と金額 (県調査「学生数等調査」)	675件 27億円 (H21年度)	720件 30億円
		県内の高等教育機関が開催した公開 講座・シンポジウムの参加人数	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)が実施する公開講座・シンポジウムに参加した人数 (県調査「学生数等調査」)	19,478 (H21年度)	22,000人

		化挿の辛吐		亚式25年度
政策(施策)分野	<b></b>	指標の意味	現状値	十成25十度
以束(他束)分對	14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	(出典 調査機関等)	グルルル	日橝

# 2-2 「憧れ」を呼ぶ"ふじのくに"づくり

# 1 多彩な文化の創出と継承

	多彩な文化の割り	山乙和公子			
		1年間に芸術や文化を鑑賞した人の 割合	文化に関するアンケート調査 「1年間に直接芸術や文化を鑑賞した人」の割合 (県文化政策課調査)	61.8 (H21年)	90%
(1)	地域の多彩で魅 力的な文化の創 造と発信	1年間に芸術や文化の活動を行った 人の割合	文化に関するアンケート調査 「1年間に芸術や文化の活動を行った人」の割合 (県文化政策課調査)	19.6 (H21年)	50%
		県内で活動するアートNPOの団体数	県認証NPO法人のうち、定款の活動分野に「学術・文化・芸術の振興」、かつ「活動団体に関する連絡・助言・援助」を掲げている法人数 (県県民生活課資料を基に県文化政策課作成)	219団体 (H21年度)	現状よりも向上
(0)	富士山の後世へ	富士山世界文化遺産登録の早期実 現	富士山が世界文化遺産に登録される時期	_	早期
(2)	の継承	富士山に関心のある人の割合	富士山の歴史、文化、景観、自然環境等について 関心を持つ人の割合 (県調査)		100%
(3)	伝統・歴史に培わ	遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財に関心のある人の割合	県の教育施策に関する意識アンケート 「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の割合 の合計 (県教育委員会教育政策課調査)	70 (H21年度)	75%

# 2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

		成人の週1回以上のスポーツ実施率	県の教育施策に関する意識アンケート 「週3回以上」「週1~2回」の割合の合計 (県教育委員会教育政策課調査)	44.5 (H21年)	50%
(1)	スポーツに親しむ 環境づくり	市町における地域スポーツクラブの設 置数	市町における地域スポーツクラブの設置数 (県教育委員会スポーツ振興課調査)	19市町 44クラブ (H21年)	全市町に 1つ以上
	3N30 - N		水泳場(県立水泳場、県富士水泳場)、県武道館それぞれの年間施設利用者数 (県教育委員会スポーツ振興課調査)	水泳場 265,671 武道館 263,395 (H21年)	年間 27万人
(0)	競技力の向上	国民体育大会における総合成績	国民体育大会における総合成績	21位 (H21年)	
(2)	<u>紀</u> (文/JV/川上	オリンピック出場本県関係選手数	オリンピック出場本県関係選手数	H20夏季14 人 H22冬季2人	20人
(3)	スポーツを活用し た交流促進	「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合	県の教育施策に関する意識アンケート 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計 (県教育委員会教育政策課調査)	37.7 (H22年)	5006

# 3 多文化共生と新たな地域外交の推進

(1)	多文化共生社会 の形成	外国語ボランティアバンク登録者数	(財)静岡県国際交流協会が管理運営する外国語ボランティアバンクに登録する外国語が堪能な県民の各年度末人数 (県国際課調査)	876 (H21年)	1,000人
(2)	留学生支援の推進	外国人留学生数	県内の高等教育機関(大学、短大、高専)に在籍する外国人留学生数(5月1日現在) (静岡県留学生等交流推進協議会調査)	1,601 (H21年5月)	2,500人
(3)	国際協力の推進	青年海外協力隊累積派遣者数	青年海外協力隊累計派遣者数 (JICA中部「JICAボランティア実績資料」)	1,172 (H21年度)	1,350人
(4)	国際交流の促進	県及び県内市町の国際交流協定提 携数	県及び県内市町の包括的及び分野別の国際交流 協定提携数 (県国際課調査)	63 (H21年度)	68件

Ī	政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
4	交流を支えるネッ	トワークの充実			
		国内旅客輸送人員	鉄道、自動車等の交通機関による県内及び本県と他地域間の輸送人員 (国土交通省「旅客地域流動調査」を基に県交通政策課算出)	26億7,900万 人 (H20年度)	27億人
(1)	広域交通ネット ワークの充実	富士山静岡空港の就航地域数等	航空ネットワークの充実を表す目標指標	定期便8地 域、チャー ター便16地 域・158便、 小型機402 機 (H21年度)	定期便 10 地域、 チャーター 便20地域・ 200便、小型 機500機
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	富士山静岡空港の利用者数	富士山静岡空港の利用者数 (県空港利用政策課調査)	53 (H21年度)	70万人
		富士山静岡空港の貨物取扱量	富士山静岡空港の貨物取扱量 (県空港利用政策課調査)	86 (H21年度)	3,000 <del>t</del>
		輸出・輸入コンテナ取扱個数	県内港湾の外貿コンテナ取扱個数 (県港湾企画課調査)	34.1 (H21年)	78.7 万TEU
(2)	地域交通ネット	国内旅客輸送人員(再掲)	鉄道、自動車等の交通機関による本県と他地域及 び県内地域間の輸送人員 (国土交通省「旅客地域流動調査」を基に県交通政 策課算出)	26億7,900万 人 (H20年度)	27億人
(2)	ワークの充実	中心都市等への30分行動圏人ロカ パー率	高規格幹線道路のインターチェンジ及び地域の中心都市に30分以内で到達できる人口カバー率 (県道路企画課調査)	87.2 (H21年度)	92.8%
(3)	情報通信ネット ワークの充実	光ファイバー網世帯カバー率	超高速ブロードバンド・サービスエリア世帯カバー率 (県情報政策課調査)	83.4 (H21年度 末)	86%
5	誰もを惹きつけ、	もてなす魅力づくり			
(1)	おもてなし日本一 の基盤づくり	静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅 行者の割合	本県を再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合 (県観光政策課「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」)	56 (H21年度)	60%
(2)	空港を活かした地 域の魅力づくり	富士山静岡空港の見学者等	富士山静岡空港の非航空客(見学者等)	約105万人 (開港初年 度)	100万人 以上
(3)	世界に誇れる観	観光交流客数	宿泊客数及び観光施設、イベント等への入場者・参加者数の合計値 (県観光政策課「静岡県観光交流の動向調査」)	1億4,075万 人 (H21年度)	1億5千万人
(3)	光ブランドの創出	宿泊客数	旅館、ホテル、民宿等に宿泊した客数(延べ客数) (県観光政策課「静岡県観光交流の動向調査」)	1,723 (H21年度)	1,900万人
(4)	国際観光地の形成	外国人延べ宿泊者数	外国人の延べ宿泊者数 (観光庁「宿泊旅行統計調査」)	37万2千人 (H21年)	55万8千人
(5)	新しいツーリズム の推進	ニューツーリズム旅行商品を造成した 事業主体数	産業観光、エコツーリズム等の本県の豊かな地域資源を活かして旅行商品を造成した株式会社やNPO等の民間事業者の数(県観光政策課調査)	255 (H22.3月 現在)	300社
6	多様な交流の拡	大と深化			
(1)	MICEの誘致促 進	県が支援した国際会議及びインセン ティブ旅行の誘致件数	県が各種支援を行い誘致に成功した国際会議及び インセンティブ旅行の件数 (県観光政策課調査)	3 (H21年度)	年間20件
(9)	農山漁村地域の 魅力を活用した交	都市農村交流人口	県内グリーン・ツーリズム関連施設の総利用者数 (県交流促進課調査)	15,433 (H20年度)	22,000 千人
(4)	流促進	農山村交流ビジネスによる販売額	県内グリーン・ツーリズム関連施設の総販売額 (県交流促進課調査)	137 (H20年度)	165億円

j	政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
	広域交流と連携 の促進	外国人延べ宿泊者数(再掲)	外国人の延べ宿泊者数 (観光庁「宿泊旅行統計調査」)	37万2千人 (H21年)	55万8千人
		富士山静岡空港の利用者数(再掲)	富士山静岡空港の利用者数 (県空港利用政策課調査)	53 (H21年度)	70万人
(3)		富士山静岡空港の就航地域数等(再 掲)	航空ネットワークの充実を表す目標指標	定期便8地 域、チャー ター便16地 域・158便、 小型機402 機 (H21年度)	定期便 10 地域、 チャーター 便20地域・ 200便、小型 機500機
(4)	学住一体のまち づくり	まちづくりのための活動をした若者の 割合	15~24歳のまちづくりのための活動の行動者率 (総務省統計局「社会生活基本調査」)	6.3 (H18年)	15%
(E)	家・庭一体の考え 方を取り入れた移 住・定住の促進	<b>移住・定住者数</b> 庭一体の考え	県内で移住・定住に取り組んでいる団体が把握した、移住・定住者の人数 (県交流促進課調査)	43 (H21年度)	H21~25年 度累計 350人
(5)		移住・定住に取り組んでいる団体数	県内で移住・定住に取り組んでいる団体の数 (県交流促進課調査)	8 (H21年度)	18団体

		[사고 - 구리		
-1 hts (11-hts) (1 m)	He lar 6	指標の意味	1111/14	平成25年度
政策(施策)分野	指標名		見 現状値	1 // 1 / 2 4
PX /R ( //E /R / // F)	1 H.NV. H	(出曲、調杏機関等)		日橝

# 3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

# 1 新結合による「場力」の向上

T WIND DICO.	243 - 14-			
	6次産業化等の新規取組件数	農林水産業分野の6次産業化の取組及びフーズ・サイエンスヒルズプロジェクトなど食品産業分野の新規 取組件数の合計 (県マーケティング推進課調査)	_	H22~25年 度累計 250件
新結合による「場力」の向上	地産地消率(量販店等での県産青果 物のシェア)	量販店等での県産青果物のシェア(金額ベース) (県マーケティング推進課調査)	21 (H21年)	30%
))JVJNJL	農林水産業の新規就業者数	農林水産業の新規就業者数 〈農業〉新規農業経営者、ビジネス経営体等への新 規就業者の計 〈林業〉新規しずおか林業作業士等 〈水産〉新規漁業就業者 (県経済産業部調査)	327 (H21年)	450人/年

# 2 次世代産業の創出

(1)	かじのくに新産業 創出プロジェクト の推進 新成長分野の取組件数	ファルマバレー、フーズサイエンスヒルズ、フォトンバレーの各プロジェクトにおける事業化件数 (県新産業集積課調査)		累計210件	
		新成長分野の取組件数  (新成長分野の経営革新計画の新規	新成長分野の経営革新計画の新規承認件数(新成長分野:環境、医療・健康・福祉、ロボット、航空宇宙) (県新産業集積課調査)	_	H22~25年 度累計 400件
(2)	企業立地の促進	企業立地件数	工場等を建設する目的で1,000㎡以上の用地を取得した製造業等の企業の年間立地件数 (経済産業省「工場立地動向調査」)	44 (H21年)	100件/年

#### 3 活気ある地域産業の振興

	III MOS OF II SALEMAN MAN				
(1)	中小企業の経営 力強化	中小企業の経営革新計画承認件数 (累計)	経営革新計画承認件数の累計 (県経営支援課調査)	2,172 (H21年度 末)	3,500件
(2)	県内産業の国際 化支援	県内本社企業の海外展開事業所数	県内本社企業の生産、販売、サービス等のための海 外事業所数 (県企業立地推進課「静岡県内企業海外展開状況 調査」)	952事業所 (H21年)	年間30事業 所の増
(3)	地域を支える魅 力あるサービス産 業と商業の振興	コミュニティビジネスに新たに取り組 む事業者数	地域における少子・高齢社会への対応などの課題を ビジネスの手法を用いて解決する新たなコミュニティ ビジネスの事業者数(株式会社、NPO 法人、中間法 人などの組織形態を問わない) (県商工振興課調査)	1	H22~25年 度累計 100者
		良質な商品、環境、サービスを提供す る魅力ある個店の登録件数	地域とともに歩み、良質な商品、環境、サービスを提供し、経営努力を続ける個店を、魅力ある個店として登録する制度における登録件数 (県地域産業課商業まちづくり室調査)	-	H22~25年 度累計 400件
(4)	ものづくりを支える	若年者ものづくり競技大会の出場者 数、入賞率	20歳以下の全国の職業能力開発施設・工業高校生 等による技能競技大会出場数・入賞率 (県職業能力開発課調査)	11人 9.1% (H21年度)	12人 50%
(4)	技能の継承	技能五輪全国大会の出場者数、入賞 率	23歳以下の全国の青年技能者による技能競技大会 出場数・入賞率 (県職業能力開発課調査)	44人 27.3% (H21年度)	45人 50%

# 4 生きる力の源となる農林水産業の強化

(1)	刀の回上と魅力め   る農山村づくり		農業者(法人含む)の農産物出荷額、加工、小売、 観光農園等の販売額の合計値 (県農業振興課調査)	2,600 (H20年)	3,200億円
(1)		農ビジネス販売額に占めるビジネス 経営体販売額シェア	農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体の販売額 シェア (県農業振興課調査)	23.9 (H20年)	35%
	県産材の需要と 供給の一体的な 創造	木材生産量	森林から生産した丸太の体積(暦年) (農林水産省「木材統計」)	265,000 (H21年)	<b>450,000</b> ㎡
(3)	魚食文化をはぐく む水産業の構築	漁業生産量全国シェア	漁業の漁獲量と養殖の収穫量を合計した生産量の 全国に占める割合 (農林水産省「農林水産統計年報」)	3.6 (H20年)	4.0%

j	政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
- 5	誰もが活躍できる	就業環境の実現			
	た雇用の創出と	県内高校・大学新規卒業者の就職内 定率	県内高校・大学の新規卒業予定者のうち、就職を希望する者の就職内定率 (静岡労働局「新規学校卒業者の職業紹介業務取扱状況」)	高校 99.1 大学 89.2 (H21年度)	高校100% 大学100%
(1)	様々なニーズに 応じた就業支援	障害者雇用率	県内企業における障害のある人の雇用率 (静岡労働局「毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について」)	1.65 (H21年度)	1.8%
	仕事と生活の調 和(ワーク・ライフ・ バランス)の実現	年間所定外労働時間	所定労働時間を超えて行った年間時間外労働時間 (県統計調査課「毎月勤労統計調査」)	173 (H20年)	134時間 以内
(2)		育児休業制度を就業規則に規定して いる企業の割合	育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 (県労働政策課調査)	84.3 (H20年)	100%
		技能検定合格者数	県職業能力開発協会実施の厚生労働省所管の国 家検定合格者数	3,756 (H21年度)	4,700人
(3)	「ものづくり」と「も のづかい」を支え る人材の育成	県立担い手養成施設の卒業者等の 就業率	技術専門校、あしたか職業訓練校、農林大学校、漁業高等学園の卒業者(進学者等を除く)のうち就業した者の割合 (県職業能力開発課調査)	87.8 (H21年度)	100%
		県実施の離転職者訓練受講者の就 職率[訓練終了3か月後]	技術専門校が実施する離転職者訓練修了者の修 了後3か月時点での就職率 (県職業能力開発課調査)	60.0 (H21年度)	80%

		[사고 - 구리		
-1 hts (11-hts) (1 m)	He lar 6	指標の意味	1111/14	平成25年度
政策(施策)分野	指標名		見 現状値	1 // 1 / 2 4
PX /R ( //E /R / // F)	1 H.NV. H	(出曲、調杏機関等)		日橝

# 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成

# 1 快適な暮らし空間の実現

	八旭は合うし土に	4 - 2 - 2 - 2			
(1)	豊かさを実感でき る魅力的な住まい づくりの推進	世帯人数に応じた望ましい住宅面積水準の達成率	誘導居住面積水準(個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮した居住室と、専用の台所その他の家事スペース、適切な収納スペース等にかかる、世帯数に応じた適正な水準)を確保した住宅(4人家族の戸建では125平方メートル以上)の割合(総務省「住宅・土地統計調査」)	60 (H20年)	66%
	2 ( ) ( ) ( ) ( )	住宅及び住環境に対して満足してい る人の割合	住宅や敷地の広さ・空間のゆとり、安全性、緑や自然とのふれあい、コミュニティとの関わりなど、住宅及びそのまわりの環境について総合的にみて満足している人の割合 (国土交通省「住生活総合調査」)	70.6 (H15年)	75%
		河川等の水質に係る環境基準 (BOD、COD)の達成率	公共用水域における生活環境の保全に関する環境 基準の代表指標である生物化学的酸素要求量(BO D)及び化学的酸素要求量(COD)を達成した測定 地点の割合 ※環境基準達成地点数÷測定地点数 (県生活環境課調査)	95.8 (H21年度)	100%
(2)	良好な生活環境 の確保	大気に係る環境基準(SO2、NO2、 CO、SPM)の達成率	大気に係るSO2、NO2、CO、SPMの環境基準を達成した測定地点の割合 ※環境基準達成地点数÷測定地点数 (県生活環境課調査)	100 (H21年度)	100%
		汚水処理人口普及率	県内の外国人を除く定住人口に対する下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、合併処理 浄化槽を使える人の割合 (県生活排水課調査)	71.5 (H21年度)	79%
(3)	水循環の確保	水道水の安定供給日数	水道水が断減水されることなく供給された日数 【水道施設事故等による断減水】 ・老朽管破断による100戸を超える断減水など厚生 労働省への報告日数(年間) 【渇水による断減水】 ・渇水時に給水制限を行った延べ日数(年間) ・給水制限は、一次節水対策以上とする	359日 (H21年度)	365日
(4)	動物愛護の推進	動物に関する苦情相談件数	動物に関する苦情相談件数 (県衛生課調査)	12,190 (H21年度)	10,000件 以下

# 2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

(	自ら学び自立す る消費者の育成	治毒生活知談において治毒者が白土	架空請求を除く消費生活相談の処理で、「自主交渉のための助言」で終了した割合。PIO-NETデータから算出	84.4 (H21年度)	90%
(	安全な商品・サージンドスの提供による 安心の確保	食の安全に対する県民の信頼度	県内で購入する食品の安全性について信頼できる 人の割合 「おおいに信頼できる」「ある程度信頼できる」の合計 (県総合計画課調査)	54.7 (H21年度)	66%
(	消費者被害の防止と救済		消費生活センターを設置している市町と専門資格を 有する相談員を配置している市町の計の全市町に 占める割合 (県県民生活課「市町消費者行政関係調査」)	48.6 (H21年度)	100%

# 3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

(1)		県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6 種類)排出量の削減(平成2年度比)	温室効果ガス排出量の基準年度に対する削減割合 [森林吸収量を含む] (県環境政策課調査)	△10.8% (H20年度)	△14%
(2)			県内の最終エネルギー消費量に対する新エネルギー等導入量(天然ガスコージェネレーションを含む)の割合 (県環境政策課調査)	5.1 (H21年度)	7%
		一般廃棄物排出量	家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみの1年間の合計 (県廃棄物リサイクル課調査)	1人1日当た り1,049g (H20年度)	1人1日当た り974g以下
(3)	資源の循環利用 の推進	産業廃棄物排出量	産業廃棄物の1年間の発生量 (県廃棄物リサイクル課調査)	11,993 (H20年度)	11,624千t/ 年以下
		下水汚泥リサイクル率	県内の下水処理場から発生する汚泥が堆肥等にリ サイクルされた割合 (県生活排水課調査)	86.4 (H21年度)	90%

政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
4 自然と調和する美	<b>きしい景観の創造と保全</b>			
自然と調和する美	「自分が住んでいる地域の景観を誇り に思う」人の割合	住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合 「おおいに思う」「ある程度思う」の合計 (県総合計画課調査)	68.4 (H21年度)	75%
しい景観の創造と 保全	身近にある公園や歩道等の公共的施	身近な場所の花や緑の量を十分だと感じている人 の割合 (県調査)	53 (H22年度)	70%

# 5 自然との共生と次世代への継承

(	(1)	生物多様性の確保に寄与する自然公 園面積等の維持	自然公園(国立、国定、県立)、原生自然環境保全地域(国指定)、自然環境保全地域(国指定、県指定)、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の面積の合計	90,079 (H21年度)	unn/uha
•	(2)	環境保全活動を実践している県民の 割合	環境に配慮した暮らし方を実践している人の割合「おおいに実践している」「ある程度実践している」の合計 (県総合計画課調査)	76.7 (H21年度)	100%

### 6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

		<b>まりし ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( </b>					
(1)	多様な主体による 協働の促進	NPO法人の事業費	NPO法人が毎年、所轄庁に提出する収支報告書に おける支出額の合計 (県県民生活課調査)	149 (H20年度)	年間200億 円		
(2)	地域コミュニティ の強化	県民の地域活動への参加状況	県政世論調査 地域活動への参加に関する意識調査における参加 状況の割合	80.5 (H21年度)	83%		
(3)	ユニバーサルデ ザインの推進	誰もが暮らしやすいまちづくりが進ん でいると感じる県民の割合	UDに関する県民意識調査 「誰もが暮らしやすいまちづくりの進み具合」で「とても進んでいる」「ある程度進んでいる」の合計値 (県県民生活課調査)	75.5 (H21年)	90%		
(4)	男女共同参画の 推進	個性や能力を発揮できる機会が男女 で差が無いと思う県民の割合	男女共同参画に関する県民意識調査 (県男女共同参画課調査)	18.9 (H20年)	50%		
(5)	人権尊重の意識 が定着した人権 文化の推進	「人権尊重の意識が生活の中に定着 した住み良い県」と感じる人の割合	人権問題に関する県民意識調査 人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県 となっていると感じる人の割合 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計 (県人権同和対策室調査)	30.5 (H20年)	45.0%		

		[사고 - 구리		
-1 hts (11-hts) (1 m)	He lar 6	指標の意味	1111/14	平成25年度
政策(施策)分野	指標名		見 現状値	1 // 1 / 2 4
PX /R ( //E /R / // F)	1 H.NV. H	(出曲、調杏機関等)		日橝

# 3-3 「安心」の健康福祉の実現

#### 1 安心して子どもを生み育てられる環境整備

	女心しく十ともを生み育くられる環境登伽					
	地域や職場における子育ての支援	目分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところ」と感じている人の割合   「!	住んでいるまちが、子どもを生み育てやすいと思う人の割合 「おおいに思う」「ある程度思う」の合計 (県総合計画課調査)	56.0 (H21年度)	80%	
(1)			所定労働時間を超えて行った年間時間外労働時間 (県統計調査課「毎月勤労統計調査」)	173 (H20年)	134時間 以内	
		育児休業制度を就業規則に規定して いる企業の割合(再掲)	育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 (県労働政策課調査)	84.3 (H20年)	100%	
(2)	保育サービスの 充実	保育所の待機児童数	4月1日現在の保育所入所待機児童数 (厚生労働省保育課調査)	486 (H22.4.1)	0人	
(3)	子どもや母親の健康の保持・増進	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死 亡数	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数 (厚生労働省「人口動態統計」)	66.3 (H17~21年 度の平均)	45人以下	
(4)	保護や支援を必 要とする子どもと 家庭への取組	虐待による死亡児童数	児童虐待に起因して死亡に至った児童数(県、政令市が児童虐待検証部会で検証した死亡事例の件数) (県こども家庭課調査)	1 (H21年度)	0人	

#### 2 安心医療の提供と健康づくりの推進

	安心医療の提供と健康つくりの推進				
(1)	医師、看護師等 の医療人材の確 保	壮年期(30歳~64歳)人口10万人当 たり死亡数	厚生労働省「人口動態統計」の壮年期(30~64歳) 死亡者数及び静岡県年齢別推計人口から算出 (県地域医療課算出)	253.6 (H21年)	240.0人 以下
(0)	質の高い医療の	病院機能評価認定病院の割合	(財)日本医療機能評価機構による病院機能の第三 者評価に基づく認定病院数 (県医務課調査)	31.7 (H21年度)	50.0%
(2)	惟木	壮年期(30歳~64歳)人口10万人当 たり死亡数(再掲)	厚生労働省「人口動態統計」の壮年期(30~64歳) 死亡者数及び静岡県年齢別推計人口から算出 (県地域医療課算出)	253.6 (H21年)	240.0人 以下
		静岡がんセンター患者満足度	アンケート調査において、満足していると回答した患者の割合 (静岡がんセンター調査)	入院 97.8 外来 96.7 (H21年度)	入院 95% 外来 95%
(3)	静岡県立静岡が んセンター、静岡 県立病院機構に よる高度専門医 療の提供	県立3病院の各患者満足度	アンケート調査において、満足していると回答した患者の割合 (県立総合病院、県立こども病院、県立こころの医療センター調査)	入院 総合 93.2 こども 91.0 外来 総合 83.4 こころ 83.5 こども 90.2 (H21年度)	入院 90% 外来 80%
		壮年期(30歳~64歳)人口10万人当 たり死亡数(再掲)	厚生労働省「人口動態統計」の壮年期(30〜64歳) 死亡者数及び静岡県年齢別推計人口から算出 (県地域医療課算出)	253.6 (H21年)	240.0人 以下
(4)	4大疾病等の対	壮年期(30歳〜64歳)人口10万人当 たり死亡数(再掲)	厚生労働省「人口動態統計」の壮年期(30~64歳) 死亡者数及び静岡県年齢別推計人口から算出 (県地域医療課算出)	253.6 (H21年)	240.0人 以下
(4)		結核等の感染症の集団発生件数(再 掲)	結核・コレラ・赤痢・腸チフス・腸管出血性大腸菌等 の感染症の集団発生件数 (県疾病対策課調査)	1 (H21年度)	0件
(5)	健康づくりの推進	メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の推定数	県内の市町国民健康保険被保険者の特定健診結 果データを基に算出 (県健康増進課算出)	434,511人 (H20年度)	10%減少

	政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典、調査機関等)	現状値	平成25年度 目標
3	障害のある人の自	自立と社会参加			
(1)	ライフステージに 応じた支援	自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	自分の住んでいるまちが、障害のある人が安心して 暮らせるところだと思っている障害のある人の割合 「思う」と「ある程度思う」の合計 (県障害者政策課調査)	20.7 (H21年度)	60%
(9)	目立と社会参加に向けた総合的 支援	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	「自立し、社会参加をしていると感じている」と回答した障害のある人の割合 (県障害者政策課調査)	20.2 (H18年度)	70%
(2)		障害者雇用率(再掲)	県内企業における障害のある人の雇用率 (静岡労働局「毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について」)	1.65 (H21年度)	1.8%

# 4 いきいき長寿社会の実現

(	健康でいきい 1)暮らせる長寿 づくり		立高齢者の割合	介護保険第1号被保険者のうち、援護を要しない高齢者の割合 (県介護保険課「介護保険事業状況報告」)	86.1 (H20年度)	90%
(	地域に根ざしの高い介護・サービスの指	・福祉 介	護サービス利用者の満足度	高齢者の生活と意識に関する調査による在宅の要支援・要介護認定者の介護保険制度に対する満足度の割合 (県長寿政策課「高齢者の生活と意識に関する調査」)	77.4 (H19年度)	90%

#### 5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備

(1)		就労支援を行った生活保護受給者の	福祉事務所が就労支援を行った未就労の生活保護受給者のうち就職したものの割合(県地域福祉課調査)	8.8 (H21年度)	20%
(2)	自殺対策の推進	自殺による死亡率の都道府県順位	人口10万人当たりの自殺者数 (厚生労働省「人口動態統計」)	低い方から 8位 (H21年)	低い力から

政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典 調査機関等)	現状値	平成25年度

# 4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

# 1 活力ある多自然共生地域の形成

	10万000多日然天土地域の7000人					
(1)	豊かで活力あふ れる暮らしの形成	県民1人当たりの渋滞損失時間 で活力あふ	県内の道路(国道、県道)における道路の実際の走行時間と各道路種別(国道、主要地方道等)で定められている基準速度による走行時間との差を合計した時間 (県道路企画課調査)	35.6 (H20年度)	30時間/年 (H28)	
		汚水処理人口普及率(再掲)	県内の外国人を除く定住人口に対する下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、合併処理 浄化槽を使える人の割合 (県生活排水課調査)	71.5 (H21年度)	79%	
(2)		「自分が住んでいる地域の景観を誇り に思う」人の割合(再掲)	住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合 「おおいに思う」「ある程度思う」の合計 (県総合計画課調査)	68.4 (H21年度)	75%	
		農業に利用されている農地面積	農作物の栽培を目的とする土地(けい畦を含み、作物の栽培が困難となったかい廃は含まない。) (農林水産省「耕地面積調査」)	71,400 (H21年)	70,800 ha	
(3)	農林水産業の新たな展開	森林の多面的機能発揮のため適正に 管理されている森林面積	保安林の面積、公有林の面積、森林施業計画の認 定面積並びに公的協定等により管理・保全されてい る森林の面積(県森林計画課調査)	260,371 (H21年)	324,000ha	
		力強い産地づくりに向けた漁港の整 備数	生産流通の効率化、品質・衛生管理及び環境等が 改善された漁港数 (県漁港整備課)	29 (H21年)	36港	
(4)	過疎・中山間地域 の振興	都市農村交流人口(再掲)	県内グリーン・ツーリズム関連施設の総利用者数 (県交流促進課調査)	15,433 (H20年度)	22,000 千人	

# 2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

	MX424 C1H44 CT	- 0 Hi-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11			
(1)	豆がでは刀めるま たべくN	日ごろ生活を営んでいる範囲におい て、都市機能が充足していると感じて いる人の割合	都市の機能が充足していると感じている人の割合「おおいに充足している」と「ある程度充足している」 の合計 (県総合計画課調査)	52.8 (H21年度)	60%
		用途地域内の土地区画整理事業完 了率	土地区画整理事業完了面積累計/用途面積(県市街地整備課調査)	14.4 (H21年度)	15.5%
(2)	都市のリノベーション	県民1人当たりの渋滞損失時間(再 掲)	県内の道路(国道、県道)における道路の実際の走行時間と各道路種別(国道、主要地方道等)で定められている基準速度による走行時間との差を合計した時間 (県道路企画課調査)	35.6 (H20年度)	30時間/年 (H28)
(3)	緑と潤いのあるア メニティ空間の創 出	都市計画区域内の1人当たり都市公 園面積	政令指定都市を含む都市計画区域内の都市公園 面積を人口で割ったもの (国土交通省現況調査)	8.11 (H20年度)	8.51㎡/人

# 3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

(1)	陸・海・空を結ぶ 交通ネットワーク の構築	国内旅客輸送人員(再掲)	鉄道、自動車等の交通機関による県内及び本県と 他地域間の輸送人員 (国土交通省「旅客地域流動調査」を基に県交通政 策課算出)	26億7,900万 人 (H20年度)	27億人
(2)	道路網の強化	中心都市等への30分行動圏人口カ パー率(再掲)	地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる人口カバー率 (県道路企画課調査)	87.2 (H21年度)	92.8%
(2)	港湾機能の強化	輸出・輸入コンテナ取扱個数(再掲)	県内港湾の外貿コンテナ取扱個数 (県港湾企画課調査)	34.1 (H21年)	78.7万TEU
(3)	で得機能の知化	穀物(トウモロコシ)取扱量	県内港湾(清水港・田子の浦港)の穀物(トウモロコシ)取扱量(輸入量) (県港湾企画課調査)	72 (H20年)	81万t (H32年)
		富士山静岡空港の利用者数(再掲)	富士山静岡空港の利用者数 (県空港利用政策課調査)	53 (H21年度)	70万人
(4)	空港機能の強化	富士山静岡空港の就航地域数等(再 掲)	航空ネットワークの充実を表す目標指標	域、テヤー ター便16地 域・158便、 小型機402	定期便 10 地域、 チャーター 便20地域・ 200便、小型 機500機
		富士山静岡空港の貨物取扱量(再 掲)	富士山静岡空港の貨物取扱量 (県空港利用政策課調査)	86 (H21年度)	3,000t

政策(施策)分野	指標名	指標の意味 (出典 調査機関等)	現状値	平成25年度

# 4-2 「安全」な生活と交通の確保

# 1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

(	防犯まちづくりの推進	刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯の数 (警察調査「静岡県の犯罪」)	41,069 (H21年)	
(	犯罪被害者等に 2)対する支援体制 の確立		静岡県被害者支援連絡協議会の加盟機関数 (県調査)	26 (H21年度)	36機関

# 2 総合的な交通事故防止対策の推進

	安全な交通社会 を目指す取組の 推進	交通事故の年間死者数	交通事故による年間死者数 (警察調査「交通年鑑」)	179 (H21年)	140人以下
(1)		交通(人身)事故の年間発生件数	交通(人身)事故年間発生件数 (警察調査「交通年鑑」)	35,878 (H21年)	
(2)	交通事故防止対 策の推進	交通事故の年間死者数(再掲)	交通事故による年間死者数 (警察調査「交通年鑑」)	179 (H21年)	140人以下
(2)		交通(人身)事故の年間発生件数(再 掲)	交通(人身)事故年間発生件数 (警察調査「交通年鑑」)	(H21年) 140人 35,878 <b>34,0</b>	

# 3 犯罪発生を抑える警察力の強化

(1)	犯罪対策の推進	刑法犯認知件数(再掲)	警察が発生を認知した刑法犯の数 (警察調査「静岡県の犯罪」)	41,069 (H21年)	
(2)	テロ等への的確な対応	テロ等の発生件数	警察が発生を認知したテロの数 (警察調査)	0 (H21年)	0件
(3)	警察活動基盤の 強化	刑法犯認知件数(再掲)	警察が発生を認知した刑法犯の数 (警察調査「静岡県の犯罪」)	41,069 (H21年)	

	指標名	現状値	

# 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

# 1 透明性の高い行政運営

T 105/01/E-10/10/11	>C.F.			
	県政に関心がある県民の割合	県政世論調査 県政に関心がある県民の割合	57.3 (H21年度)	66%
透明性の高い行政運営	県に息兄妛主寺かめる人のつち、伝え  セーの割合	県政世論調査 この1年間に県の仕事について、意見や要望を持ったり不満を感じたことがある人のうち、そのことを県に 伝えた人の割合	7.4 (H21年度)	20%

#### 2 効果的で能率的な行政運営

_		2112/ED			
(1)	地域が自立できる 行政体制の整備	県から市町への権限移譲対象法律数	事務処理特例条例に基づき市町に移譲している事務に係る対象法律数 (社団法人地方行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」)	日本一 (H21年度)	日本一
(2)	簡素で能率的な 組織		総務省統計により集計。職員数は、普通会計の一般 行政職員数。 (県経営管理部調査)	6位 (H21年度)	5位以内
(2,	組織	同規模県(人口200万~500万人規模)と比較した人口1万人当たりの県職員数	総務省統計により集計。職員数は、普通会計の一般 行政職員数。 (県経営管理部調査)	最少 (H21年度)	常に最少
(3)	県民サービスの 向上	指定管理者制度を導入している公の 施設(25施設)の利用者数	指定管理者制度を導入している25施設の利用者数 (県調査)	約497万人 (23施設H18 ~21年度平 均)	600万人 <i>/</i> 年
	lы <b>т</b> -	NPO法人の事業費(再掲)	NPO法人が毎年、所轄庁に提出する収支報告書に おける支出額の合計 (県県民生活課調査)	149 (H20)	年間 200億円

#### 3 未来を見据えた戦略的な行政運営

		X-0-1-2-611-2/E-D			
(1)	次代を担う人材の育成	自己の能力を職務に発揮できている と感じる職員の割合	勤務意向調書を作成した職員の中で、「現在の仕事・職場について→仕事への能力発揮度合い」について、「十分発揮」及び「ほぼ発揮」を選択した割合(県人事課調査)	54.9 (H21年度)	60%
			キャリア調書を作成した異動者の中で「スペシャリスト」を志向した職員のうち、人事異動において意向が 反映された割合 (県人事課調査)	66.7 (H21年度)	75%
	将来にわたって安心な財政運営	富国有徳の理想郷"ふじのくに"づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出	4年間の財源捻出額 (県財政課)	187億円 (H22当初予 算)	4年間で600 億円
(2)		県自らがコントロールできる通常債の 残高	県が発行する地方債(通常債)の残高 地方債は、地方公共団体が第三者から資金の借り 入れを行うことで負担する長期債務のこと	1兆9,610億 円 (H21年度 末)	上限2兆円 程度
		全職員の行財政改革に対する不断の 取組(ひとり一改革運動の取組件数)	ひとり一改革運動の取組件数 (県行政改革課調査)	14,024件 (H17~21年 度平均)	14,000件 <i>/</i> 年

# 分野別計画一覧

(括弧内は、策定・改定年月)

# 1 「命」を守る危機管理

- ·静岡県地域防災計画(毎年度修正)
- ·静岡県耐震改修促進計画(平成18年10月)
- ・静岡県第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月)
- "ふじのくに"の農山村づくり(平成23年3月予定)
- •静岡県国民保護計画(平成18年3月)
- ・静岡県感染症・結核予防計画(平成17年4月)
- ・静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画(平成21年9月)
- ・しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(平成23年3月予定)
- 静岡県薬物乱用対策推進計画(毎年度策定)
- ・静岡県石油コンビナート等防災計画(昭和52年3月)
- ·静岡県社会資本整備重点計画(平成21年3月)
- 静岡県の"みちづくり" (平成21年3月)

# 2-1「有徳の人」づくり

- ・静岡県教育振興基本計画(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに食育推進計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県子ども読書活動推進計画(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに子ども・若者プラン (平成23年3月予定)

# 2-2「憧れ」を呼ぶ"ふじのくに"づくり

- ・静岡県文化振興基本計画(ふじのくに文化振興基本計画) (平成23年3月予定)
- ・静岡県教育振興基本計画(再掲)(平成23年3月予定)
- ・静岡県スポーツ振興基本計画(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに多文化共生推進基本計画(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに総合交通計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県の"みちづくり" (再掲) (平成21年3月)
- 静岡県高度情報化基本計画(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに観光アクションプラン(平成23年3月予定)

#### 3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

- ・静岡県経済産業ビジョン (平成23年3月予定)
- ・ファルマバレープロジェクト戦略計画(平成23年3月予定)
- ・フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画(平成22年3月)
- ・企業立地促進法に基づく基本計画(県東部地域、静岡市地域、富士山静岡空港周辺地域、 浜松市地域、湖西市地域)(平成19~21年)
- ·静岡県森林共生基本計画(平成23年3月予定)

# 3-2「和」を尊重する暮らしの形成

- ・静岡県住宅マスタープラン(住生活基本計画)(平成19年3月)
- ・静岡県耐震改修促進計画(再掲)(平成18年10月)

- ·静岡県県営住宅再生計画(平成19年3月)
- •静岡県環境基本計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県生活排水処理長期計画(平成19年8月)
- ·静岡県森林共生基本計画(再掲) (平成23年3月予定)
- •静岡県動物愛護管理推進計画(平成20年3月)
- ·静岡県消費者行政推進基本計画(平成22年4月)
- ・しずおか食の安全推進のためのアクションプラン(再掲)(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに地球温暖化対策実行計画(平成23年3月予定)
- •静岡県保安林機能倍増計画(平成21年3月)
- ·静岡県社会資本整備重点計画(再掲)(平成21年3月)
- ・静岡県の"みちづくり" (再掲) (平成21年3月)
- ・ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに廃棄物減量化計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県下水汚泥処理総合計画(平成10年3月)
- ・ふじのくにの魅力を高める花と緑のまちづくり計画(平成23年3月予定)
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン (平成18年3月)
- · 県営都市公園経営基本計画(平成21年12月)
- ·静岡県地域福祉支援計画(平成23年3月予定)
- "ふじのくに"の農山村づくり(再掲) (平成23年3月予定)
- ・ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画(平成23年1月)
- ・第2次静岡県男女共同参画基本計画(平成23年2月予定)
- •静岡県人権施策推進計画(平成23年3月予定)

#### 3-3「安心」の健康福祉の実現

- ・静岡県次世代育成支援対策行動計画(しずおか次世代育成プラン)(平成22年3月)
- •静岡県保健医療計画(平成22年3月)
- · 静岡県周産期医療体制整備計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県ひとり親家庭等自立促進計画(平成22年6月)
- ・静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画(平成21年 3月)
- ・静岡県へき地保健医療計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県医療救護計画(平成18年11月)
- ・静岡県立病院機構中期計画(平成21年4月)
- ・静岡県がん対策推進計画(平成20年3月)
- ・ふじのくに健康増進計画(平成23年3月予定)
- ・ふじのくに食育推進計画(再掲) (平成23年3月予定)
- ・静岡県感染症・結核予防計画(再掲)(平成17年4月)
- ・静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画(再掲)(平成21年9月)
- 静岡県歯科保健計画(平成23年3月予定)
- ・静岡県障害者計画・静岡県障害福祉計画(ふじのくに障害者プラン21)(平成19年3月)
- ・静岡県高齢者保健福祉計画(ふじのくに長寿社会安心プラン)(平成21年3月)
- ·静岡県地域福祉支援計画(再掲)(平成23年3月予定)

#### 4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

静岡県社会資本整備重点計画(再掲)(平成21年3月)

- ・静岡県の"みちづくり" (再掲) (平成21年3月)
- ・静岡県生活排水処理長期計画(再掲)(平成19年8月)
- ・新静岡県景観形成ガイドプラン(再掲)(平成18年3月)
- "ふじのくに"の農山村づくり(再掲) (平成23年3月予定)
- ・静岡県森林共生基本計画(再掲)(平成23年3月予定)
- ・静岡県地域森林計画(平成18~22年度)
- ·静岡県過疎地域自立促進方針(平成22年9月)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成23年3月予定)
- ・各都市圏都市交通マスタープラン(平成22年3月)
- · 県営都市公園経営基本計画(再掲)(平成21年12月)

# 4-2「安全」な生活と交通の確保

- ・静岡県防犯まちづくり行動計画(平成23年3月予定)
- ・安全・安心推進プログラム(平成22年1月)
- ・静岡県交通安全計画(平成23年度予定)
- ・警察署再編整備計画(平成17年11月)

# 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

- ・静岡県行財政改革大綱(平成23年3月予定)
- ・静岡県庁広報・広聴戦略プラン (平成23年3月予定)



Shizuoka Prefecture

静岡県企画広報部総合計画課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2184

県ホームページ http://www.pref.shizuoka.jp/